

中能登町地域防災計画

雪害対策編

沿革 平成 18 年 12 月 20 日作成
平成 21 年 11 月 19 日修正
平成 23 年 3 月 22 日修正
平成 25 年 3 月 28 日修正
平成 26 年 10 月 27 日修正
平成 28 年 3 月 22 日修正
平成 30 年 3 月 22 日修正
令和 2 年 3 月 27 日修正
令和 5 年 3 月 1 日修正

令和 5 年修正

中能登町防災会議

中能登町地域防災計画 = 雪害対策編 =

目 次

第1章 総 則.....	1
第1節 目 的	1
第2節 性格及び基本理念	2
第3節 構成及び内容	3
第4節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	4
第5節 地形概説	5
第2章 雪害予防計画.....	6
第1節 防災知識の普及	8
第2節 町民及び事業者等のとるべき措置	11
第3節 自主防災組織の育成	15
第4節 防災ボランティアの活動環境の整備	17
第5節 防災訓練の充実	19
第6節 防災体制の整備	21
第7節 防災気象観測網等の整備	25
第8節 通信施設災害予防	26
第9節 道路等の交通確保対策	27
第10節 消防力の充実、強化	29
第11節 避難体制の整備	32
第12節 緊急輸送体制の整備	35
第13節 医療体制の整備	37
第14節 健康管理活動体制の整備	39
第15節 こころのケア体制の整備	40
第16節 食料及び生活必需品等の確保	41
第17節 要配慮者対策	44
第18節 産業物資確保対策	49
第19節 農林産物災害予防	50
第20節 なだれ危険地域及び孤立集落対策	51
第21節 防災パトロール	53

第 22 節	建築物等災害予防	55
第 23 節	公共施設災害予防	57
第 24 節	防災資機材等の点検整備	59
第 3 章	雪害応急対策計画	60
第 1 節	初動体制の確立	60
第 2 節	事前措置及び応急措置	67
第 3 節	災害予警報の伝達体制	69
第 4 節	雪害情報の収集・伝達	70
第 5 節	通信手段の確保	73
第 6 節	消防防災ヘリコプターの活用等	76
第 7 節	災害広報	78
第 8 節	道路等の交通確保対策	80
第 9 節	消防活動	81
第 10 節	自衛隊の災害派遣	82
第 11 節	救助・救急活動	85
第 12 節	災害医療及び救急医療	86
第 13 節	健康管理活動	89
第 14 節	災害救助法の適用	90
第 15 節	行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬	92
第 16 節	避難誘導等	94
第 17 節	飲料水・食料の供給	101
第 18 節	生活必需品の供給	103
第 19 節	防疫、保健衛生活動	105
第 20 節	要配慮者の安全確保	107
第 21 節	ボランティア活動の支援	110
第 22 節	雪、し尿、生活ごみ、がれき及び産業廃棄物の処理	112
第 23 節	こころのケア活動	114
第 24 節	住宅の応急対策	115
第 25 節	ライフライン施設の応急対策	117
第 26 節	輸送手段の確保	119
第 27 節	文教対策	120

第 28 節	応急金融対策	125
第 29 節	農林産物災害応急対策	126
第 4 章	復旧・復興計画	128
第 1 節	町民除雪デーの実施	128
第 2 節	公共施設災害の復旧	129
第 3 節	災害復旧事業に伴う財政援助及び助成	131
第 4 節	被災者への融資・支給	133
第 5 節	被災者の生活確保のための緊急措置	136
第 6 節	災害義援金・義援物資の配分	138
第 7 節	復興計画	139
第 5 章	複合災害対策	140
第 1 節	基本方針	140
第 2 節	災害予防対策	141
第 3 節	災害応急対策	142
第 4 節	災害復旧対策	143

第 1 章 総 則

第 1 節 目 的

本計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定に基づき、豪雪から町民の生命、身体及び財産を保護することを目的とする。

第2節 性格及び基本理念

1 性格

本計画は、雪害対策の一貫性を保つため、現行の「中能登町地域防災計画（一般災害対策編）」中の雪害に係る対策等を体系化したもので、「中能登町地域防災計画（雪害対策編）」とする。

2 基本理念

本計画は、町、事業所及び町民がとるべき基本的事項等を定めたものである。

町及び防災関係機関は、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、それぞれ全機能を有効に発揮し、相互に協力して、さまざまな対策を組み合わせた総合的な防災対策を講じ、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめなければならない。

このため、町及び防災関係機関は、実施計画の作成などにより本計画の具体化を図るとともに、常に町をとりまく諸条件を見極め、必要に応じて修正を加えるなど、その弾力的な運用を図る。

また、事業者及び町民は、それぞれ自助・共助の精神に基づいて自ら災害への備えの充実に努めることが大切である。

なお、災害対策の実施に当たって、町は果たすべき役割を的確に実施していくとともに、県や関係機関と相互に密接な連携を図る。

併せて、町を中心に、町民一人ひとりが自ら行う防災活動をはじめ、地域の防災力向上のために自主防災組織や地域の事業者等が連携して行う防災活動を促進することで、町、防災関係機関、事業者及び町民等が一体となって最善の対策をとらなければならない。

施策を実施するため、災害応急対策のための災害救助関係費用の支弁に要する財源はもとより、災害対策全般に要する経費の財源にあてるため、町は、災害対策基金等の積立、運用等に努める。

第3節 構成及び内容

第1章 総 則

本計画の目的及び中能登町並びに防災関係機関等が豪雪に対して処理すべき事務又は、業務の大綱など計画の基本となる事項

第2章 雪害予防計画

雪害の発生を未然に防止し、又は被害を最小限に軽減するための措置についての基本的な計画

第3章 雪害対策計画

豪雪が発生した場合に、雪害の拡大を防止するための措置並びに被害者に対する応急的救助の措置についての基本的な計画

第4章 復旧・復興計画

雪害後の復旧・復興にあたっての基本的な方針

第5章 複合災害対策

同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象における、予防対策、応急対策、復旧対策

第4節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

町及び防災関係機関は、それぞれの所掌事務又は業務を通じて中能登町に係る雪害に対する防災に寄与すべきものである。それぞれが雪害に関して処理すべき事務又は業務の大綱は、本計画「一般災害対策編」第1章「総則」第3節「防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱」のとおりとする。

第5節 地形概説

当町は、石川県能登半島のほぼ中央に位置し、北は能登の中心都市である七尾市、南は羽咋市、西は志賀町、東は富山県氷見市と接している。

また、県都金沢市、富山県富山市、奥能登の中心都市である輪島市からそれぞれ約 50 kmと、高速交通系の整備が着々と進む中、各都市からの位置的な環境として良好な立地条件にある。

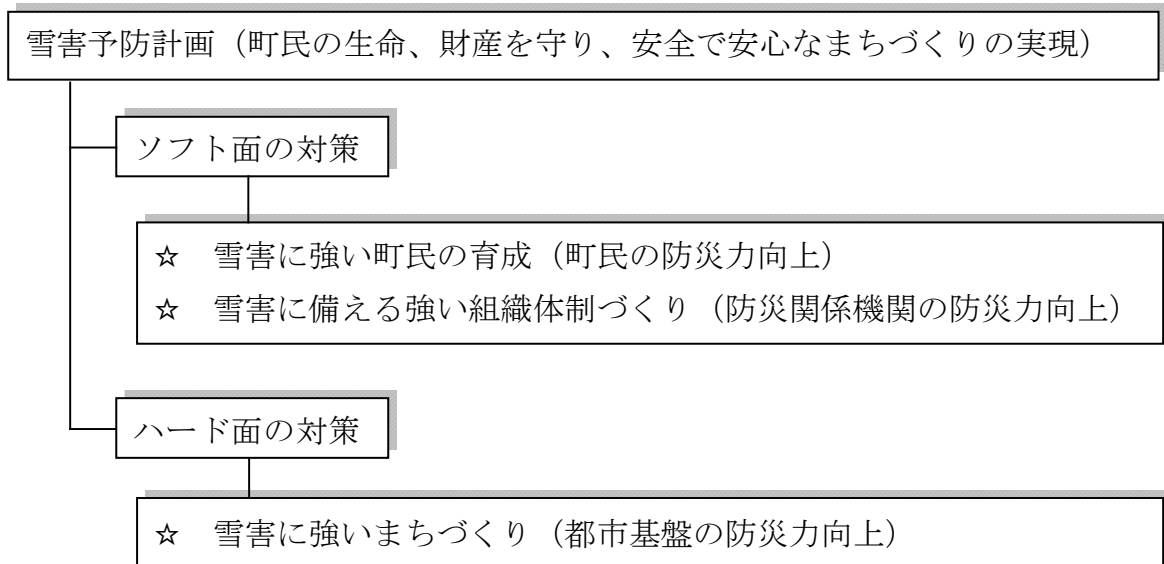
地勢は、邑知地溝帯を中心に平野部が七尾市から羽咋市まで広がり、その両翼を東側が石動山、西側が眉丈山をそれぞれ中心とする丘陵地が位置し、そこからは多くの小河川が流れ、日本の原風景とも言える田園地帯とそれを取り巻く丘陵地の緑、二宮川や長曾川などの潤いのある河川など身近な自然環境が豊富である。

国指定史跡の「石動山」や「雨の宮古墳」、「古墳公園とりや」は、豊かな自然や今なお過去が語りかけてくれるような古い歴史にふれることができ、町内外からたくさんの人々が訪れている。

第2章 雪害予防計画

【雪害予防計画の体系】

雪害から町民の生命、身体及び財産を守り、安全で安心な町づくりを実現するために必要な対策を、町及び防災関係機関等が一体となって推進する。



【雪害に強い町民の育成】

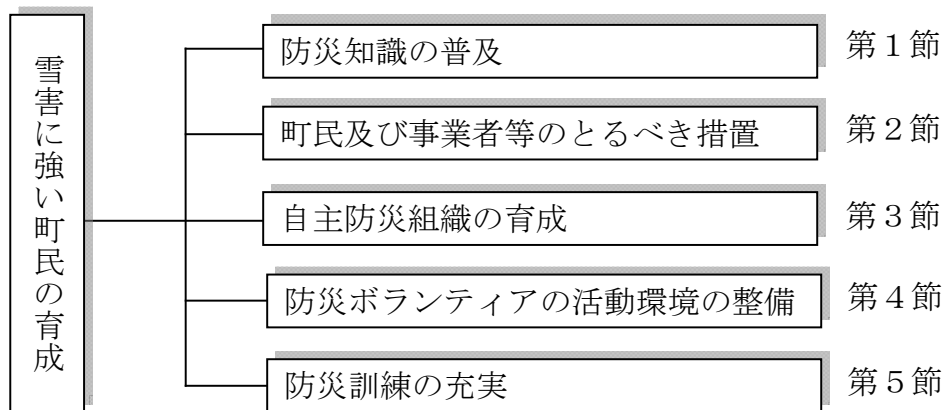
町及び防災関係機関は、防災知識の普及、啓発活動、自主防災組織の育成事業、防災訓練の実施などを通じて、職員や町民の防災対策上の役割と責務を周知させる。

災害時においては状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し、信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練等を通じて構築した関係を持続的なものにするよう努める。

また、災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限りすすめ、ハード・ソフトを組み合わせ一体的に災害対策を推進する。

さらに、防災行動力を向上させ、町民一人ひとりが雪害に対する心構えを持ち、雪害発生時においても、行動力と助け合いの精神を発揮するなど、適切な行動がとれるようにする。

なお、最新の科学的知見を総動員し、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定するとともに、過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図ることとする。



第1節 防災知識の普及

《総務部、教育部》

1 基本方針

雪害対策は人的被害防止を最優先とし、町及び防災関係機関は、平素から防災関係職員はもとより、初等教育段階から社会人教育に至るまで、町民一人ひとりに対し、様々な機会をとらえ防災知識の普及徹底を図り、もって防災意識の高揚に資する。

また、「自らの身の安全は自らが守る」、「自らの地域は皆で守る」という自主防災意識を持った雪害に強い町民の育成に努める。

2 職員に対する防災教育

町及び防災関係機関は、雪害時における適正な判断力を養い、各機関における防災活動の円滑な活動を期するため、防災業務に従事する職員等に対し、職員研修所等で防災教育を取り込むなど、あらゆる機会を利用して防災教育の普及徹底を図る。

(1) 教育の方法

- ア 講習会、研修会等の実施
- イ 見学、現地調査等の実施
- ウ 雪害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した防災活動手引等印刷物の配布等

(2) 教育の内容

- ア 中能登町地域防災計画及びこれに伴う各機関の防災体制と各自の任務分担
- イ 雪についての知識及びその特性
- ウ 防災知識と技術
- エ 防災関係法令の運用
- オ その他災害対策に必要な事項

3 学校教育における防災教育

児童生徒が正しい防災知識を身につけることは、将来の災害に強い町民を育成する上で重要である。

そのため、町教育委員会及び学校長は、学校における防災訓練等をより実践的なものにするとともに、学校の教育活動全体を通じて、継続的な防災教育を推進する。

なお、防災教育を含めた安全教育については、各学校で「学校安全計画」「危機管理マニュアル」を点検し、教職員の共通理解の下で、学校全体で取り組みを進める。

- (1) 大規模な災害から児童生徒等の安全の確保を図るため、保護者をはじめ、当該学校が所在する地域の実情に応じて、町その他関係機関、地域の住民との連携を図り、より実践的な防災訓練の実施に努める。
- (2) 児童生徒の発達段階に応じて、地域の実情を踏まえた防災教育用教材やパンフレット等を作成・活用して、以下の事項等について指導を行う。
 - また、自らの安全を確保するための行動及び他の人や集団、地域の安全に役立つことができる態度や能力を養う。
 - ア 防災教育の充実
 - イ 積雪・降雪時の登下校中、在宅中に起きる様々な危険とその際の対処の方法
 - ウ 具体的な危険箇所、事故等
 - エ 災害時におけるボランティアの重要性
 - オ 要配慮者に対する配慮
 - カ その他災害対策に必要な事項

4 町民に対する防災知識の普及

町及び防災関係機関は、防災思想の高揚を図り、自主防災体制の確立を期するため、町民に対して、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等あらゆる機会を利用して防災知識の普及の徹底を図る。

なお、防災マップの作成にあたっては、町民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する町民等の理解の促進を図るよう努める。

また、雪崩危険箇所等の存在、融雪時の対応、雪崩に関する情報等についてわかりやすくまとめた災害発生時の行動マニュアルやハザードマップ等の作成、配布に努め、住民に周知徹底する。

(1) 普及の方法

ア 生涯学習教育を通じての普及

教育内容の中に防災関係の事項をとりあげるほか、防災関連の講座等を実施して、防災上必要な知識の普及に努める。

イ 広報媒体等による普及

(ア) 防災行政無線、音声告知端末、町ホームページ、ケーブルテレビ(なかのとチャンネル)、中能登町安全・安心メール等による普及

(イ) 広報・パンフレット、防災に関するテキストやマニュアル等の印刷物による普及

(ウ) 講習会・防災訓練、実地研修等の開催による普及

ウ 社会教育施設の活用を通じた普及

公民館等の活用など、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及推進を図る。

(2) 普及の内容

ア 地域防災計画及びこれに伴う各機関の防災体制

イ 雪についての知識及びその特性

- ウ 普段からの心がけ（住宅の点検、火災の防止、非常用飲食料の備蓄）
- エ 要配慮者に対する配慮
- オ 自主防災組織の活動
- カ 降積雪時の心得（交通対策、除雪計画、落雪・転倒注意、渋滞時の車内での一酸化炭素中毒）

5 町民の雪害に対する心構え

- (1) 集中的な大雪が予測される場合は、町民一人一人が非常時であることを理解して、降雪状況に応じて不要・不急の外出を控える等、主体的に道路の利用抑制に取り組むことが重要である。
- (2) 雪道を運転する場合は、気象状況や路面状況の急変があることも踏まえ、車両の運転者は車内にスコップやスクレーパー、飲食料、毛布及び携帯トイレ等を備えておくよう心がけるものとする。

6 防災相談及び意識調査

町及び防災関係機関は、町民の雪害対策の相談に積極的に応じるとともに、防災意識を把握するため、町民に雪害対策の意識調査を必要に応じて実施する。

7 災害教訓の伝承

- (1) 町は、能登半島地震など、過去に起こった災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努める。
また、災害に関する石碑やモニュメント等を適切に保存するとともに、その持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。
- (2) 町民は、自ら災害教訓の伝承に努めるものとし、町は、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、町民が災害教訓を伝承する取組を推進する。

第2節 町民及び事業者等のとるべき措置

〈総務部、消防本部〉

1 基本方針

雪害等における被害及び混乱を防止するため、町民及び事業者等の果たす役割が極めて大きいことから、町民及び事業者等は、自ら防災対策をとり、冷静かつ的確な行動をとる。

2 町民のとるべき措置

平素から次の事に留意し、万一の場合に備えておく。

(1) 平常時の心得

ア 日頃から出火の防止に努める。

- ・火を使う場所の不燃化及び整理整頓。
- ・ガソリン、灯油等の危険物類の容器及び保管場所の注意。
- ・プロパンガスボンベ等は固定し、止め金具、鎖の緩み、腐食の点検。

イ 消火用具を準備する。

- ・消火器等を備え、日頃から点検し、いつでも使用できる場所に設置。

ウ 除排雪用具を準備する。

- ・冬季前に、除排雪をするための用具を準備し、すぐに使用できる場所に保管する。

エ マイカーの冬への備えをする。

- ・冬期には、早めに冬用タイヤに交換する。
- ・日頃から、除排雪作業に支障をきたさないよう、路上駐車を行わない。

オ 降積雪期に向け、住宅の屋内外を点検する。

- ・積雪に耐えられるよう修繕することや、落雪によるガラス等の破損防止策を講じる。

カ 側溝や下水を清掃する。

- ・日頃から側溝や下水を清掃し、流れを良くしておく。

キ 食料・飲料水・燃料など次のものを備蓄しておく。

- ・家族が必要とする「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水（家族構成（乳幼児、高齢者、アレルギー、慢性疾患等）を考慮した食料、飲料水の備蓄）、燃料。
- ・携帯トイレ、簡易トイレ、トイレトペーパー。
- ・風邪薬などの医薬品等。
- ・ラジオ、懐中電灯等の防災用品。
- ・ロープ、バール、スコップなどの避難救助用具等。
- ・自動車へのこまめな満タン給油。

ク 家族で次の対応措置を話し合っておく。

- ・雪害発生時の情報収集、除雪等の役割分担及び避難所、避難路。

- ・毎日の行動予定及び雪害時の連絡先と連絡方法。
 - ケ ペット動物との同行避難や避難所での飼養について準備する。
 - コ 地域等の防災訓練に積極的に参加し、雪害時の行動力を身につける。
 - サ 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備えを講ずる。
- (2) 雪害時の心得
- ア ラジオやテレビで気象情報、防災上の注意事項をよく調べる。
 - イ 外出は見合わせる。
 - ウ 不要・不急の道路利用は控え、自家用車の使用は極力さける。（公共交通機関等の積極的利用）。
 - エ 渋滞防止のための時差出勤を行う。
 - オ エンジンをかけたままの駐車における一酸化炭素中毒に注意する。
 - カ 隣近所等と協力し、消火栓等の防災設備の周り等を除排雪する。
 - キ 水道管の破裂に注意する。
 - ク 火が出たら隣近所で初期消火。
 - ケ 消防車や救急車等の緊急車両が通行できるよう、生活道路の除排雪に協力する。
 - コ 屋根雪下ろしは、安全確保のため、命綱や滑り止めの着用をするとともに、複数で作業を行うなどに留意する。
 - サ 屋根雪の落下に注意し、極力、屋根下に近づかないようにする。
 - シ 屋根雪の落下や積雪によるガス事故防止に必要な措置を行う。
 - ス 雪崩に注意し、がけ、川べりには近づかない。
 - セ 協力しあって応急救護。
 - ソ 協力しあって生活道路、歩道等の除排雪。

3 事業者等のとるべき措置

事業者等は、自らの防災計画（事業継続計画（BCP）、消防計画、予防規程その他の規程等を含む。）に基づくなど、事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努め、平常時から次のことに留意し、雪害時に備えておく。

- (1) 平常時の心得
- ア 自主防災体制の確立を図る。
 - イ 情報収集、伝達方法を確認しておく。
 - ウ 事業所の耐雪化に努める。
 - エ 積雪時による危害防止措置を講ずる。
 - オ 防火用品等の備蓄をしておく。
 - カ 除排雪用具を準備しておく。
 - キ 冬期は早めに、事業所車輛等を冬用タイヤに交換し、滑り止め装置等を準備しておく。
 - ク 出火防止対策を講ずる。

- ケ 地域住民との協力体制。
 - コ 防災訓練等の実施及び地域の防災訓練に積極的に参加する。
 - サ 燃料、電力等重要なライフラインの供給不足への対応措置を講ずる。
 - シ 取引先とのサプライチェーンの確保等を図る。
 - ス 従業員等を一定期間事業所等内にとどめておくことができるよう、従業員に対する安否確認方法の周知や物資等の備蓄など帰宅困難者対策に努める。
 - セ 損害保険への加入など資金の確保を図ること。
 - ソ 食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、県及び市町との協定の締結に努める。
- (2) 防災計画等作成上の留意事項
- ア 県及び町の地域防災計画に留意するとともに、事業所の立地条件（交通手段、建築構造及び周辺市街地の状況等）、事業内容等を考慮した実効性のあるものにする。
 - イ 従業員、顧客及び周辺住民の人命の安全確保、出火の防止、混乱の防止等二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生についての対策を重点に作成する。
 - ウ 責任者の不在時についても考慮する。
 - エ 防災訓練等の実施及び地域の防災訓練への積極的な参加に努める。
 - オ 他の防災又は保安等の規程がある場合は、それらの計画と整合性を図る。
 - カ 事業所内外の情勢に応じて、逐次見直しを行い、実情にあったものにしておく。
 - キ 建築物の防火又は避難上重要な施設及び消防用設備等を点検し、使用準備（消火用水を含む。）等の保安措置を講ずる。
- (3) 雪害時の心得
- ア 必要に応じて対策本部の設置、自衛消防組織の出動、防災要員の動員及び配備等の体制をとる。
 - イ テレビ、ラジオ等により必要な情報を入手し、顧客、従業員等に迅速かつ正確に伝達する。
 - ウ 顧客、従業員等が適正な行動がとれるよう、事業所の利用状況等により判断して、指示、案内等を行う。この場合、要配慮者の安全に特に留意する。
 - エ 電話がかかりにくくなった場合には、不要不急の電話は中止するとともに、特に、県、市町、警察、消防、放送局、鉄道等に対する問い合わせは控える。
 - オ バス、タクシー、生活物資輸送車等、町民生活上必要な車輛以外の車輛の使用は、できるかぎり控える。
 - カ 渋滞や交通規制を考慮した業務を実施する。
 - キ 救助、救急資機材及び飲料水、非常食料、医薬品、照明器具等、災害応急対策の実施に必要な資機材を配備する。
 - ク 建築工事、隧道工事及び金属溶接作業、高速回転機械の運転等、災害発生により危険が予想される作業は、原則中止とし、応急補強等必要な措置を講ずる。

ケ 屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、また、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。

4 町民及び事業者等による地区内の防災活動の推進

町内の一定の地区内の町民及び当該地区に事業所を有する事業者等は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努める。

この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を共同して作成し、これを地区防災計画の素案として町防災会議に提案するなど、町と連携して防災活動を行う。

なお、町は、本計画に地区防災計画を位置付けるよう、町内の一定の地区内の町民及び当該地区に事業所を有する事業者等から提案を受け、必要があると認めるときは、町地域防災計画に地区防災計画を定める。

第3節 自主防災組織の育成

《総務部、厚生部、消防本部》

1 基本方針

雪害は、被害が長期かつ広範囲に及ぶことが予想され、道路交通の混乱等から災害応急対策の活動が阻まれ、十分な活動が行われない場合が予想される。

このため、被害の拡大防止を図るためには、防災関係機関の活動のみならず「自らの地域は皆で守る」という共助意識のもとに、初期における自主的な防災活動が重要である。

町は、地域住民及び事業所等自らが出火防止、初期消火、救出救護活動及び地域ぐるみの除排雪を実施できる自主防災組織の組織づくりを推進し、その充実強化を図るとともに、消防団や婦人会等地域の各種団体等との連携を通じて、一体となって地域コミュニティの防災体制の充実を図る。

2 地域住民等の自主防災組織

(1) 組織の育成

町は、町民の自主的な防災組織の重要性を認識し、多様な世代が参加できるような地域ぐるみの自主防災組織の設立や意識啓発及びリーダー等の育成、強化を図り、組織率の向上、活動の活性化及び地域ごとの連携を促進する。

その際、自主防災組織が有効に機能し、円滑な避難や避難所運営が行われるためには、地域の実情を把握し防災知識等を有する防災士等の防災リーダーが必要であることから、自主防災組織リーダー育成研修会の実施などを通じて、その計画的な育成に努めるとともに、フォローアップ研修を通じて、その技術・技能の維持向上を図る。

なお、特に女性防災士の育成など、女性の参画促進や地域の実情に応じた防災資機材の整備に努めるものとし、必要な財政措置等を講ずる。

(2) 活動内容

自主防災組織は、地域の実情に応じた活動計画を策定するとともに、これに基づき、平常時及び雪害時において効果的な防災活動を次により行う。なお、町は、雪害時における自主防災組織の役割について効果的な周知を行う。

【平常時】

- ア 情報の収集伝達体制の確立
- イ 防災知識の普及
- ウ 火気使用設備器具等の点検
- エ 防災資機材の備蓄及び管理
- オ 地域における避難行動要支援者の把握
- カ 避難所となる学校との連携・情報交換、協力体制の確立
- キ 炊き出し訓練の実施

【積雪時】

- ア 町と連携し、生活道路等の地域ぐるみの除排雪
- イ 出火防止、初期消火活動
- ウ 地域内の被害状況等の情報収集、住民に対する避難命令の伝達
- エ 救出救護の実施及び協力
- オ 集団避難の実施
- カ 避難所運営の実施及び協力
- キ 炊き出しや救助物資の配分に対する協力
- ク 避難行動要支援者の避難行動への支援

(3) 避難行動要支援者に対する地域協力体制

避難行動要支援者は、雪害が発生した場合には、自力による避難が困難である。このため、自主防災組織は、町と連携しながら、寝たきりや一人暮らしの高齢者等に対する地域の協力体制づくり及び社会福祉施設等に対する地域の協力体制づくりを推進する。また、屋根雪おろし等の実施に協力する。

3 事業所の自衛消防隊等

事業所は、家庭に比べて使用する火気使用設備・器具や貯蔵又は取扱う危険物が質・量ともに大きく、被害拡大の危険性が高い。

このため、事業所は、町及び防災関係機関の実施する防災事業に協力するとともに、その社会的責任を自覚し、地域社会の一構成員として、地域の自主防災組織と相互に協力・連携できる体制の整備に努める。

更に、自ら防災施設や消防設備を整備するとともに、自衛消防隊等を充実、強化し、その活動能力を高めることにより、雪害の軽減、防止に努める。

第4節 防災ボランティアの活動環境の整備

〈総務部、厚生部〉

1 基本方針

(1) 豪雪による被害の拡大を防止するため、町及び防災関係機関の迅速かつ的確な対応にあわせ、住民による自主的かつきめ細かな対応も必要である。

このため、町及び防災関係機関は、ボランティアの防災活動が安全かつ円滑に行われるような活動環境の整備を図るとともに、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会、ボランティア団体、NPO、区、民生委員・児童委員、防災士、災害ボランティアコーディネーター等との連携強化を図るとともに、中間支援組織（NPO、ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図る。

また、大規模・広域災害発生時においても、ボランティア活動が円滑かつ効果的に行われるよう、コーディネート機能の強化を図るとともに、防災ボランティア活動に対する町民の理解促進のための広報活動に努める。

(2) 町は、行政、NPO、ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、研修制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。

2 防災ボランティアの環境整備

防災ボランティアの活動には、無線通信、医療看護、建築物・宅地の応急危険度判定等一定の知識、経験や特定の資格を要するものや避難所における炊出し、清掃作業、除雪作業等特に資格や経験を必要としないものがあるが、当面、次の業務に区分し、被災者ニーズ等の情報提供を適切に行ったうえで、その効果的な活用が図られるよう、町担当部局は、県担当部局や関係機関と連携して環境整備を行う。

- ア アマチュア無線通信業務（総務課）
- イ 傷病人の応急手当等医療看護業務（健康保険課）
- ウ 被災建築物の応急危険度判定業務及び被災宅地の危険度判定業務（土木建設課）
- エ 特殊車輛等の操縦、運転業務（総務課）
- オ その他専門的な技術、知識を要する業務（総務課）
- カ その他の業務（総務課）

3 防災ボランティアの受入体制等

(1) 防災ボランティアの柔軟な受け入れ

町及び防災関係機関は、雪害時において2の防災ボランティアを効果的に活用できるよう、氏名、連絡先、活動の種類等を把握し、事前登録に努めるとともに、災害ボランティアコーディネーターの活用により、事前登録していないボランティアを効果的に受け入れる体制を整える。

(2) 災害対策ボランティア現地本部の運営訓練

町は、ボランティア活動の支援に必要な事務用品や各種資機材を確保しておくとともに、迅速にボランティアへの情報提供、相談体制を構築できるよう、平常時より災害対策ボランティア現地本部（以下「ボランティア現地本部」という。）の運営訓練を行う。

(3) 被災宅地危険度判定体制の整備

緊急の判定活動に対応するため、町は、全国被災宅地危険度判定連絡協議会と連携しながら、地域連絡協議会を組織し、被災宅地危険度判定の活動体制の整備を図る。

(4) 災害廃棄物等の撤去等に係る連絡体制の構築等

町は、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築する。

また、町は、地域住民やNPO、ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進める。

4 防災ボランティアの育成

(1) 町及び関係機関は、平時より積極的に防災ボランティアとして支援活動を行う上での知識や技術について講習会、研修会を開催するとともに、地域における防災訓練等においても町会（自治会）、民生委員、防災士、NPO、ボランティアなど地域住民と一体となった訓練を実施する。

(2) 町は、防災ボランティアに関する普及啓発を行い、町民や学生、企業、NPO、ボランティア等に積極的に参加を呼びかける。

(3) 町は、防災ボランティアの受け入れや派遣、支援物資の調達などを行うボランティア現地本部において、防災ボランティアと被災者ニーズとの総合的な調整を行う災害ボランティアコーディネーターを養成するとともに、コーディネーター力の向上のための研修等を行う。

(4) 町は、地域住民及び関係機関と連携して、災害ボランティアコーディネーターの活用を中心に、被災者のニーズに即した専門ボランティア活動が効果的に行える体制づくりに努める。

第5節 防災訓練の充実

《総務部、厚生部、消防本部》

1 基本方針

町及び防災関係機関は、雪害予防の万全を期するため、単独又は共同して、能登半島地震や東日本大震災の教訓等を踏まえて、冬期間におけるより実践的な防災訓練の継続的な実施に努める。

また、町及び防災関係機関は、特に自主防災組織や一般町民に参加を求めて、降積雪時の初期消火、避難等をより多くの町民が身をもって体験できるように努める。

なお、訓練の実効性を高めるため、訓練終了後、評価及び課題の整理等を行い、事後の訓練や町地域防災計画、各種マニュアルの見直しに反映する。

2 防災訓練計画

町、防災関係機関及び事業所等は、雪害予防の万全を期するため、単独又は共同して、次に定めるところにより防災訓練を行う。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意するものとする。

なお、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努める。

(1) 図上訓練

図上訓練は、災害応急対策を地図等を使用して実施するもので、訓練実施項目は、次のとおりとする。

- ア 迅速、的確な情報の収集、伝達
- イ 広域応援の要請
- ウ 防災関係機関相互の緊密な連絡、調整
- エ 多種多様に発生する非常事態に対応する措置の実施
- オ その他災害対策事務又は業務の迅速かつ的確な処理

(2) 実地訓練

積雪時の災害の発生を想定し、学校、自主防災組織、地域住民等の地域に係る多様な主体の協力を得て、次の訓練を実地に行う。

- ア 非常参集訓練
- イ 非常通信訓練

【雪害に備える強い組織体制づくり】

豪雪等による雪害に、町及び防災関係機関が迅速かつ的確に対処できるようにするためには、日頃からの備えが重要であり、雪害時における通信、放送施設、交通確保や避難、緊急輸送、医療などの体制整備を行うとともに、雪害時における拠点整備を行う。



第6節 防災体制の整備

〈総務部、消防本部〉

1 基本方針

雪害時における応急、復旧対策を円滑に推進するには、平常時から防災に係る組織体制の整備、充実に努めるとともに、各対策に必要な機能をできる限り集約化していくことが必要である。このため、町は、応急復旧活動のみならず、予防活動にも活用できる拠点として防災活動施設を整備する。

また、町及び防災関係機関は、雪崩災害の危険箇所等に配慮しつつ、それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設・設備の充実に努めるとともに、保有する施設・設備について、代替エネルギーシステムや電源車の活用を含め自家発電設備、LPガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備を図り、十分な期間（最低3日間）の発電が可能となるような燃料の備蓄等を行い、平常時から点検、訓練等に努める。

さらに、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、障害者などの参画を拡大し、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制の確立に努めるほか、令和2年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など、感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。

2 活動体制

(1) 災害対策本部室の整備

町は、雪害発生時に災害対策本部を速やかに設置できるよう災害対策本部室（総務庁舎1階会議室）の場所、設置手順等を定めるとともに、職員の動員、配備、任務等をあらかじめ明確に定めるなど、それぞれの責務を遂行するために必要な活動体制を整備する。

(2) 国、県との連絡体制等の整備

町は、避難指示を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。

(3) 除雪対策本部の設置

道路除雪計画の遂行に当たり、屋根の雪下ろし等との関係から市街地部分（人家連担地区）が隘路となっていることから、町に除雪対策本部を設置し、除雪作業の調整、受益者及び住民の協力確保等を図り、除雪計画を遂行する。

(4) 災害情報の収集

町は、災害情報の収集にあたって平常時から区ごとに収集・伝達体制を整える。

(5) 情報発信

町は、避難所、区ごとの情報提供体制を点検し、必要な整備を図る。

なお、在宅被災者など避難所以外への情報提供が十分確保されるよう努めるとともに、居住地以外の市町村に避難する被災者を想定し、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の地方公共団体が共有する仕組みの円滑な運用・強化を図る。

(6) 他の地方公共団体や民間事業者等との応援協定締結の推進等

ア 町は、必要に応じて、被災時に周辺市町が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置づけるなど、必要な準備を整える。

イ 町は、応急活動及び復旧活動に関し、関係機関や企業等との間で相互応援の協定を締結するなど、平常時より連携を強化することにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるよう努めるものとし、協定締結などの連携強化にあたっては、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意するものとする。

なお、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、県、他市町からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努める。その際、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な雪害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の協定締結も考慮する。（「資料編2（1）参照」）

また、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結しておくなど、民間事業者のノウハウや能力等を活用する。

ウ 町は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定の締結や、被災者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定を締結するなど、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

エ 燃料については、あらかじめ、石油販売業者と燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時から受注機会の増大などに配慮するよう努める。

オ 随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進するとともに、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組む。

(7) 受援計画の策定等

- ア 町は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、受援先の指定、受援に関する連絡・要請の手順、町災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えるとともに関係機関との情報の共有に努める。
- イ 町は、国や県、他市町等からの応援職員を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努める。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行う。
- ウ 町は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努める。

(8) 罹災証明交付体制の確立

町は、速やかに罹災証明を交付できるよう、平常時から次の措置を講ずる。

- ア 住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定めること。
- イ 罹災証明交付のための調査や発行事務の効率化を図るため、マニュアルの作成に努めるとともに、先導的な事例やGIS、被災者支援システム等の活用について検討を行い、所要の体制の整備を図ること。
- ウ 自治体間の支援体制を確立するための協定などを締結すること。
- エ 国、県等が実施する罹災証明事務等の研修に対し、職員を積極的に参加させること。
- オ 民間の調査要員の確保策について検討すること。

(9) 災害廃棄物の仮置き場の確保

町は、町が定める「災害廃棄物処理計画」に基づき、災害廃棄物の仮置き場の確保に努める。

(10) 被災者生活再建支援制度等の周知

町は、被災者の早期生活再建を図るため、平常時から、被災者生活再建支援制度、罹災証明制度及び住宅応急修理制度について、住民にわかりやすい制度周知に努める。

(11) 情報のバックアップ化

町は、自ら保有するコンピュータシステムやデータのバックアップ対策を講じる。

(12) 事業継続計画（BCP）の策定支援及び事業継続マネジメント（BCM）の構築支援

町は、事業所等の事業継続計画（BCP）策定及び事業継続マネジメント（BCM）構築を支援するため、情報提供等に努める。

(13) 事業継続力強化支援計画の策定

町は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、商工会と連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努める。

(14) 災害発生時の中小企業等の被害状況の把握

町は、あらかじめ商工会等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努める。

(15) 男女共同参画の視点を取り入れた防災体制

町は、男女共同参画の視点から、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、平常時及び災害時における男女共同参画担当の役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し、明確化しておくよう努める。

3 防災関係機関の活動体制

防災関係機関は、雪害発生時に災害応急活動を円滑に行えるよう職員の動員、配備、任務等をあらかじめ明確に定めるなど、それぞれの責務を遂行するために必要な活動体制を整備する。

4 人材確保方策

町及びライフライン事業者は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努める。

第7節 防災気象観測網等の整備

《総務部》

異常降積雪時における積雪量等災害応急対策上、必要な各種観測値の総合的利用を図るため、災害応急対策関係機関は、緊急時の雪害情報収集の一環として、協議のうえ雪害が発生する恐れがあるときの観測値等の相互連絡、利用体制の整備に努める。

第8節 通信施設災害予防

《総務部》

1 基本方針

豪雪等によりアンテナが破損するなどの通信施設の被害により、住民等が災害の各種情報が得られなくなるおそれがあり、また、防災関係機関相互間の情報伝達も確保できなくなることが予想されるので、町及び防災関係機関は、情報通信設備の安全性の確保に努めるとともに、多ルート化の整備等必要な措置を講ずる。特に、地域衛星通信ネットワーク等の耐災害性に優れている衛星系ネットワークについて、大規模災害発生時における輻輳の回避に留意しつつ、一体的な整備を図る。

なお、要配慮者、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者、帰宅困難者等情報が入手困難な被災者等に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。

2 通信用施設設備の整備

(1) 町は、町民等に対する雪害時の情報を迅速かつ的確に収集、伝達を図るため、地域の実情に応じて、防災行政無線（戸別受信機を含む。）、携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディア、ワンセグ放送、Lアラート（災害情報共有システム）等の整備促進を図り、通信の確保に努める。

また、IP通信網やケーブルテレビ網等の活用を図る。

(2) 町は、停電による通信不能を回避するため、非常用電源（自家発電用設備、電池等）、移動無線、可搬型無線機等の仮回線などの応急用資機材の確保充実を図り、非常災害時に使用できるよう対策を講じるとともに、これらの点検整備に努め、緊急連絡体制を確保する。

また、災害時において各種通信手段が円滑に運用されるよう、通信活用マニュアルを作成するとともに平常時から機器操作及び通信要領の習熟を目的に、情報伝達訓練等を定期的実施する。

(3) 町及び防災関係機関は、災害時の電話の利用制限を回避するため、平常時から防災関係機関・団体間の災害時優先電話の確保に努める。

なお、町は、NTT西日本等の電気通信事業者が災害時に提供する伝言サービスの仕組みや利用方法等の周知に努める。

第9節 道路等の交通確保対策

〈総務部〉

1 基本方針

降積雪、凍結等による交通障害を排除し、道路、公共交通機関等を確保するため、町及び関係機関は諸施設の整備や除雪計画を積極的に推進する。

2 交通安全の啓発

特に、交通安全県民運動期間〔12月11日から12月20日（北陸三県統一）〕を中心に、町及び交通安全推進機関・団体等の協力を得て、運転者・事業所・地域住民等に対し、次の事項等について道路交通安全対策の啓発普及を推進する。

- (1) 除排雪の妨害となる違法駐車防止
- (2) すべり止め装置（冬用タイヤ等）の完全装着（早めの交換含む）とスコップ等冬道走行用具の常時携行
- (3) 交通渋滞時の一酸化炭素中毒防止
- (4) 積雪時の二輪車、自転車及び自家用乗用車利用の自粛
- (5) ゆとりをもった運転計画による安全走行の実施
- (6) 自宅前・事業所前道路の自主除排雪の励行
- (7) 屋根雪下ろし等による交通障害防止
- (8) 路上でのスキー・そり等危険な遊び防止
- (9) 薄暮時における前照灯の「早めの点灯運動」の推進
- (10) 公共交通機関の率先利活用

3 国道、県道等の交通確保

(1) 冬期道路交通の確保

町は、冬期間における道路交通を確保するため、必要に応じ、除雪機械の整備、増強を行い、効率的・効果的な除雪作業を行うとともに、流雪施設、消融雪施設の整備等を推進する。

特に、集中的な大雪に対しては、道路ネットワーク全体として通行止め時間の最小化を図ることを目的に、車両の滞留が発生する前に県及び関係機関と調整し、集中的な除雪作業を行うなど、道路管理者相互の連携の下、迅速・適切に対応するよう努める。

(2) 除雪作業体制の維持・確保

熟練したオペレータの高齢化や減少等、地域に必要な除雪体制確保の課題に対応するため、町は、担い手となる地域の建設業者の健全な存続に努める。

4 交通情報の共有

交通情報を共有するため、町、その他の防災関係機関は相互に連絡をするものとする。

5 事業者の措置

積雪時には、従業員に対して、自家用車での通勤の自粛を推進し、物資等の陸上輸送を極力控え、更なる交通渋滞を拡大させないように努める。

第10節 消防力の充実、強化

《総務部、経済部、消防本部》

1 基本方針

雪害時は、道路及び水利の事情が極めて悪く、このため、消防自動車や救急車等の活動が非常に困難になる。従って消火困難による火災の拡大、延焼等、また、救急業務の遅れなどの事態が生ずる恐れがあるので、消火活動が迅速に行えるよう、町は、消防力の充実、強化、火災予防のため指導の徹底、危険物等の安全確保に努める。

2 出火防止、初期消火

(1) 出火防止

- ア 火を使用する設備等の所有者・使用者は、出火の予防についてそれぞれの責任において必要な措置をとる。
- イ 町及び消防本部は、防火思想の普及、火気器具の取扱い、消火器具の使用方法等に関して、火災予防運動等を通して指導を行い、雪害時の出火防止の徹底を図る。

(2) 初期消火体制の確立

町及び消防本部は、雪害時の初期消火体制の確立を図るために以下のことに努める。

- ア 防火用水の確保
- イ 可搬式小型動力ポンプ等の整備
- ウ 各家庭に小型消火器を常備させるための普及啓発
- エ 自主防災組織等地域住民による初期消火活動の指導・育成

3 火災警報の発令

消防本部は、消防法第22条の規定により知事から火災気象通報を受けた場合のほか、地域的气象の状況が火災の予防上危険である場合の火災警報の発令基準をあらかじめ設定し、有効適切な警報の発令を行う。

4 所要地域の警戒措置等

七尾鹿島消防本部消防長（以下「消防長」という。）は、季節風などによる強風時等大規模火災が発生するおそれがある気象状況下における所要地域の防火のための警戒措置が、十分行われるよう必要に応じて職員に出動を命ずる。

また、火災発生危険の大きいもの、若しくは火災が発生した場合著しく拡大延焼するおそれのある防火対象物又は文化財等については、防火管理者の協力等により特別な警戒措置がとられるようあらかじめ指導協議の上、所要の警戒計画を定めておく。

5 消防力の強化

- (1) 町長は、危険地域における消火栓、耐震性貯水槽、防火水槽、耐震性防火水槽などの消防水利を整備し、その適正配置を推進する。
また、河川水などの自然水利はもちろんのこと、井戸、ため池、プール、農業用水なども消防水利として利用できるよう事前に検討し、利用計画をたてる。
- (2) 町長は、地域における消防防災の中核として、重要な役割を果たす自主防災組織の装備の充実と活性化を推進し、その育成に努める。
- (3) 町は、平常時から消防本部、消防団及び自主防災組織等の連携強化を図り、消防防災体制の整備に努める。

6 消防機械器具の点検整備と出動計画等

消防本部及び自主防災組織は、消防ポンプ自動車エンジンの冷却及び凍結等により出動が遅れることや積雪のため出動不能となることも考えられるので、消防機械器具の点検・整備（月1回）をするとともに、その置き場に通ずる道路の除雪に努める。

また、要員招集、出動計画及び現場水利の確保について協議し、計画を定めておく。

7 消防機関の警戒警備体制の確保

消防本部は、季節風等の強風時等大規模火災が発生するおそれがある気象状況下における消防機関の警戒警備体制の確保に努めるものとし、あらかじめ警戒警備計画を定めておく。

- (1) 警戒のための組織体制
- (2) 警戒区域の分掌
- (3) 警戒出動のための要員招集又は伝達方法
- (4) 火入れ等の火気使用制限など予防措置の対象別地域別規制計画
- (5) 消防無線、防災行政無線等の通信の確保
- (6) 上水道、用水路等の水利統制のための要員待機計画

8 火災発生防止の徹底

各種広報機関を利用し、積雪多量時は消火活動が非常に困難なことを住民に徹底させて、防火思想の普及徹底を図るとともに、消火活動に必要な道路や、消火栓付近の除雪励行を呼びかけるため、防災行政無線や音声告知端末を利用しての一斉広報等により、火災予防上必要な事項について住民に徹底するものとする。

9 救助・救急体制の整備

- (1) 町は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、県や関係機関との連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図る。
- (2) 雪害時の救急業務については、特に警察、医療機関及び交通機関と連携を密にし、救急体制に支障のないよう万全を期する。
また、災害時に迅速に医療機関に搬送するため、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）の活用を図る。

第11節 避難体制の整備

《総務部、経済部、厚生部、教育部、七尾警察署》

1 基本方針

町は、雪害による建物倒壊及び出火・延焼等の災害に備えて、被災者が避難生活を送るための指定避難所及び避難路をあらかじめ指定し、区及び自主防災組織等を通じて住民に周知徹底を図るとともに、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地の有効活用を図る。

また、避難所については、救護所及び仮設トイレの設置など生活環境の整備のほか、要配慮者にも配慮した施設等の整備に努める。

さらに、あらかじめ自助、共助による運営を基本とした避難所運営マニュアルを作成し、普及に努める。

この際、町民等への普及に当たっては、町民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努める。

なお、町は、地域住民等の事前避難が必要と判断される場合には、必要に応じ、住民等が避難するための施設を開放し、地域住民等に対し周知徹底を図る。

また、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。

2 指定避難所、避難路の指定等

町は、雪害時に町民が安全かつ迅速に避難できるよう次の事項に留意し、指定避難所、避難路をあらかじめ指定するとともに、区、自主防災組織等を通じて、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により、その内容の町民等への周知徹底を図る。

(1) 指定避難所

ア 被災者等を滞在させるために必要となる適切な規模を有するものであること。

イ 速やかに被災者等を受け入れ、又は生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造又は設備を有するものであること。

ウ 想定される災害による影響が比較的少ない場所に立地していること。

土砂崩れ、がけ崩れ、雪崩、浸水などの危険性がない場所

エ 災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあること。

オ 火災に対する安全性等

周囲から火災が迫ってきた場合でも、避難所内で町民等の身体の安全が確保できる広さを有するとともに、多量に危険物等が蓄積されていない所であること。

カ いつでも避難所として容易に活用でき、付近住民に認知されている施設であること（公共性）。また、常に避難所を開設できるように、避難所周辺の除排雪に努める。

キ 生活必需品等の供給

避難所には長時間滞在することも予想されるので、指定された避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、医薬品、マスク、消毒液等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めること。

また、避難所において、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、備蓄倉庫、非常用電源（再生可能エネルギーによる発電や蓄電池の活用を含む。）、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者にも配慮した施設・設備や相談等の支援を受けることができる体制を整備し、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めること。

ク 被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図ること。

ケ ペット動物の飼育場所等について検討すること。

コ 避難所の規模（受入可能人数）・設備内容について、定期的に点検を行い、適切な配置に努めるとともに、避難が長期化した場合に備えて、被災者の健康管理等の観点から、あらかじめ公営や民間の宿泊施設の指定に努める。

サ 学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

シ 指定管理施設が避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。

ス 地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえること。

セ 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と健康福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用も含めて検討するよう努める。

(2) 避難路

ア 土砂崩れ、がけ崩れ、雪崩、浸水などの危険性がないこと。

イ 自動車の交通量が少ない道路であること。

(3) 避難情報等の発令基準の策定等

ア 町長は、避難指示等の意思決定を迅速・的確に実施するため、避難指示等の具体的な判断基準を策定するとともに、必要に応じて見直すよう努める。

イ 町は、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。

(4) 避難指示等実施責任者の代理規定の整備

ア 町は、町長不在時における発災に備え、避難指示等発令に係る代理規定を**第3章第1節7**に整備している。

3 二次避難支援体制の整備

高齢者や障害者等は、避難所内の一般避難スペースでは健康の維持・確保が困難な要素が多いことから、町は、地区ごとの福祉避難所の指定など受入・支援体制の整備を図る。

また、被災者の生活改善や相談対応、福祉避難所への誘導など、福祉サービス面での支援を行う県の災害派遣福祉チームの受け入れや関係団体との連携により、要配慮者の避難所内の一般避難スペースから福祉避難所への避難、または、社会福祉施設への緊急入所、もしくは、医療機関への緊急入院を円滑に行う体制の確保に努める。

4 交通規制

七尾警察署は、雪害発生時の避難を容易にするため、避難所の周辺及び周辺道路において、交通規制を実施するなど交通混乱の防止を図る。

5 避難誘導標識等の設置

町は、避難所について、区及び自主防災組織等を通じて周知徹底を図るとともに、避難誘導標識及び避難所の表示標識を積雪時にも表示が確認できるよう設置する。誘導標識については、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用し、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。このため、町は、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努める。また、観光客等土地に不慣れな方にもわかりやすい視認性の良い避難誘導標識や外部電源が遮断された際にも夜間発光する再生可能エネルギーと蓄電池を併設した避難誘導灯等の設置に努める。

6 安全確保計画

(1) 児童生徒の安全確保

教育委員会及び学校長は、雪害時における避難誘導計画を策定し、避難経路の安全を確認するとともに、町長、PTA等と協議し、保護者等との連絡方法や引き渡し、下校の方法、及び飲料水、医薬品等の調達についても定めておく。また、平素から本計画に基づく訓練等を実施し、避難に万全を期す。

なお、集団登下校の実施や場合によっては臨時休校の措置を講じる。

(2) 事業所等の安全確保

社会福祉施設、事業所等多人数が利用、入所又は勤務する施設、その他防災上重要な施設の管理者に対し、設備等の定期点検や避難等の計画を定め、関係職員に周知徹底を図るとともに、訓練等を実施し、避難に万全を期す。

7 避難所運営マニュアルの作成

町は、避難所における円滑な救護活動や要配慮者及び自宅に留まっている被災者への適切な対応を図るため、「石川県避難所運営マニュアル策定指針」等を活用し、自助、共助による運営を基本とした、避難所運営マニュアルを作成する。

第12節 緊急輸送体制の整備

〈県、経済部、七尾警察署〉

1 基本方針

道路管理者は、災害応急対策を実施するための要員及び物資等の輸送に必要な緊急道路を定め整備に努める。

また、緊急輸送道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うものとする。

町は、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路及び体育館等の輸送拠点、ヘリコプター臨時離着陸場（以下「臨時離着陸場」という。）の適地をあらかじめ把握しておき、緊急事態に備える。

また、町は、関係機関と協議の上、町が開設する地域内輸送拠点を経て、各避難所に支援物資を届ける緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、関係機関等に対する周知徹底に努める。

2 緊急輸送道路の選定整備

道路管理者は、路肩決壊、路体の陥没、落橋等のおそれが少なく、かつ輸送トラックの運行が十分可能な幅員をもった道路であって、重要な拠点を連絡する複数の道路を緊急輸送道路として選定し、トンネル、橋梁等重要な道路施設及び交通管理施設の耐震性の整備強化を図る。

3 臨時離着陸場の整備

町長は、道路等の損傷により陸上輸送に支障をきたす場合に備えて、ヘリコプターの離着陸可能な空地を調査し、臨時離着陸場を設ける。

また、町はヘリコプターが安全に離着陸ができるよう十分な面積を有する空地を確保し、周囲に障害物となるものが生じないように維持管理に努める。

4 民間事業者等の活用

(1) 町は、必要に応じ、緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施、物資の輸送拠点として活用可能な運送事業者等の施設の把握及びそれらを活用するための体制整備を図る。

(2) 町は、物資の調達・輸送に必要な情報項目・単位の整理による発注方法の標準化、物資の輸送拠点となる施設への非常用電源、燃料貯蔵施設及び非常用通信設備の設置の推進、緊急通行車輛等への優先的な燃料供給等、環境整備に努める。

- (3) 町は、輸送協定を締結した民間事業者等の車輛については、緊急通行車輛標章交付のための事前届出制度が適用され、発災後、当該車輛に対して緊急通行車輛標章を円滑に交付されることとなることから、民間事業者等に対して周知を行うとともに、自らも事前届出を積極的にするなど、その普及を図る。

第13節 医療体制の整備

〈厚生部〉

1 基本方針

雪害時には、家屋の倒壊、道路の損壊、火災等により多数の負傷者が発生し、更に医療機関の被災やライフラインの機能停止等による診療機能の低下が予想される。このような混乱した状況のもとで、町民の生命と安全を守るため、迅速な医療救護が要求される。

このため、町は防災関係機関と緊密な連携を図りながら、被災者の救護に万全を期すため、医療救護体制の整備に努める。

また、医療機関は、被災時にあっても診療機能を維持するための施設・設備の整備に努めるとともに、それぞれの役割に応じた医療救護活動を実施するための体制を整備するなど、平素から雪害の発生に備える。

2 医療救護体制の整備

町は、次の計画を策定する。

- (1) 町長は、医療救護班編成計画をたてる。ただし、雪害発生による多数の負傷者が予想され、町独自で医療救護班編成が不可能なことを想定し、編成については、七尾市医師会等の協力を得る。
- (2) 医療救護班は、原則として医師1名、看護師2名、補助者2名(運転手、連絡員)を一班とするよう編成し、できるだけ薬剤師1名も加えるよう努める。また、連絡体制についても定めておく。
なお、編成された医療救護班については県へ報告し、変更した場合も同様とする。
- (3) 町は、雪害時に重症患者等の処置及び収容を行う医療機関をあらかじめ指定しておく。
- (4) 町は、雪害が発生した場合、直ちに医療救護活動が円滑に開始できるよう、応急救護設備等の整備に努めるとともに、年1回の点検を行なっておく。
- (5) 町は、避難所における救護所の設置について、あらかじめ当該管理者と協議しておく。
- (6) 町は、病院、救護所の被害状況や傷病者の受入情報等の収集方法をあらかじめ定める。
- (7) 町長は、円滑な医療救護活動を実施するため、あらかじめ責任者を定めるとともに、県が設置する地域医療救護活動支援室への当該責任者の参加及び連携について定めておく。

3 医薬品等の確保及び供給について

救急用の医薬品等については、各医療関係機関の協力を得て確保及び供給できるように体制づくりを推進する。

また、備蓄し難いものについては、県に要請する。

4 情報連絡体制

町は、平常時から医療機関や救護所との情報連絡体制を確保するため、衛星電話、災害時優先電話、MCA無線等の複数の通信手段の整備に努める。

また、関係機関の協力を得ながら、災害時において医療救護活動が円滑に行われるよう、平常時から医療救護班連絡会の開催や運営等に関する研修や訓練の実施に努める。

第14節 健康管理活動体制の整備

〈厚生部〉

1 基本方針

災害発生時には、ライフラインの機能停止等により、健康の基本である食事、睡眠等の確保が困難となりやすく、さらに災害に対する不安や避難所生活等のストレスにより心身の健康を損ないやすい。

このため、町は、医療救護活動等と緊密な連携を図りながら被災者の健康管理体制に万全を期すため、災害時の保健活動マニュアルを作成する等、平素から災害の発生に備える。

また、「自らの健康は自らが守る」という観点から、町民自身の健康管理意識の向上に努める。

2 平常時の健康管理対策

- (1) 町は、災害時に健康障害の発症リスクの高い者に対して、平素から保健指導の徹底を行うとともに、災害時の備えに関する健康教育、保健指導の実施に努める。
- (2) 町は、平素の健康管理活動を通じ、地区ごとの要支援者の把握に努めるとともに、地域の医療機関、民生委員、健康づくり推進員等との協働・連携体制の構築に努める。
- (3) 町民は、平常時から健康診断の受診等により、自らの健康状態の把握、改善に努めるとともに、特に慢性疾患等を有する場合は、健康手帳やお薬手帳等により服用薬剤等の自己管理に努める。

3 災害時の健康管理体制の整備

町は、災害時に被災者への健康管理活動が円滑に実施できるよう、災害時の保健活動マニュアル等を作成するとともに、障害者、高齢者、医療、食料備蓄、避難所運営等の担当部門と協力、連携した活動体制の確立に努める。

4 情報連絡体制の整備

町は、災害時の健康管理活動実施についての情報連絡体制の整備に努める。

第15節 こころのケア体制の整備

《厚生部》

1 基本方針

災害発生時には、家屋の倒壊、道路の損壊、火災等により多数の負傷者が発生し、更に医療機関の被災やライフラインの機能停止等により、被災した住民に日常生活上のストレス、死の恐怖や絶望感などの精神的苦痛から、心身の健康を崩したり、疾病の悪化を招くため、被災した住民の精神的不調の予防や軽減を図る必要がある。

2 こころのケア実施体制の整備

- (1) 町は、避難所における精神科救護所の設置について、あらかじめ避難所管理者と協議しておく。
- (2) 町は、平時から支援が必要な精神障害者等に関する情報を整理し、災害発生時にはこころのケア活動に迅速に活用できるように、情報の提供に努める。

3 情報連絡体制の整備

町、精神科医療機関は、平時から厚生労働省が定める「災害派遣精神医療チーム（DPAT）の活動要領」を踏まえながら、精神保健医療班（こころのケアチーム）の派遣・受入体制及び精神科救急医療についての情報連絡体制の整備に努める。

第16節 食料及び生活必需品等の確保

〈総務部、厚生部〉

1 基本方針

雪害時には、ライフラインの損壊や道路交通の途絶等により、流通機能は一時的あるいは長期間にわたり麻痺状態になることが予想され、この場合には、被災者への生活救援物資の迅速な供給が必要である。

このため、町は、豪雪等に伴う都市機能の阻害及び交通の途絶による集落の孤立が起きた場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等も踏まえて、発災直後から被災者に対して円滑に食料、飲料水、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資の供給が行われるよう、物資の備蓄・調達・輸送体制の整備を図るとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資の拠点の登録に努める。なお、この際、要配慮者への配慮及び食料の質の確保に留意する。

また、女性の視点に立った支援物資の備蓄・供給（生理用品など）等の取り組みを一層推進する。

2 町、町民等の役割

- (1) 町は、被災住民に給与する食料品等の物資の調達及び供給計画を策定し、その計画に基づく調達及び供給を行うための環境及び体制の整備に努める。
- (2) 町民は、「自らの身の安全は自らが守る」という自覚をもとに個人又は地域において可能な方法、範囲で食料品等の物資の備蓄を行うとともに、地域における住民相互扶助の仕組みづくりを進め、最小限度の被害に抑止するための防災体制の構築に努める。
- (3) 事業所等は、雪害発生に備えて、従業員や地域住民のことも考慮しながら可能な方法、範囲での物資の備蓄に努める。
- (4) 町は、物資の供給にあたり、小口・混載の支援物資を送ることは被災地方公共団体の負担になることなど、被災地支援に関する知識を整理するとともに、その知識の普及に努める。

3 食料及び生活物資の確保

町は、非常食の備蓄に努める。

また、備蓄を行うにあたって、大規模な雪害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のようには実施できないという認識に立って、初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮するとともに、要配慮者向けの粉ミルクや柔らかい食品の備蓄、洋式仮設トイレなどの避難所生活に必要な物資が適時・適切に配備されるよう、要配慮者に対する備蓄物資を拡充する。

さらに、非常食の備蓄を補完するとともに、栄養や食事形態など要配慮者に配慮した、避難者に必要とされる食料等の調達方法を具体的に検討し、関係業界等とあらかじめ協定を締結するなど、災害発生時に迅速かつ適切に対処できるようそれらの供給体制を整備し、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や輸送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した事業者団体等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努める。

4 消費者米穀の確保

(1) 越冬用米穀の確保

雪害が予想される場合においては、県及び町は、山間地の消費者に対し、広報紙その他の広報措置により、降雪前に越冬用米穀の確保を呼びかける。

(2) 応急用米穀の確保

災害時における応急用米穀については、第3章第17節「飲料水・食料の供給」に準じ、県又は町が措置する。

(3) 政府預託倉庫の搬路確保

政府管理米の管理者は、主要政府預託倉庫の搬出路について、国、県、町の道路除雪計画に編入する等、関係機関と協議のうえ確保を図る。

5 青果物の確保

雪害が予想される場合においては、県及び町は一般家庭に対し、広報紙その他の広報措置により、貯蔵可能な青果物について、その貯蔵を呼びかける。

また、県及び町は輸送路の除雪体制の確立とともに、県及び町は、その状況に応じ青果物取扱業者に対し、貯蔵可能な青果物について在庫増加を呼びかける。

6 その他の食料品の確保

(1) 一般家庭における備蓄

県及び町は、山間地の一般家庭に対して、水産加工品等貯蔵が可能な食品類及び乳児用粉乳、練乳等の保有を呼びかける。

(2) 乳児用粉乳、練乳の確保

豪雪が予想される場合において町は、乳児用の粉乳、練乳の在庫量を調査し、不足と思われるときは、在庫について呼びかける。

7 ドライバー等への食料・飲料水等の確保

県及び町は、雪害時の交通渋滞等により、車輛等が立ち往生した場合に備え、食料・飲料水の確保及び燃料の補充をドライバーに対し呼びかける。

8 物資の集積、配送地の整備

町は、被災者に食料等の物資が迅速に供給できるようそれぞれの救援物資等の集積、保管、配送等のために集配予定地をあらかじめ定めるとともに、輸送拠点として指定するなど、物資の緊急輸送活動が円滑に行われるよう、体制を整備する。

また、避難所の位置及び近隣市町等からの物資受入れ輸送経路を考慮し、集配予定地（地域内輸送拠点）を定める。

町は、大規模災害等を想定した物資の仕分けや配送について、民間事業者の活用を事前に検討しておく。

9 義援金及び義援物資の受入れ・配分マニュアルの作成

町は、発災直後から義援金及び義援物資の円滑な受入れ等を図るため、具体的な受入れ・配分に関するマニュアルの作成に努める。

第17節 要配慮者対策

《厚生部》

1 基本方針

雪害発生時には、乳幼児、身体障害者、知的障害者、精神障害者、病人、高齢者、妊婦、外国人など災害に際して必要な情報を得ることや迅速かつ適切な防災行動をとることが困難であり、災害の犠牲になりやすい人々である要配慮者が被害を受ける可能性が高い。

このため、町、社会福祉施設等の関係機関は、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら雪害から要配慮者を守るための防災対策の一層の充実を図る。

2 在宅の要配慮者への配慮

(1) 避難行動要支援者の把握

町は、要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」という。）の把握に努める。

避難行動要支援者は、次に掲げる在宅の要配慮者を対象とする。

- ア 65歳以上のひとり暮らし高齢者
- イ 65歳以上の高齢者のみの世帯
- ウ 身体障害者手帳1級又は2級の交付を受けている者
- エ 療育手帳Aの交付を受けている者
- オ 要介護認定3～5の認定者
- カ その他町長が必要と認める者

(2) 避難行動要支援者名簿の作成

町は、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うために避難行動要支援者名簿を作成する。

ア 作成にあたって、町は、中能登町個人情報保護条例(平成17年中能登町条例第7号)第5条第3項第2号に規定する「目的外利用等をすることが明らかに本人の利益になるとき」に基づき、福祉担当部局において把握している次の台帳等に記載されている情報を名簿作成のために内部収集する。

- (ア) 住民登録基本台帳
- (イ) 要介護認定名簿
- (ウ) 身体障害者手帳所持者名簿
- (エ) 療育手帳所有者名簿
- (オ) ひとり暮らし高齢者及び高齢者のみ世帯登録名簿

イ 町は、申請書による登録申請を名簿の対象者及び自力での避難が困難で援護を希望する者へ呼びかけ、民生・児童委員の協力を得ながら避難行動要支援者名簿を作成する。

ウ 避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載するものとする。

- (ア) 氏名
- (イ) 住所
- (ウ) 町内会、班、組等
- (エ) 性別
- (オ) 年齢(生年月日)
- (カ) 電話番号(携帯番号)

エ 名簿の定期的な更新

避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、毎年1月を目処に更新を行い、名簿の提供先の副本も更新する。

オ 名簿情報の利用及び提供

(ア) 町は、避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、または、町の要綱の定めにより、避難行動要支援者名簿の副本を、避難支援等に携わる関係者として、町防災担当部局、区長、町内会長、民生委員・児童委員及び中能登消防署に提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。

(イ) 町は、名簿提供の際には、名簿情報の漏えい等に十分配慮するものとし、町職員、区長、町内会長、民生児童委員及び中能登消防署職員に対し、守秘義務を厳守させるとともに、更新時に古い名簿等を回収し、粉碎して処分する。また、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。

カ 避難のための情報伝達

(ア) 町は、あらかじめ災害の発生や状況の悪化が予測できる場合において、避難行動要支援者が避難行動を開始するための情報又は避難支援者が避難行動要支援者への支援を開始するための情報として「高齢者等避難」を発令する。

(イ) 町は、避難行動要支援者への情報伝達を行う場合は、避難行動要支援者の特徴に配慮した手段による情報伝達を行うほか、分かりやすい言葉や表現、説明等により、一人ひとりに的確に伝わるよう配慮する。

特に、視覚障害者や聴覚障害者は、情報の伝達手段が制限されるため、障害の種類や程度に応じた機器を活用するよう努める。

(ウ) 町は、災害時において、避難行動要支援者及び避難支援等関係者に避難情報を的確に伝えるため、防災行政無線、音声告知端末、ケーブルテレビ、緊急災害メール、広報車等の多様な情報伝達手段の活用を図る。

キ 避難行動要支援者の避難場所から避難所への移送

町は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に避難場所から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等に

ついてあらかじめ定めるよう努める。

(3) 緊急通報システム等の整備

町は、今後、在宅の要配慮者の対応能力を考慮した、通報システム等の整備を進めるとともに、地域ぐるみの避難誘導體制の確立を図る。

(4) 災害時要援護者支援プランの推進

ア 町は、内閣府が示す指針（「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（平成 25 年 8 月）」）に基づき、別に定める「中能登町災害時要援護者支援プラン（平成 21 年 10 月）」により、避難行動要支援者対象者リストを作成するとともに、自主防災組織等及び民生・児童委員は、避難行動要支援者の避難計画を作成し、本計画に基づいて避難支援を行う。

イ 町は、避難行動要支援者の避難支援のため、災害時の業務実施体制や職員配置等の体制を整備する。

また、災害時に要配慮者支援班を中心に、防災情報等に基づき、早い段階で避難行動要支援者に対する避難支援体制を整える。

ウ 避難行動要支援者及び避難支援者は、迅速・的確な避難が実施できるよう、お互いに避難計画の内容について事前に確認する。

エ 自主防災組織等、民生・児童委員及び避難支援者は、少なくとも毎年 1 度、避難計画の内容について本人に確認し、内容に変更がある場合は、避難計画を正しい情報に更新する。

(5) 生活情報の提供と生活相談体制の整備

町においては、要配慮者がいたずらに生活不安を引き起こさないよう、適時、必要な生活情報を提供するとともに、生活全般についての相談等に対して、地域包括支援センターや社会福祉協議会の活用などにより、対応できる体制を整備する。

(6) 要配慮者への支援体制の整備

町においては、積雪時には、民生委員・児童委員や地域包括支援センター等との連携により、要配慮者の安否確認など生活状況の把握に努め、速やかに医療機関への送迎や食料調達支援など必要な対応ができるよう体制を整備する。

また、除雪（雪下ろしを含む。）に当たっては、町は社会福祉協議会をはじめ、地域内各組織の協力を結集するなど社会連帯し、組織的活用を図るとともに、安全確保に十分配慮した除雪に努める。

(7) 関係機関・組織との連携・協力体制の推進等

町においては、福祉に関する事務所、民生委員・児童委員、訪問介護員、各種相談員、社会福祉協議会、ボランティアグループなどが連携した地域の協力体制づくりを推進するとともに、警察署、消防署、保健センター等他の機関との連絡体制を整備する。

(8) 防災マップの作成

町は、要配慮者の円滑な避難等に資するため、防災意識の普及啓発及び災害時に活用できる、コミュニティ単位の防災マップの作成に努める。

(9) 避難行動要支援者避難支援マップの作成

町は、避難行動要支援者の円滑な避難支援のために、防災関係機関で活用できるコミュニティ単位の避難支援マップの作成に努める。

(10) 福祉避難所の指定

町は、高齢者や障害者等は避難所内の一般避難スペースでは健康の維持・確保が困難な要素が多いことから、地区ごとの福祉避難所の指定を進める。

ア 要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられていること。

イ 災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備されていること。

ウ 主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されていること。

また、町は、対象者リストの作成や申請書の提出を通じて、福祉避難所へ避難する必要がある者の概数を把握し、必要となる福祉避難所の確保に努める。

(11) 二次避難支援体制の整備

町は、国の福祉避難所の確保・運営ガイドラインを踏まえ、福祉避難所マニュアルを作成し、関係団体との連携により、福祉避難所への避難、緊急入所や緊急入院の必要な要配慮者の受入体制の確保に努める。

(12) 避難支援等関係者の安全確保

町は、地域において避難の必要性や避難行動要支援者名簿の意義、あり方を説明するとともに、地域住民全体で話し合っ避難支援等関係者の安全確保のためのルールを決めるよう周知に努める。

(13) その他

火災予防には充分の配慮を行う。

3 社会福祉施設等の管理、保全対策

(1) 管理、保全及び防災組織体制の整備

ア 社会福祉施設等の管理者は、地域住民の協力を得ながら、通園路の確保を含め適時適切な除排雪を行う。

特に、入所施設については、多数の高齢者、心身障害者などの生活の場であり、規模も大きいことから、組織的に対応する必要がある。

このため、施設の除雪（雪下ろしを含む。）に当たっては、消防団、区、町内会、青・壮年団、地域女性団体、ボランティアグループなど地域における社会的資源の活用を図るものとする。

また、積雪の状況に応じた適時適切な防災対策を樹立するとともに、あらゆる観点から再点検する。

なお、施設においても、地域社会の一員として、地域の雪害・防災対策に積極的に協力する。

イ 町は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における認定こども園・保育園等の施設と町間、施設間の連絡・連携体制の構築に努めるものとする。

(2) 防災教育、防災訓練の充実

社会福祉施設等の管理者は、雪害に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等についての理解、関心を高めるため、施設の職員等に対して防災教育を実施する。また、災害時の切迫した状況下においても、適切な行動がとれるよう各々の施設の構造や土地条件・避難所を考慮して防災訓練を定期的実施する。

特に、自力避難が困難な者等が利用している施設にあっては、職員が手薄になる夜間における防災訓練についても配慮する。

(3) 防災設備等の整備

社会福祉施設等の管理者は、発災後 72 時間の事業継続が可能となる非常用電源（再生可能エネルギーによる発電や蓄電池の活用を含む）を確保するよう努め、その設置場所を工夫する。

4 外国人等に対する防災対策

町は、言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人や旅行者が雪害時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、以下の防災環境づくりに努める。

- (1) 避難誘導標識及び避難場所等の表示標識を簡明かつ効果的なものとするとともに、多言語化を推進する。
- (2) 町は、訪日外国人旅行者等避難誘導の際に配慮を要する来訪者への情報伝達体制等の整備に努める。
- (3) 多言語による防災知識の普及を推進する。
- (4) 外国人等の防災訓練への参加を推進する。
- (5) 地域全体で、外国人等への支援システムや救助体制の整備などに努める。

第18節 産業物資確保対策

《経済部》

1 基本方針

積雪時における工業用原材料の確保及び製品の輸送については、業界並びに輸送機関の協力を得て、その体制の確立に万全を期する。

2 物資確保対策

- (1) 産業生産性の低下を防ぐため、鋼材、繊維原料等の貯蔵を降雪前に十分確保するよう、必要に応じて関係業界に要請する。
- (2) 主要産業の原料の貯蔵及び製品の流動については、グループ別優先順位を定め、緊急輸送によりその確保に努める。
- (3) 雪害の際における産業物資の輸送については、関係機関と連携を密にし、必要に応じて協力を要請する。

第19節 農林産物災害予防

《経済部》

1 基本方針

雪害から農林業の被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防止するため、農地、農業用施設保全事業等の推進を図るとともに、被害防止の指導を徹底する。

2 農作物対策

農林総合事務所（農業振興部）及び町は、農協、農業共済組合等の関係団体を通じて、生産者に降雪前、降雪後の技術指導を徹底し、生産の減少防止と被害の軽減を図る。

3 畜産対策

家畜保健衛生所、農林総合事務所（農業振興部）及び町は、農協、畜産関係団体を通じ、生産者に対して、降雪前、降雪後の技術指導を徹底し、生産の減少防止と被害の軽減を図る。

4 林産対策

農林総合事務所（森林部）及び町は、森林組合など林業団体を通じ、林業生産者に対して、降雪前、降雪後の技術指導を徹底し、生産の減少防止と雪による被害の減少を図る。

第20節 なだれ危険地域及び孤立集落対策

〈総務部、経済部〉

1 基本方針

町は、なだれなどの被害を未然に防止し、また、なだれや積雪により徒歩による交通が困難となる恐れのある集落について必要な措置を指導する。

2 なだれ対策

(1) 道路のなだれ防止対策

道路管理者は、それぞれが管理する道路の保全及び交通の安全を確保するため、予想されるなだれ発生危険箇所に階段工、なだれ防止柵、なだれ防護擁壁、減勢工及びスノーシェッド等のなだれ防止施設を整備する。

(2) なだれ危険箇所の警戒

ア 町及び関係機関は、道路、農地、公共施設、住家等で、特になだれの発生が予測される箇所の適時巡視を実施し、なだれの早期発見に努め、事故防止を図る。各道路管理者は、それぞれの担当除雪路線を主体として、道路の巡視を実施する。

イ 標識の設置各関係機関は、なだれの危険箇所を町民に周知させるため、標識を整備し、主要交通道路及び通学路等を重点として危険箇所にこれを設置する。

ウ 町は、なだれの発生による事故防止を図るため、道路、危険地域の警戒体制を強化し、交通規制及び迂回路の選定並びに避難措置等について関係機関と協議し、必要な事故防止の措置を講ずる。

(3) なだれ発生に伴う応急措置

なだれ発生により、道路交通に支障をきたしたときは、当該管理責任者において応急措置を講ずるが、除雪計画路線については、当該除雪担当機関において速やかに道路の除雪に当たり、交通の確保を図る。

(4) 予想されるなだれ等危険地域については、事前に調査を実施し、把握する。

3 孤立集落対策

(1) 孤立集落とは

ア 無医、無電話でかつ積雪なだれの危険、冬期波浪などにより、徒歩による交通が困難となる集落

イ 電話があっても積雪などによる断線のため通信が途絶し、長期間回復の見込みがなく、かつ徒歩による交通が困難である集落

ウ 電話を有する集落で山の尾根、谷川などを利用して徒歩通行は可能であるが、急患を病院まで運搬するのに困難又は相当の時間を費やさなければならない集落をいう。

(2) 町は、事前に次の事項に留意の上、措置するよう指導する。

ア 孤立集落との連絡方法及び救援などについては、あらかじめ予想される集落の代表者並びに関係機関と十分協議し、的確な措置が実施できる体制を整えること。

イ 通信連絡方法については、特に有線電話及び無線設備保有機関と連絡を密にし、その使用と利用方法などについて十分協議しておくこと。

ウ 孤立が予想される集落においては、事前に食料及び医療品その他生活必需物資の十分な備蓄を指導すること。

(3) 予想される孤立集落については、事前に調査し、把握する。

第21節 防災パトロール

《総務部、経済部》

1 基本方針

防災関係機関は、異常な気象条件のもとで発生する各種の災害に対処するため、防災上重要な施設や危険箇所について総合的に調査検討を行い、災害の未然防止、拡大防止及び応急対策に資するとともに、防災体制の確立を図るため、随時、防災パトロールを実施する。

2 調査対象

- (1) 河川、道路、橋りょう等防災上重要な施設
- (2) なだれ等の危険箇所及び過去の災害発生箇所
- (3) 孤立予想集落及び臨時離着陸場

3 実施方法

防災関係機関は、現地へ出向きパトロールを実施する。

4 実施機関

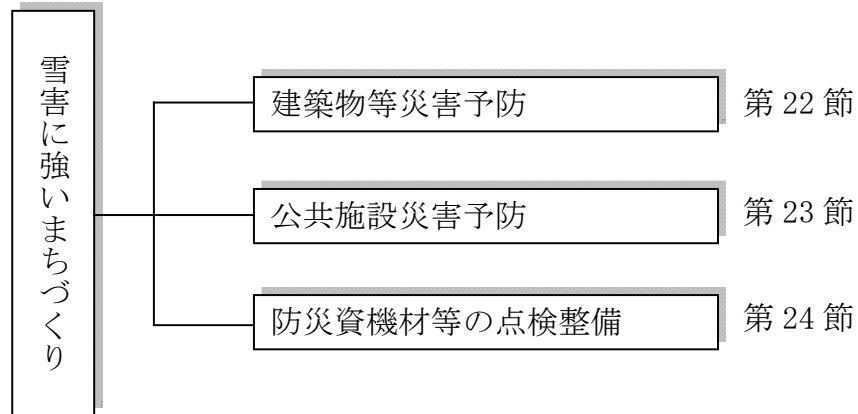
町：関係各課、消防機関

5 調査結果

防災関係機関は、調査結果を踏まえ、適切な予防措置を講ずるとともに、県に報告する。県は、防災パトロールの調査結果を取りまとめ、防災関係機関にその内容を通知する。

【雪害に強い町づくり】

「雪害に強い町づくり」のために、公共施設や多くの人が集まる施設などをはじめとした建物の安全化や河川管理施設などの公共構造物、ライフラインなどの公共的施設の安全化及び急傾斜地崩壊対策事業などの町土の保全事業を計画的かつ総合的に推進する。



第22節 建築物等災害予防

《総務部、経済部、厚生部、教育部》

1 基本方針

雪害に強いまちづくりを行うに当たって、町は、公共建築物、一般建築物の耐雪害性の確保に努めるとともに、関係団体の協力のもとに建築物の安全性を一層高める。

2 防災上重要な公共建築物等の雪害予防

(1) 公共施設の施設管理者は、それぞれ除雪計画をたてておく。また、町は、公共施設の管理者から除雪要員の動員等の要望があったときは対応できるよう対策を講じておく。

(2) 災害対策は、迅速かつ的確な情報伝達と適切な行動への指示が要求される。これらの活動を円滑に進めるため、次の公共建築物等については一層の耐雪害性等の強化を図る。

また、イに掲げる建築物等については、要配慮者にも配慮した構造、設備の確保を図る。

ア 避難誘導、情報伝達及び救助等の防災業務の中心となる公共建築物等

イ 雪害時の緊急救護所、被災者の避難所となる学校、社会福祉施設等の公共建築物等

3 一般建築物の雪害予防

町は、雪害における建築物被害の未然防止を図るとともに、次の措置を講ずる。

(1) 町は、降雪及び積雪の状況により、屋根雪の状況等を適宜巡回して把握し、区長等を通じて、一斉に屋根の雪おろしを行うよう督促し、家屋倒壊による事故防止に努めるとともに、除雪後の非常口の設定について指導する。

特に高齢者、障害者等要配慮者の家屋については、消防機関及び社会福祉関係機関等と連携し、民生委員等地域関係者の協力による安全確保に十分配慮した除雪体制の確立に努める。

(2) 町は、老朽危険建築物のうち空家であるものについて、その所在状態等を把握するとともに、そのまま放置すれば倒壊等著しく保守上危険となるおそれ等のある状態となるものについて、所有者等に対して助言、指導等必要な措置を行う。

4 文化財雪害予防

指定文化財のうち、建築物については、管理者は施設の除排雪を励行するほか、次の事項について、教育委員会、消防機関、警察と協力して所有者、管理者等を指導する。

- (1) 周辺環境を含めた適切な日常管理を継続的に実施する。
- (2) 破損箇所の確認・把握に努め、確認できる破損箇所については、常日頃から部分的・応急的な補修を実施し、強度を維持する。
- (3) 防火・消火体制を整備する。
- (4) 消防車輛等緊急車輛の進入道路を確保する。
- (5) 雪の側圧をさけるため、事前にさしかけ等の措置をとる。
- (6) 事前対策
 - ア 防災対策の意識啓発と予防対策

町又は町教育委員会は、文化財の災害からの保護を図るため、必要な計画を立てるとともに、所有者、管理者に対して、防災対策の必要性を啓発する。

文化財については、火災による焼失被害を防止するために、消防本部と連携しながら所要の防火上の措置を講ずる。
 - イ 民間団体との連携

町又は町教育委員会は、文化財保護のため、平常時から、民間団体等との連携を強化する。

第23節 公共施設災害予防

《総務部、経済部》

1 基本方針

道路、河川、公園、上水道、下水道、電力、電信電話、鉄道等の公共施設は、住民の日常生活及び社会、経済活動に欠くことのできないものであり、また、災害発生後の災害復旧のための重要な使命を担っている。

このため、雪害に強いまちづくりを行うに当たっては、これらの公共施設の強化及び被害軽減のための諸施策を実施するとともに、主要な鉄道、道路などの交通施設間の連携強化を図るなど、大規模災害発生時の輸送手段を確保し、雪害時の被害を最小限にとどめるよう予防措置に努める。

特に、電気、通信等のライフライン施設については、早期に復旧できるよう体制等を強化する。

2 上水道、下水道の整備対策

(1) 上水道の整備

雪害や寒波による広範囲での漏水発生時には、水道の断水被害を可能な限り防止するとともに、水道被害が生じた場合でも、迅速かつ円滑に対応できるよう体制を整備する。

また、新設する施設については、災害に対する安全性の確保に努めるとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。

ア 体制の確立

断水等水道被害に即応するため、町（水道事業者）は、あらかじめ次による動員体制及び情報の収集連絡体制を確立する。

(ア) 動員体制

町（水道事業者）は、災害発生時に「給水対策班」を設置運営できるよう、あらかじめ組織や役割分担等を定めておく。

(イ) 町（水道事業者）は、あらかじめ被害状況の把握、応急給水、応急復旧及び施設復旧等に要する人員配置など動員計画を定める。

この場合、人員不足を想定して、水道工事等関係業者及び他の地方公共団体への協力要請も考慮する。

イ 情報収集及び連絡体制

(ア) 町（水道事業者）は、情報連絡の手段として、事前に防災行政無線等を使用できる体制を整えておく。

(イ) あらかじめ情報収集連絡事項を定めておく。

ウ 飲料水の確保

町（水道事業者）は、雪害時においても飲料水を確保するため、平常時から次の措置を行う。

(ア) 水道施設の安全性の確保に努める。

- (イ) 緊急時給水拠点として、一定のエリア内に貯留施設を兼ねた配水池の整備や水道事業者間で相互融通できる連絡管等の整備に努める。
 - (ウ) 代替水源等緊急用水源として、井戸水、河川水及び湧水等の確保に努める。
 - (エ) 応急給水又は応援給水及び応急復旧のため、あらかじめポリタンク及び給水用ポリ袋等を準備（備蓄）するほか、給水車、給水用タンク、運搬用トラック、ろ水機及び管材料等の整備に努める。また、自ら整備できない場合を想定し、水道工事等関係業者からの貸与や県へのあっせん等の協力要請も含めた、これらの資機材の調達計画を作成する。
 - (オ) 応急給水及び施設復旧等に際しては、道路の通行不能な状態も考慮して、対応できる体制をあらかじめ検討する。
 - (カ) 自主防災組織及び住民に対し、あらかじめ緊急時の給水拠点を周知し、貯水や応急給水についての指導を行う。
- エ 宅内給水管の漏水予防
- (ア) 水道利用者に対しては、冬季における給水管や給湯器の凍結防止対策を十分に周知し、漏水防止の啓発を行う。特に、低温注意報が発表された場合は、防災行政無線や町ホームページ等により凍結防止対策の周知徹底を図る。
 - (イ) 毎月の水道使用量により空き家（長期不在）等をリスト化するとともに、メーター位置を写真等で管理することで、緊急時の止水栓閉栓作業が円滑に行えるように備える。

(2) 下水道の整備

- ア 住民の安全で衛生的な生活環境を確保するため、既存下水道施設の雪害時における防災性の強化に努める。
- イ 下水道管理者は、雪害時における応急対策及び応急復旧に必要な体制を整備しておくものとし、民間事業者等との協定締結などにより発災後における下水道施設の維持又は修繕に努める。
- ウ 新設する施設については、安全性を確保する。

(3) 上水道・下水道施設の応急復旧の連携

上水道・下水道施設がともに被災した地域における早期かつ同時期の復旧対策を強化するため、平常時から応急対策時期や対策方法について両施設の関係機関相互の連携を図り、人員の確保と広域的な業者斡旋体制の確保に努める。

3 農地、農業用施設整備対策

農地及び排水機、樋門、ため池、水路等の農業用施設の災害は、一般公共用施設等にも広く被害を及ぼすおそれがあるため、平素から適切な管理を実施するとともに、老朽化施設等の改修、整備に努める。

第24節 防災資機材等の点検整備

《総務部》

1 基本方針

町及び防災関係機関においては、災害応急対策に必要な資機材を、雪害に際し、その機能を有効適切に発揮できるよう常時、点検整備する。

2 救助用備蓄物資の整備点検

町で備蓄する救援物資については、品目、員数、梱包の整備点検により適正保存に努めるとともに、災害発生による備蓄物資の支給又は棄損したときの補充等、物資の確保に万全を図る。

3 その他資機材の整備点検

救援資機材を保有する機関及び応急復旧用資機材を備蓄する機関においては、適宜点検整備を行い、災害に備える。

第3章 雪害応急対策計画

災害の発生に伴う災害応急対策を迅速に適時・的確に行うためには、災害対策に優先順位をつけてタイミングよく実施しなければならない。

また、発災直後は、可能な限り被害規模を早期に把握するとともに、正確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分する。

なお、関係機関は、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮する。

第1節 初動体制の確立

《総務部》

配備体制及びその基準等

配備体制	基準	動員対象職員
注意配備体制 (情報収集、連絡活動を円滑に行える体制)	県下に大雪注意報が発表されたとき。	・消防防災担当課職員(総務課) ・各課の配備計画による職員
警戒配備体制 (雪害対策本部の設置に備える体制)	県下に大雪警報が発表されたとき。	・消防防災担当課職員(総務課) ・各課の配備計画による職員 ・災害対策本部連絡員(総務課長補佐)
雪害対策本部体制 (災害対策本部に準ずる体制)	・県下に大雪特別警報が発表されたとき。 ・町に雪害が発生し、又は雪害の発生が予測され、その規模及び範囲等から雪害対策本部を設置して、その対策を要すると町長が認めたとき。	・消防防災担当課全職員 ・各課の配備計画による職員 ・災害対策本部連絡員(総務課長補佐) (警戒配備体制の各課を班に編成)
災害対策本部体制	・町に相当規模の雪害の発生が予測され、災害対策本部を設置してその対策を要すると町長が認めたとき。 ・町に雪害が発生し、その規模及び範囲等から災害対策本部を設置してその対策を要すると町長が認めたとき。 ・町に災害救助法による救助を適用する雪害が発生し、災害対策本部を設置してその対策を要すると町長が認めたとき。	・原則として全職員 ただし、災害対策本部長が雪害の発生(予測を含む。)規模等から判断して、災害応急対策に必要な一定の範囲の動員対象職員を指定したときは、この限りではない。

1 基本方針

町長は、災害対策基本法第 23 条に基づき、雪害に係る応急対策の推進を図る必要があるときは、災害対策本部を設置し、その活動体制を確立する。

また、町及び防災関係機関は、雪害に係る応急対策を迅速かつ効果的に実施するため、国、地方公共団体、民間企業等からの円滑な支援を受けるための広域応援体制を確立する。

2 災害対策本部設置等に係る配備体制及びその基準等

雪害に関する中能登町災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）及び中能登町雪害対策本部（以下「雪害対策本部」という。）の設置等に係る配備体制及びその基準等（以下「配備体制及びその基準等」という。）は前項のとおりとする。

3 通報連絡体制及び職員の動員

(1) 通報連絡体制

総務課長は、あらかじめ通報連絡体制を定め、職員に周知徹底するとともに、このための所要の準備を日頃から整えておくこととする。

(2) 通報の方法

2 の「配備体制及びその基準等」の定めによる動員対象計画は、携帯電話、防災行政無線、音声告知端末及び職員の動員伝達系統等により、確実に連絡を受けて登庁する。

(3) 職員の動員

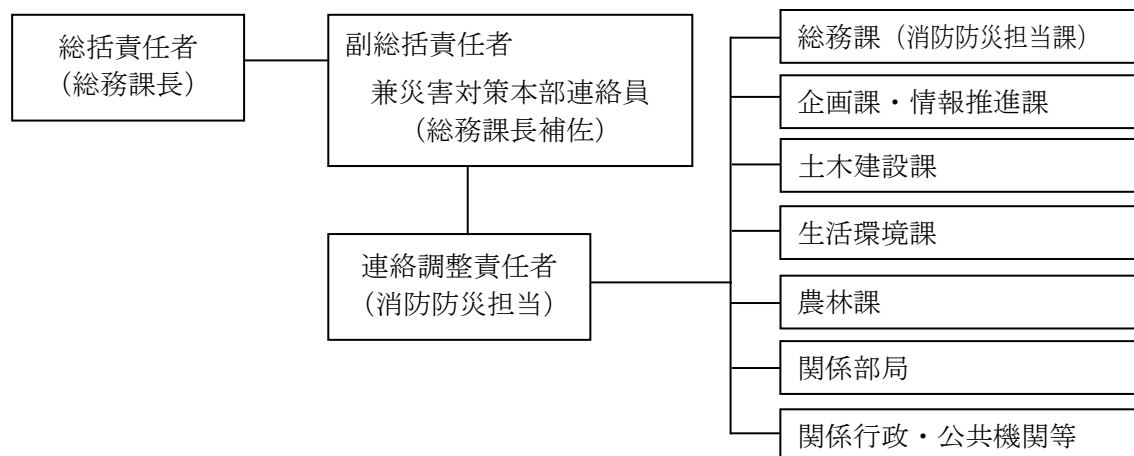
ア 注意配備体制の場合

2 の「配備体制及びその基準等」による注意配備体制になったときは、総務課職員（消防防災担当）及び各課の配備計画による職員は、速やかに登庁する。

イ 警戒配備体制の場合

2 の「配備体制及びその基準等」による警戒配備体制になったときは、総務課職員（消防防災担当）及び各課の配備計画による職員並びに災害対策本部連絡員（総務課長補佐）は、速やかに登庁する。

警戒配備体制時における系統図



ウ 雪害対策本部体制の場合

2の「配備体制及びその基準等」による雪害対策本部体制になったときは、総務課職員及び各課の配備計画による職員並びに災害対策本部連絡員（総務課長補佐）は、速やかに登庁する。

エ 災害対策本部体制の場合

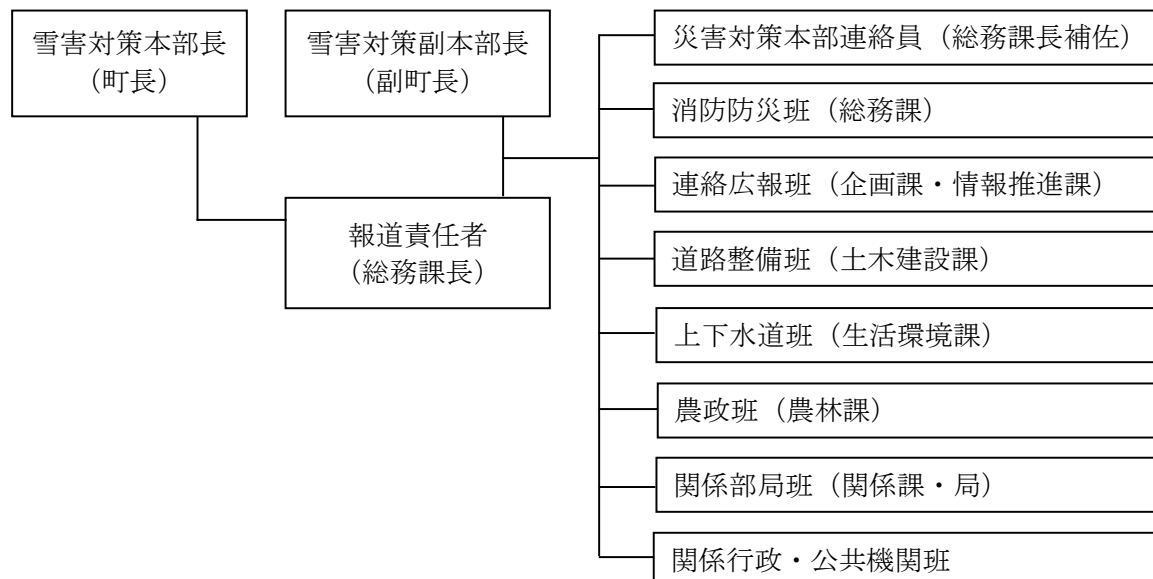
2の「配備体制及びその基準等」による災害対策本部体制になったときは、原則として全職員は直ちに登庁する。ただし、本部長が雪害の発生（予測を含む。）規模等から判断して、災害応急対策に必要な一定の範囲の動員対象職員を指定したときは、この限りではない。

4 雪害対策本部

(1) 雪害対策本部の設置

町長は、2の「配備体制及びその基準等」に定める基準に基づき、雪害対策本部を設置する。

(2) 雪害対策本部組織図



- ※ 1 雪害対策本部長は、必要に応じて、関係部局の職員を招集し、必要な班を編成できるものとする。
- ※ 2 雪害対策本部長は、雪害対策本部の掌握事務を遂行するため必要があると認めた場合には、金沢地方气象台、自衛隊、J R 西日本、北陸鉄道その他の関係者を招集し、関係行政・公共機関班を編成できるものとする。

(3) 雪害対策本部の職名、担当職及び掌握事務

職 名	担 当 職	掌 握 事 務
雪害対策本部長	町 長	雪害対策本部を総括する。 災害対策本部員会議の事前招集。
雪害対策副本部長	副 町 長	雪害対策本部長を補佐する。また、雪害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
報道責任	総務課長	報道を行う。

(4) 雪害対策本部の班名及び掌握事務

班 名	掌 握 事 務
消防防災班	1 町及び防災関係機関との通報連絡に関すること。 2 雪害対策本部の設置、運営、連絡調整及び廃止に関すること。 3 広報に関すること。
連絡広報班	災害関係の広報活動及び報道機関との連絡調整に関すること。
道路整備班	道路の管理に関すること。
上下水道班	水道用水供給事業との連絡調整に関すること。
農政班	農林水産業の総合的な調整に関すること。
関係部局班	雪害対策本部長からの指示に関すること。
関係行政・公共機関班	雪害対策本部長からの指示に関すること。

5 災害対策本部

(1) 災害対策本部の設置

町長は、2の「配備体制及びその基準等」に定める基準に基づき、災害対策本部を設置する。また、被災地域及び災害状況等に応じて、現地災害対策本部を設置する。

ア 県は、知事が必要と認めた場合は、情報の共有化を図るため、県現地災害対策本部を総務庁舎に設置し、町災害対策本部との合同会議等を開催するなど機動的な運用を図る。

(2) 災害対策本部の組織等は、「中能登町災害対策本部条例（平成 17 年町条例第 13 号）」及び「中能登町災害対策運営要領」の定めるところによる。

- (3) 災害対策本部は、町長を本部長として、教育委員会を含む構成とし、雪害に係る救助その他の災害応急対策活動を統括する。
- (4) 災害対策本部は、原則として町役場総務庁舎 1 階会議室に設置する。
- (5) 災害対策本部の組織、編成
- ア 災害対策本部は、雪害対策に関する方針の協議及び事務連絡の機関として、本部長、災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）及び災害対策本部員（以下「本部員」という。）を構成員とする災害対策本部員会議（以下「本部員会議」という。）を設ける。
 - イ 本部員会議は、必要の都度、本部長が招集する。
 - ウ 災害対策本部には、部及び班を設け、部に部長を、班に班長を置く。
 - エ 災害対策本部の組織は、「資料編 8（2）」のとおりとする。
 - オ 総務部長（総務課長）は状況に応じ、災害対策本部の円滑な運営を図るため、人員増強や本部の運営を支援する班を設置する。
- (6) 災害対策本部の掌握事務
- 災害対策本部は、災害対策の推進に関して、総合的かつ一元的に体制を確立するとともに、災害対策基本法第 16 条に基づく中能登町防災会議と緊密な連絡のもとに、次に定める所掌事務を実施する。
- なお、各部の組織及び事務分掌は、本計画「資料編 1（3）別表第 1」の定めるところによる。
- ア 災害情報の取りまとめに関すること。
 - イ 災害による被害状況の調査及び災害報告の取りまとめに関すること。
 - ウ 災害時における通信の確保に関すること。
 - エ 災害状況の町内外に対する広報に関すること。
 - オ 被災地に対する救援隊の派遣計画に関すること。
 - カ 災害時における医療救護・健康管理活動等に関すること。
 - キ 国や県、他市町等からの支援を受けるための受援計画に関すること。
 - ク 水防その他災害の緊急防御対策に関すること。
 - ケ 災害時における緊急輸送道路の確保状況の広報に関すること。
 - コ 災害時における車輛等交通手段の確保に関すること。
 - サ 災害時における治安の確保に関すること。
 - シ 災害の応急復旧対策に関すること。
 - ス その他災害対策に関して、町長が特に必要と認めた事項。

6 災害対策本部設置等の表示等

- (1) 災害対策本部を設置した場合
- ア 直ちにその表示を行い、消防本部、七尾警察署、県（危機対策課）、防災関係機関及び報道機関に通報し、町民等に周知する。
 - イ 各課に対しては、ファクシミリ又は口頭で速やかに伝達する。

(2) 廃止した場合も (1) ア、イに準じて行う。

7 意思決定手続き

本部長（町長）に事故ある場合における職務の代理順位は、副本部長（副町長）、総務部長（総務課長）とする。

8 受援体制の確立

町は、災害時において、国、地方公共団体、民間企業等からの円滑な支援を受けるため、受援体制を確立する。

(1) 町長の応援要請（知事又は他~~の~~市町長に対する応援要請）

町長は、災害応急対策を実施するため、必要があると認めるときは、

- ア 災害の状況
- イ 応援を要請する理由
- ウ 応援を要請する区域及び範囲又は内容
- エ 応援を必要とする期間
- オ その他必要な事項

(2) 職員の派遣の要請等

町長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、災害対策基本法第 29 条に基づき、指定地方行政機関の長に対し、当該機関の職員の派遣を要請する。

また、町長は、必要に応じ地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 17 に基づき、他の地方公共団体の長に対し、職員の派遣を要請する。

なお、要請にあたっては、次の事項を明らかにする。

- ア 派遣を要請する理由
- イ 派遣を要請する職員の職種別人員
- ウ 派遣を必要とする期間
- エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- オ その他職員の派遣について必要な事項

(3) 職員の派遣のあつせん

町長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、知事に対し次の事項を明らかにし、指定地方行政機関又は他の地方公共団体の職員の派遣のあつせんを求める。

- ア 派遣のあつせんを求める理由
- イ 派遣のあつせんを求める職員の職種別人員
- ウ 派遣を必要とする期間
- エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- オ その他職員の派遣のあつせんについて必要な事項

(4) 受入れ体制の確立

災害応援要請をした知事又は市町長は、派遣職員等の受入れと効率的な派遣業務の遂行を図るため、次の措置を講ずる。

- ア 派遣職員等との現地連絡責任者を定める。
- イ 派遣職員等の宿舎を提供する。
- ウ 派遣職員等と派遣機関との連絡に関して便宜を与える。

(5) 広域応援協力体制の確立

町は、大規模な災害等が発生し、県下市町又は他の都道府県等が被災した場合には、速やかに必要な応援体制を確立する。なお、職員を派遣する場合は、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努める。

- ア 町長は、必要に応じて災害救援対策本部を設置するとともに、災害情報の収集に努め、派遣経路の確認と輸送手段を検討して、応援部隊の規模等を決定する。また、災害救援対策本部は、応援部隊の派遣に係る支援や資機材の調達を行う。

イ 応援部隊の編成

応援要請の内容に基づき、応援部隊を編成する。

- ウ 町長は、他の市町村から応援を求められた場合は、災害応急対策のうち、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置については、正当な理由がない限り、応援を行う。災害応急対策の実施については、応援に従事する者は、被災市町の指揮の下に行動する。

9 職員の勤務ローテーションの確立と健康管理

(1) 職員や家族の安否確認

自宅又は自分がいる地域で相当規模の災害が発生した場合には、原則として本人が所属の課長に報告する。報告事項は、本人、家族及び家屋の被災状況とする。

また、勤務中の発災時には、早期に状況に応じて職員を交代で帰宅させ、家族等の安否や被害状況の確認をさせるとともに、周辺の被災状況を調査し報告させる。

(2) 勤務ローテーションの確立と健康管理

職員の応急対策に従事する期間が長期にわたるときは、動員計画に沿った勤務ローテーションを確立し、職員を適宜交代させるなどして心身の健康管理に万全を期す。

第2節 事前措置及び応急措置

〈総務部〉

1 基本方針

雪害が発生し、又は発生するおそれがあり、事前措置及び応急措置を実施するため、緊急の必要があると認めるときは、施設、土地、家屋又は物資を管理し、使用し、収用し、若しくは応急措置業務に従事させる等の措置を講ずる。

2 町長の事前措置及び応急措置

町長は、雪害が発生するおそれがあるときは、法令又は本計画の定めるところにより、次の措置をとる。

(1) 出動命令等（災害対策基本法第58条）

- ア 消防本部及び防災関係機関に対して出動の準備をさせ若しくは要請し、又は出動を命じ若しくは求める。
- イ 災害応急対策責任者に対して応急措置の実施に必要な準備をするよう要請又は求める。

(2) 事前措置等（災害対策基本法第59条）

災害が発生した場合において、その被害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害の拡大を防止するために必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置をとることを指示する。

(3) 避難の指示

本章第16節「避難誘導等」に定める。

(4) その他応急措置等

- ア 町長の応急措置に関する責任
- イ 警戒区域の設定等
- ウ 工作物等の使用、収用等
- エ 工作物の除去、保管等
- オ 従事命令
- カ 災害対策基本法第63条第2項に定める町長の委任を受けて、町長の職権を行う町の吏員については、あらかじめ定めておき、関係機関に連絡しておく。
- キ 損失補償

町長は、ウによる工作物等の使用、収用等の処分が行われたため、当該処分により生じた損失について、それぞれ当該処分により通常生ずべき損失を補償する。

ク 応援措置の業務に従事した者に対する損失補償

町は、町長又は七尾警察署が、業務従事命令及び警戒区域の設定のため町内の住民又は応急措置を実施すべき現場にある者を応急措置の業務に従事させた場合に、当該業務に従事した者がそのために死亡し、負傷し、若しくは疾病に

かかり、又は障害の状態となったときは、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害の補償をする。

3 委員会並びに委員の応急措置

町の委員会又は委員、町内の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者、その他法令の規定により応急措置の実施の責任を有する者は、町に災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、本計画の定めるところにより、町長の所轄の下にその所掌事務若しくは所掌事務に係る応急措置を実施し、又は町長の実施する応急措置に協力しなければならない（災害対策基本法第 62 条第 2 項）。

4 被害の発生及び拡大防止体制

(1) 第 1 段階（当事者体制）

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その被害の拡大を防止し、又は被害の発生を防御するために必要な措置は、災害応急対策責任者が、その機能をあげて所要の措置を講ずる。

このために、町、消防本部及びその他防災関係機関は、災害時出動体制等についてあらかじめ定めるなど、万全の体制を整えておく。

(2) 第 2 段階（相互応援体制）

被害の発生又は拡大の防止に当たり、被害の規模が大きく第 1 段階たる当事者体制のみによっては初期の目的を達成しがたい場合は、災害応急対策責任者は、災害対策基本法第 67 条（他の市町村長等に対する応援の要求）又は第 80 条（指定公共機関等の応急措置）の規定により応援を求めて、被害の発生及び拡大の防止を図る。

(3) 第 3 段階（災害派遣体制）

災害の規模が拡大し、人命又は財産の保護のために必要があると認める場合には、知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣を要請する。

第3節 災害予警報の伝達体制

《総務部》

1 基本方針

町、県、報道機関等は、相互に協力し、雪害に関する予報及び警報等の伝達徹底に努め、必要がある場合には、雪害時における放送要請に関する協定（以下「放送協定」という。）に基づき、県が放送機関に災害予警報の伝達を要請することとなっている。

2 町長が発する警告等の放送

町が発する災害に対処するための通知、要請、警告については、必要があると認めるときは、原則として県を通じて放送機関に要請し、放送機関は、速やかに放送を行うよう協力する。

第4節 雪害情報の収集・伝達

《総務部》

1 基本方針

町は、雪害における迅速かつ適切な応急対策を実施するため、人的被害の軽減に重点をおき、相互に緊密な連携のもとに正確かつ迅速な被害情報の収集と伝達活動を行うとともに、これらの情報の共有を図る。

2 情報収集体制及び伝達系統の確立

(1) 被害規模に関する概括的情報の収集、伝達

ア 被害規模に関する概括的情報

町は、人的被害の状況、建築物の被害状況及び孤立集落等の情報を収集し、被害規模に関する概括的情報を含めて、把握できた範囲から直ちに県に報告する。なお、県への報告が困難になった状況の場合は、直ちに消防庁へ連絡する。

イ 安否情報の収集等

町は武力攻撃事態等における安否情報の収集・提供システム等を活用し、安否情報の収集等を行うものとする。

ウ 119番通報に係る状況の情報（消防庁 03-5253-7527）

町は、119番通報に係る状況の情報を把握し、直ちに消防庁及び県に報告する。

(2) 災害情報収集に係る実施事項等

ア 町は、区をはじめとした関係団体との連携を緊密にし、迅速に町内の災害情報、被害報告及び応急措置の実施状況を、県危機対策課又は石川県中能登土木総合事務所に報告する。

イ 町は、上記報告の概要を所在の関係機関に連絡する。

ウ 道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、町は、所管する道路のほか、通信サービス、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、県に連絡する。

また、町は、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努める。

電気事業者等は、所有する電源車、発電機等の現時点の配備状況等を確認の上、リスト化するよう努める。

(3) 異常現象発見者の通報義務

雪害が発生するおそれのある次のような異常現象を発見した者は、町、消防本部、七尾警察署のうちいずれかに速やかに通報する。

この場合において、町長及び消防本部がこれを受けた場合は県へ、七尾警察署がこれを受けた場合は町長を経由して県へ速やかに通報する。

ア 異常な自然現象

- (ア) なだれなど大きな災害となるおそれがあるとき。
- (イ) 異常な突風、たつまき、強いひょうがあったとき。

イ その他の現象

- (ア) 陸上及び水上における大量の流出油
- (イ) 火災、その他異常と思われるもの

(4) 町、教育委員会における災害情報等収集の分担

主 管 課	調 査 事 項
総 務 課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人的被害、住家等の一般被害 ・ 生活必需物資の動向 ・ 被害状況、応急対策状況の総括 ・ 他の課に属しない関係の被害
生活環境課 (上水道係)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水道施設の被害
生活環境課 (環境衛生係)	<ul style="list-style-type: none"> ・ ごみ及びし尿の廃棄物処理事業に係る被害
長寿福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会福祉施設の被害
企 画 課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 商工及び観光関係の被害
農 林 課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 耕地、農作物、畜産、山林その他の農林関係施設等の被害
土木建設課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共土木施設関係の被害
教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 文教関係の被害、対策状況

3 収集すべき情報

町が行う被害状況等の報告については、被害規模に関する概括的情報のほか、次により報告する。

(1) 被害報告等の基準

- ア 災害救助法の適用基準に合致するもの
- イ 町が災害対策本部を設置したもの
- ウ 雪害が2市町以上にまたがるもので、1の市町における被害は軽微であっても、全県的にみた場合に同一災害で大きな被害を生じているもの
- エ 雪害による被害に対して国又は県の特別な財政援助を要するもの
- オ 雪害による被害が当初は軽微であっても、上記4項目の要件に該当する雪害に発展するおそれがあるもの
- カ 人的被害又は住家被害のあったもの
- キ その他雪害の状況及びそれが及ぼす社会的影響からみて報告する必要があると認められるもの、又は県より報告の要請があったもの

(2) 報告の要領

ア 被害報告は、降積雪の規模などによって短時間に正確な事項別の被害状況を把握することが困難な場合があり、かつ全体の被害状況が判明してからの報告では、国や県における災害状況の把握が遅れ、応急対策に支障をきたすので、町は、まず雪害が発生した場合は、

(ア) 直ちに被害規模に関する概括的情報と雪害の態様を報告する。

(イ) 順次町災害対策本部の設置状況など、雪害に対してとられた措置を報告する。

イ 被害程度の事項別の報告は、最終報告を除き、原則として電話、ファクシミリ等で行うが、緊急を要するもの又は特に指示のある場合を除き、1日1回以上行う。

ウ 被害報告は、雪害の経過に応じて把握した事項から逐次行うが、特に死傷者、住家被害を優先させる。

エ 町は、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、住民登録の有無にかかわらず、町内で行方不明となった者について、警察等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努める。

また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録や外国人登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）又は都道府県に連絡する。

(3) 被害状況等の報告は、「資料編1(9)」の様式により行う。

第5節 通信手段の確保

《総務部》

1 基本方針

町及び防災関係機関は、雪害時において応急対策に必要な指示、命令、報告等の災害情報の迅速かつ的確な収集、伝達を行うため、通信施設の適切な利用を図る。

2 通信手段の利用方法等

雪害時における通信等の方法は、通信網の被害状況等により、おおむね次の方法のうち実情に即した順位で行う。なお、通信設備の優先利用等については先に協議しておく。

(1) 電話による通話

ア 雪害時における緊急通信のため、NTT西日本七尾支店等と「非常扱いの通話」について協議し決定しておく。

イ 災害発生等により緊急に通信連絡の必要がある場合は、アにより決定された災害時優先電話を用いて行う。

ウ 雪害により電気通信事業用設備の利用が不可能な場合、町内の連絡については、町の域内無料電話回線を使用する。

(2) 電報による通信

「非常扱いの電報」を利用する場合は、NTT西日本七尾支店等に「非常扱いの電報」と告げ、その理由を申し出る。

(3) 非常通信

ア 専用通信施設の利用

町及び防災関係機関は、電気通信事業用設備の利用が不可能となり、かつ通信が緊急を要する場合は、災害対策基本法第57条及び第79条、災害救助法第28条、水防法第27条、消防組織法第41条の規定により、他の機関が設備する有線電気通信設備又は無線通信設備を利用することができる。

イ 利用できる各種無線局の通信系統

非常通信は、原則としてすべての無線局について利用できるが、その事業形態、設備内容等災害時の運用を考慮して、対象無線局を、公共機関であること、できれば宛先までの通常通信係ルートを設置していること、停電時でも運用できる非常用予備電源を有すること等の条件に適合するものを第1次的に利用する。

ウ 利用上の注意事項

(ア) 非常通信は、災害時における重要通信の疎通の確保を図るために、緊急やむを得ないと認められるものについて、電波法（昭和25年法律第131号）第52条に基づき優先的に利用できる。

- (イ) 非常通信は、NTT西日本等の電話回線が被害を受け使用できなくなったり、通信が混んで利用することが非常に困難になった場合に利用する。
- (ウ) 非常通信の内容は、次のとおりである。
- ①人命の救助に関する通報
 - ②災害の予警報に関する通報
 - ③秩序維持のため必要な緊急措置に関する通報
 - ④遭難者救援に関する通報
 - ⑤電信電話回線の復旧のため緊急を要する通報
 - ⑥鉄道路線の復旧、道路の修理、罹災者の輸送、救援物資の緊急輸送等のために必要な通報
 - ⑦災害時の救援に関し、次の機関相互間に発受する緊急な通報
 - ・石川県防災会議会長及び町防災会議会長
 - ・石川県災害対策本部長及び町災害対策本部長
 - ⑧電力設備の修理復旧に関する通報
 - ⑨その他の通報
- (エ) 通信文は、非常通報用紙に次の順序で記入する。
- ・宛先の住所、氏名(職名)及び電話番号
 - ・本文は、簡潔明瞭に記入し、末尾に発信人名
 - ・通報用紙がない場合は、冒頭に、「非常」と必ず記入するとともに、通報文の後ろに発信人の住所、氏名(職名)及び電話番号を記入
- (4) Lアラート(災害情報共有システム)の活用
- 町は、県及び防災関係機関と相互に緊密な連携を図り、有事即応の通信体制の確保に努める。
- (5) 孤立防止用無線の活用
- 災害応急対策機関は、NTT西日本が設置している孤立防止用無線の活用に努める。
- (6) 消防用主運用波無線の活用
- 町は、消防本部と緊密な連携を図り、消防用主運用波無線の活用に努める。

3 通信設備の応急復旧

- (1) 町は、雪害により防災行政無線等の通信が途絶したときは、早急な応急復旧を最優先に行い、通信の確保に努める。
- また、必要に応じて、北陸総合通信局に対し災害対策用移動通信機及び災害対策用移動電源車の貸出要請を行う。
- (2) 電気通信事業者は、重要通信の確保及び通信の途絶を解消するため、町災害対策本部を中心とする防災関係機関等の通信の回復を最優先とし、次により応急復旧に努める。
- ア 非常用衛星通信装置及び応急用ケーブル等を使用し、回線の応急復旧に努める。

- イ 交換機被災局には、非常移動電話局装置を使用し、応急復旧を図る。
- ウ 電力設備被災局には、移動電源車又は大型可搬型電源装置を使用し、応急復旧を図る。
- エ 幹線電送路の被災については、非常用電送装置等による復旧を図る。

第6節 消防防災ヘリコプターの活用等

〈県、総務部〉

1 基本方針

町は、雪害時においては、道路の通行が困難となることが予想されることから、被災状況に関する情報収集、救助活動、負傷者の救急搬送、緊急輸送物資の輸送、人員の搬送等の緊急の応急対策については、消防防災ヘリコプターを広域的かつ機動的に活用する。

2 消防防災ヘリコプターの活動内容

消防防災ヘリコプターは、次に掲げる活動で、ヘリコプターの特性を十分活用することができ、かつ、その必要性が認められる場合に運航される。

(1) 災害応急対策活動

- ア 被害状況等の調査及び情報収集活動
- イ 雪害に関する情報、警報等の伝達及び広報活動
- ウ 救援物資、人員等の搬送

(2) 救助活動

- ア 捜索又は救助活動
- イ 陸上から接近できない被災者の救助活動

(3) 救急活動

- ア 遠距離の救急患者搬送
- イ 傷病者発生場所への医師等の搬送、医薬品等の輸送

(4) 火災防御活動

- ア 被害状況等の調査及び情報収集活動
- イ 消防職員、消防資機材等の搬送

(5) その他総括管理者（石川県危機管理監室）が必要と認める活動

3 運航基準

県消防防災ヘリコプターは、「石川県消防防災ヘリコプター運航管理要綱(平成9年4月23日)」及び「石川県消防防災ヘリコプター緊急運航要領(平成9年4月23日)」の定めるところにより運航される。運航の基本要件は、同要領に定める「運航基準」に基づいて公共性、緊急性、非代替性を満たす場合とされている。

4 支援要請

知事に対する消防防災ヘリコプターの支援要請は、「石川県消防防災ヘリコプター支援協定（平成26年4月1日）」の定めるところによる。

(1) 支援要請の要件

町は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、次の各号のいずれかに該当する場合は、知事に支援の要請を行う。

- ア 災害が隣接する市町等の区域に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- イ 町内の消防機関の消防力によっては、災害の防御又は災害情報の収集が著しく困難と認められる場合
- ウ その他救急搬送等緊急性があり、かつ、ヘリコプター以外に適切な手段がなく、ヘリコプターによる活動が最も有効な場合

(2) 要請方法

知事（石川県消防防災航空隊）に対する要請は、電話等により次の事項を明らかにして行うとともに、速やかにファクシミリにより消防防災航空隊緊急出動要請書を県危機管理監室消防保安課航空消防防災グループ（TEL 0761-24-8930、FAX 0761-24-8931）に提出する。

- ア 災害の種別
- イ 災害の発生日時、場所及び被害の状況
- ウ 災害発生現場の気象状態
- エ 飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
- オ 災害現場の町側の最高指揮者の職名及び氏名並びに連絡方法
- カ 支援に要する資機材の品目及び数量
- キ その他必要な事項

第7節 災害広報

《総務部》

1 基本方針

雪害時の混乱した事態に、民心の安定、秩序の回復を図るため、町民に雪害の状況、道路除雪等の災害応急対策の実施状況等を迅速かつ的確に周知できるよう、町及び防災関係機関は、緊急事態用の広報計画を作成し、広報活動を展開する。

2 広報機関

(1) 町災害対策本部設置の場合

町災害対策本部設置時には、広報班（総務部）が被害状況その他の災害情報を収集し、広報を行う。

(2) 町災害対策本部未設置の場合

町災害対策本部設置に至らない災害についての情報の収集及び広報は、中能登町防災会議事務局（総務課）が行う。

3 広報の内容

(1) 災害発生直後の広報

- ア 被害状況及びその他の災害情報
- イ 除雪状況など災害応急対策活動状況
- ウ 鉄道、バスの運行状況
- エ 凍結・積雪時における注意事項
- オ 避難の必要の有無、避難所、避難行動、避難誘導等
- カ 車輛使用の自粛などの交通規制に対する協力要請

(2) 被災者に対する広報

- ア 町内における雪害の発生等被害状況の概要
- イ 避難所の開設状況、飲料水・食糧・物資等の配給状況等
- ウ 医療機関の診療状況
- エ 電気等ライフラインの復旧状況
- オ スーパーマーケット、ガソリンスタンド等の復旧状況
- カ 道路、交通機関等の復旧状況
- キ 安否情報の提供、各種の相談等に対する対応
- ク 被災者生活支援に関する情報
- ケ 犯罪情勢及び予防対策

(3) 町等主催行事の延期等

雪害発生時には、町等が主催する行事を可能な限り、延期又は中止し、その内容を町民等に周知する。

4 広報手段等

- (1) 町は、情報伝達にあたっては、防災行政無線、音声告知端末、ケーブルテレビ、ホームページ、緊急災害メール、掲示板、広報紙、広報車によるほか、県へ依頼して放送事業者、新聞社等の報道機関の協力を得て行う。
- (2) 町は、安否情報、交通情報、各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、県へ依頼して広く報道機関や情報関連会社等の協力を得て、迅速に的確な情報を提供する。
- (3) 町は、被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることに鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に配慮する。特に、避難所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるものとする。
- (4) 町は、やむを得ず避難所に滞在することができない車中避難者を含む避難所外避難者に対する情報提供にも努める。

5 被災地域の相談・要望等の対応

町及び防災関係機関は、臨時相談窓口を設置して相談に応じる等の広聴活動を展開し、被災町民の動向と相談、苦情及び要望等の把握に努め、対策を講ずる。また、その対策を積極的に広報する。

6 安否情報の提供等

町は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。

この場合において、町は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、県、関係地方公共団体、消防機関、都道府県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

7 ライフライン情報の提供等

電気事業者は、停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努める。

また、電気通信事業者は、通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に努めるとともに、通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図る。

町及びライフライン事業者は、町民等からの問い合わせ等に対応する体制について、あらかじめ計画しておく。

第8節 道路等の交通確保対策

〈総務部、経済部〉

1 基本方針

降積雪、凍結、なだれ等により交通に障害を生じた場合、道路、公共交通機関等を確保することにより、住民生活、社会経済活動の安定のため、町及び関係機関は応急復旧活動を実施する。

2 道路の除雪

- (1) 町は、道路除雪計画に基づき、また他の管理者等の関係機関と密接な連携を図り、町道の除排雪を迅速に実施する。
- (2) 歩道除雪については、通学路や公共施設及び駅周辺など人通りの多い路線において、町策定の「雪みち計画」等に基づき、地元住民の協力を得ながら実施する。
- (3) 車両による事故及び走行不能等により、渋滞の発生または除雪の障害となる場合は、立ち往生車両を早期に排除するよう努める。さらに、簡易な除雪車の配備や融雪剤の用意等、大規模な滞留に対応するための資機材を地域の状況に応じて準備するよう努める。
- (4) 国が集中的な大雪等に備え策定するタイムラインを踏まえ、県及び町は連携して広域的な交通ネットワークを確保するよう努める。
県及び町は、大雪を想定し、関係機関等と除雪の連携を図るための合同訓練を実施する。

3 交通対策

- (1) 交通規制
降雪時には、町道をはじめ主要道路の駐車禁止未実施区間を臨時の駐車禁止とするほか、積雪及び除（排）雪の状況に応じて、車種別の通行禁止、駐（停）車禁止、一方通行等の交通規制を行う。
- (2) 道路啓開
ア 道路管理者等は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため、緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者等は、自ら車両の移動等を行う。
イ 知事は、道路管理者である町に対し、必要に応じて、ネットワークとして緊急通行車両の通行ルートを確保するために広域的な見地から指示を行う。

第9節 消防活動

《総務部、消防本部》

1 基本方針

冬期は火災が発生しやすく、積雪時は消防自動車による活動が制限されることから、町民の生命、身体及び財産を火災から保護するため、消防職員、町職員はもとより町民あげて出火防止と初期消火を行うとともに、消防本部及び自主防災組織と連携して町民の救助・救急をはじめとして、避難者の安全確保、防災上重要な施設等の火災防御等に全機能をあげて当たる。

2 出火防止、初期消火

雪害発生時には、火災発生を最小限に食い止めるため、町民、事業所あげて出火防止に努めるとともに、町民、自主防災組織等が協力して初期消火に努める。

3 応援要請

町長は、必要に応じて、石川県消防広域応援協定（平成3年8月1日締結）及び消防組織法第39条に基づく相互応援協定により、相互応援を行う。

また、消防本部は、町の保有する消防力及び近隣市町等との相互応援協定による消防力によっては、災害の防御又は救助が困難と認める場合において、他の市町等の消防長に対して、速やかに応援要請を行うものとする。

4 消防活動

(1) 火災発生状況等の把握

消防本部は、七尾警察署や民間事業者等と連携協力して、迅速かつ的確に消防活動を実施するため、管内の消防活動に関する次の情報を収集する。

- ア 火災の状況
- イ 自主防災組織、自衛消防組織等の活動状況
- ウ 消防ポンプ自動車等の通行可能道路
- エ 消防ポンプ自動車その他の車輛、消防無線等通信連絡施設及び消防水利施設等の活用可能状況

5 救助・救急活動

消防機関は、医療機関、医師会、日本赤十字社及び警察等防災関係機関の協力のもと、負傷者等の要救助者を救護所等へ搬送する。

6 惨事ストレス対策

救助・救急又は消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

また、消防機関は、必要に応じて、県に精神科医等の専門家の派遣を要請するなど、心のケアに配慮する。

第10節 自衛隊の災害派遣

〈県、総務部〉

1 基本方針

自衛隊の災害派遣については、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条の規定に基づき行うこととなるが、派遣要請に当たっては、県、町及び防災関係機関は、連携を密にして自衛隊が迅速に災害派遣活動が実施できるような的確な情報提供に努める。

2 派遣の要請

(1) 自衛隊の派遣の要請は、知事が行う。ただし、第九管区海上保安本部長又は小松空港事務所長がその業務に関連して派遣を要請した場合を除く。

(2) 町長からの要請等

ア 町が管内における応急対策の実施を促進するため自衛隊の派遣を必要とするときは、

- ・ 現に実施中の応急措置の概況
- ・ 宿泊施設等の受入れ体制の状況
- ・ 部隊等が派遣された場合の連絡責任者

等を明らかにした文書で知事あて（県危機対策課）に申し出る。ただし、緊急を要する場合には、取りあえず電話又は口頭で申し出し、事後速やかに文書を送達する。

イ 通信の途絶等により、町長が知事に対して災害派遣要請の要求ができない場合は、当該地域に係る災害状況を防衛大臣又はその指定する者に通知する。

この場合、防衛大臣又はその指定する者は、その事態に照らし特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、部隊等を派遣することができる。

ウ 町長は、イにより通知した場合、速やかに知事にその旨通知する。

■ 派遣要請連絡先

自衛隊	部隊の長	連絡先	電話番号
陸上自衛隊	第14普通科連隊長	第3科長	076-241-2171（内線235）
海上自衛隊	舞鶴地方総監	防衛部第3幕僚室長	0773-62-2250（内線2548）
航空自衛隊	第6航空団司令	防衛部防衛班長	0761-22-2101（内線231）

3 活動の内容

災害派遣活動は、人命又は財産の保護のために行う応急救護及び応急復旧が終了するまでを限度とし、通常次のおりとする。なお、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、町長、警察官がその場にいない場合、警戒区域の設定等の措置をとるとともに、直ちに、その旨を町長に通知する。

■自衛隊の災害派遣活動の内容

活 動	内 容
(1)被害状況の把握	知事等から要請があったとき、又は指定部隊等の長が必要と認めるときは、車輛、航空機等状況に適した手段によって偵察を行って被害の状況を把握する。
(2)避難の援助	避難指示等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合が必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
(3)遭難者等の搜索救助	死者、行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援作業等に優先して搜索救助を行う。
(4)道路、鉄道等の確保	道路又は鉄道が積雪等により車輛通行不能となり、道路管理者並びに事業者の除雪活動だけでは通行が長期間にわたり確保できない場合は、除雪活動を援助する。
(5)応急医療、救護及び防疫	要請があった場合には、被災者に対して、応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は通常地方公共団体の提供するものを使用する。
(6)人員及び物資の緊急輸送	要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は、救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
(7)炊飯及び給水	要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合には、炊飯及び給水の支援を行う。
(8)救援物資の無償貸付又は譲与	要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は、「防衛庁の管理に属する物品の無償貸与及び譲渡等に関する総理府令（昭和 33 年総理府令第 1 号）」に基づき、救援物資を無償貸与し、又は譲渡する。
(9)その他	その他臨機の必要に対して、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

4 使用資機材の準備

- (1) 雪害予防、応急復旧、災害救助作業に使用する機械、器具等については、特殊なものを除いて町が準備する。
- (2) 応援復旧、災害救助作業等に必要な機材、消耗品等は、県及び町が準備する。

5 経費の負担区分

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として派遣を受けた町が次の基準により負担する。なお、負担区分について疑義が生じた場合は、その都度協議して決める。

- (1) 派遣部隊の宿営及び救援活動に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
- (2) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う次の光熱費（自衛隊の装備品を活動させるため通常必要とする燃料を除く。）電気料、水道料、汚物処理料、電話等通信費（電話設備費を含む。）及び入浴料
- (3) 派遣部隊の救援活動に必要な自衛隊以外の資材、器材等の調達、借上げ、その運搬、修繕費

第11節 救助・救急活動

《厚生部、消防本部》

1 基本方針

雪害発生時には、倒壊家屋等の下敷き、車輛事故等による負傷者など、救助・救急活動を要する事案が数多く現出するものと考えられる。

このため、町及び防災関係機関は、相互に連携して町民、自主防災組織及び事業所に協力を呼びかけ、生命、身体が危険となった者を直ちに救助し、負傷者を医療機関に搬送する。

また、必要に応じ、現地対策本部との合同会議を活用する等により、非常本部等、現地対策本部、県や他の地方公共団体に応援を要請する。

2 実施体制

(1) 町民、自主防災組織及び事業所等は、自発的に被災者の救助・救急活動を行うとともに、救助・救急活動を実施する各機関に協力するよう努める。

(2) 消防本部は、救助隊を編成するとともに、七尾警察署や民間事業者と連携協力して、救助に必要な車輛、機械器具その他の資機材を調達し、迅速に救助、救護、搬送活動に当たる。

また、町は、町民及び自主防災組織等に救助活動の協力を求める。

(3) 町自体の能力で救助作業が困難な場合は、県及び他の市町に応援を要請する。

3 惨事ストレス対策

従事する職員に対する惨事ストレス対策については、本章第9節「消防活動」6による。

4 医療救護活動

医療救護活動については、本章第12節「災害医療及び救急医療」により実施する。

5 災害救助法による措置

災害救助法が適用された場合の措置は、本章第14節「災害救助法の適用」による。

第12節 災害医療及び救急医療

《県、厚生部、消防本部、医師会》

1 基本方針

雪害時には、建物の倒壊、交通事故などにより、同時に多数の負傷者等が発生し、医療、救護需要が増えることが予想され、特に、発災当初の72時間は、救命救急活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、町は、七尾市医師会及びその他関係医療機関の協力を得て迅速かつ的確に医療救護活動を実施する。

2 実施体制

- (1) 町長は、医療機関の被災状況や傷病者の発生状況等の情報を収集し、石川県能登中部保健福祉センターの助言を得て、七尾市医師会及び医療機関に医療救護班の派遣を要請する。また、必要に応じて避難所等に救護所を設置するとともに、随時、医療救護班連絡会を開催し、被災地における医療救護活動の連絡・調整を行なう。
- (2) 医療救護活動に関して、町のみでは十分な対応ができない場合には、速やかに隣接市町及び県に協力を求める。
- (3) 町長は、患者等の搬送や医薬品及び輸血用血液の手配等、医療救護活動の実施に当たり必要な措置を講ずる。

3 医療救護班体制

町は、他の関係機関の協力を得て迅速かつ的確に医療救護活動を実施する。

- (1) 医療救護班の業務内容
 - ア 傷病者のトリアージ
 - イ 傷病者に対する応急措置
 - ウ 重症者の後方病院への搬送手続き
 - エ 救護所における診療
 - オ 避難所等の巡回診療
 - カ 被災地の病院支援
 - キ その他必要な事項

(注) トリアージとは、災害発生時に多数の傷病者が同時に発生した場合、重傷者の緊急度や重傷度に応じて適切な処置や搬送を行うための傷病者の治療優先度を決定することをいう。

- (2) 医療救護班の派遣
 - ア 医療救護班の派遣は、県災害対策本部の指示に基づき、町が派遣を決定し、医療機関に要請する。
 - イ 町は的確な医療救護活動を行うため、町内の医院、救護所の被害状況等を把握する。
 - ウ 町は、被災地の状況に応じ、適切な場所に順次医療救護班を派遣する。

エ 医療救護班の派遣は、発災後における応急措置がおおむね完了するまでの間とする。

4 救護所の設置

- (1) 町は、施設の被災や多数の患者等により医療機関での対応が十分にできない場合には、救護所を設置、運営する。
- (2) 救護所での医療救護は、可能な限り速やかに地域医療機関に引き継ぐことが望ましいが、地域の診療機能の回復までに相当の日時を要する場合や、応急仮設住宅周辺で医療機関が不足している場合には、仮設診療所の設置、運営を検討する。

5 災害時後方医療体制

医療施設又は救護所では対応できない重症患者や特殊な医療を要する患者については、災害拠点病院や大学病院等に搬送し、治療を行う。

6 重症患者の搬送体制

- (1) 搬送者及び搬送先の選定
搬送にあたっては、負傷の程度、患者の状態等を勘案し、搬送者及び搬送先の適切な選定に留意して行う。
- (2) 搬送の実施
ア 災害時後方病院で治療する必要のある患者を搬送するときは、町又は県が行う。原則として、被災現場から医療施設又は救護所までの搬送は町及び消防本部が、医療施設又は救護所から災害時後方病院までの搬送については、県が対応する。
イ 重症患者が多数発生するなどヘリコプター等による患者等の搬送が必要となった場合は、SCUを設置するものとし、地域医療救護活動支援室は、航空機等の運用を調整する部門に必要な搬送手段の確保等を要請する。
ただし、患者搬送において、ドクターヘリ以外のヘリコプター使用については、本章第6節「消防防災ヘリコプターの活用等」に準ずる。

7 医薬品等及び輸血用血液の供給体制

- (1) 医薬品等
医療施設又は救護所から要請を受けた場合、調達できる医薬品等を供給する。町において調達できない場合は、県災害対策本部に要請する。
- (2) 輸血用血液
医療施設等から要請を受けた場合は、県へ調達を要請する。

8 医療機関のライフラインの確保

町は、電気、ガス、水道等のライフライン関係機関に対して、医療機関への優先的な供給を要請する。

9 個別疾患対策

町は、慢性腎疾患、難病、結核、精神疾患、その他の慢性疾患等の在宅治療患者に対しては、患者の受診状況や医療機関の稼働状況を把握の上、患者等への確かな情報を提供し、受診の確保を図るほか、水、医薬品及び適切な食事の確保に努める。

また、医療機関の被災により受診の確保が困難な場合、県に受け入れ先の要請をする。

10 こころのケア対策

災害直後の精神科医療を確保するとともに、災害による心的外傷後ストレス傷害等の精神不安に対しては、被災者の心理的な安定を図るため、精神医学、臨床心理学等の専門家による心理的なカウンセリングなど、継続的なケアを行う。

特に、影響を受けやすい高齢者や児童生徒については、相談活動などのきめ細かな対応を図る。活動については、本章第23節「こころのケア活動」による。

第13節 健康管理活動

《厚生部》

1 基本方針

災害発生時は、ライフラインの機能停止等により、健康の基本である食事、睡眠等の確保が困難となりやすく、さらに災害に対する不安や避難所生活等のストレスから、様々な健康障害の発生が懸念される。

このため、町は県や関係機関等の協力を得て、医療救護活動等と緊密な連携を図りながら被災者の健康管理活動を実施する。

2 実施体制

町は、保健師等により、被災者等の健康管理を行う。

3 健康管理活動従事者の派遣体制

町は、被災者等の健康管理に際し、町内の保健師等のみによる対応が困難な場合は、県に保健師等の派遣を要請する。

4 健康管理活動

健康管理活動にあたっては、民生委員、介護支援専門員等との協力のもと、要配慮者、在宅患者等の健康状況を確認し、必要な介護、医療が受けられるように対処する。

また、保健活動マニュアル等に基づき、避難所や車中避難者を含む避難所外避難者等を訪問し、被災者の生活環境、生活状況、健康状態等を把握するとともに、必要な者に対し保健指導、栄養・食生活支援、医療、福祉サービスの調整等を図る。

なお、健康状態の把握、支援にあたっては、特に、感染症やエコノミークラス症候群、生活不活発病、心血管疾患等の発病予防に留意する。

第14節 災害救助法の適用

〈県、総務部〉

1 基本方針

町長は、雪害に伴う人及び住家の被害状況を速やかに把握確認し、直ちに災害救助法による救助が必要と判断したときは、知事に対してその状況を報告する。

なお、町は、災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、救助に必要な施設、設備、人員等について、あらかじめ県と意見交換を行うとともに、事務委任制度の積極的な活用により役割分担を明確化するなど、調整を行っておくものとし、県は救助に必要な物資の供給等が適正かつ円滑に行われるよう、必要な関係者との連絡調整を行う。

2 適用基準

災害救助法適用基準（災害救助法施行令第1条第1項）

中能登町の災害救助法適用基準は、次のとおりである。

（人口15,000人以上～人口30,000人未満の場合）

- （1）町内の住家滅失世帯数が50世帯以上の場合
- （2）石川県下の住家滅失世帯数が1,500世帯以上であって、町内の住家滅失世帯数が25世帯以上の場合
- （3）石川県下で住家滅失世帯数が7,000世帯以上であって、町内の住家滅失世帯数が多数である場合
- （4）災害が隔絶した地域に発生したものである等災害に係った者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失したとき。
- （5）多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、以下の内閣府令（平成25年10月第86号）で定める基準に該当するとき。

ア 災害が発生し又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。（内閣府令第2条第1号）

イ 災害にかかった者について、食品の給与等に特殊の補給方法を必要とし、又は救出に特殊の技術を必要とすること。（内閣府令第2条第2号）

（注）上記に規定する住家が滅失した世帯の数の算定は次のとおりである。

- 1 住家の全壊（焼）又は流出した世帯は、1世帯を滅失世帯1世帯とする。
- 2 住家が半壊し又は半焼する等著しく損傷した世帯は2世帯をもって滅失世帯1世帯とみなす。
- 3 住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は、3世帯をもって滅失世帯1世帯とみなす。

3 適用手続

町内における災害の程度が災害救助法の適用基準に達し、又は達する見込であるときは、町長は、直ちにその旨を知事に報告しなければならない。

(災害救助法施行細則第1条)

救助が緊急を要し、知事の救助を待ついとまがないと認めるとき、その他必要があると認めるときは、知事の通知により救助の実施に関する職種の一部を町長が行う。

4 災害救助法に基づく救助の種類

災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成12年3月31日厚生省告示第144号）による。

ただし、この基準によって救助の適切な実施が困難な場合には、知事は、内閣総理大臣に協議し、同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。（令第3条第2項）

なお、救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準については、本計画「一般災害対策編」第4章「災害応急対策計画」第10節「災害救助法の適用」参照。

5 災害救助法に基づく救助の実施

(1) 県は、災害の状態によりいずれの救助項目を適用するかを速やかに判断して、救助方針をたて、適切かつ効果的な救助を行う。

(2) 「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」の番号1、3から8まで及び10から14までに定める救助の他、知事が必要と認めるものについては、知事は救助の内容及び当該救助を行う期間を通知し、町長が行うこととする。この場合においては、町長は、当該期間において当該事務を行わなければならない。（令第17条第1項）

6 災害救助法が適用されない場合の救助

災害救助法が適用されない場合の救助については、通常町が、本章第11節「救助・救急活動」により実施する。

第15節 行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬

《厚生部、七尾警察署、消防本部》

1 基本方針

町は、雪害時において家屋の倒壊、雪崩などで死亡していると推定される人については、捜索及び収容を行い、死亡者については応急埋葬を実施する。

2 行方不明者及び遺体の捜索

町は、行方不明者及び遺体の捜索を七尾警察署及び消防本部の協力を得て実施する。また、状況により自衛隊等の協力を得て実施する。

捜索に関しては、関係機関の情報交換、捜索の地域分担等を実施するため調整の場を設ける。

3 遺体の検視（見分）及び処理

町は、検案、遺体の検視（見分）、搬送、遺体安置所の設置、身元確認、遺留品の整理を七尾警察署、七尾市医師会、歯科医師会、医療機関等と調整を図り実施する。

（1）遺体の検視（見分）

災害の際の死亡者については、七尾警察署に検視（見分）を要請して、検視調書（戸籍法（昭和22年法律第224号）第92条（本籍不明者等の死亡の報告）に該当する場合）及び遺体見分調書を作成して、当該遺体を遺族に引き渡す。

（2）遺体の処理

町は、医療救護班又は医師の協力により遺体の洗浄、縫合及び消毒等の処理をし、埋葬までの間適切な場所に安置する。

4 遺体の埋葬

町は、身元が判明しない遺体の埋葬を実施する。

また、身元が判明している遺体の埋葬にあたっては、火葬許可手続きが速やかに行えるよう配慮する。

（1）遺体多数により火葬しきれない場合は、県に応援要請を行う。

（2）迅速な対応を行う必要がある場合は、遺体安置所でも火葬許可証を発行する。

（3）遺体の埋葬に関する被災者からの照会、相談等に対応するため、必要に応じて遺体安置所等に相談窓口を設置する。

5 安否確認

町は、行方不明者の届け出等の受付窓口を明確にするとともに、届け出及び受付時の事務手続きの要領等を明確にしておく。

また、警察と連携を密にし、行方不明者の情報収集・把握に努める。なお、行方不明者名簿は統一した様式とする。

6 災害救助法による措置

災害救助法が適用された場合の措置は、本章第 14 節「災害救助法の適用」による。

第 16 節 避難誘導等

《総務部、厚生部、七尾警察署、消防本部》

1 基本方針

雪害により、家屋の倒壊、雪崩等の危険から町民の生命、身体の安全を確保するため、町長は災害対策基本法等に基づき迅速かつ的確に避難のための措置を講ずる。

2 避難の指示の実施

町長等は、次の措置を講じる。

(1) 町長（災害対策基本法第 60 条及び第 61 条の 2）

ア 雪害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、町民の生命又は身体を雪害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、町長は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立退きを指示するとともに、必要があると認めるときは、その立退き先を指示する。町長は、これらの指示等を行ったときは、速やかに知事に報告する。また、避難の必要がなくなったときは、直ちにその旨を公示し、知事に報告する。

イ 雪害の発生により、町長が実施すべき避難の指示を実施できなくなった場合、知事が町長に代わって、本計画の定めるところにより避難の指示を実施する。

なお、知事が町長に代わって避難等の指示を実施したとき、又は避難の必要がなくなったときは、直ちにその旨を公示する。

ウ 町長は、避難のための立ち退きを指示し、又は「緊急安全確保」を指示しようとする場合において、必要があると認めるときは指定地方行政機関の長または知事に対し、当該指示に関する事項について、助言を求めることができる。

(2) 指定地方行政機関の長又は知事（災害対策基本法第 61 条の 2）

町長から避難の指示に関する事項について助言を求められた指定地方行政機関の長又は知事は、その所掌事務に関し、必要な助言をする。

(3) 警察官（災害対策基本法第 61 条、警察官職務執行法（昭和 22 年法律第 136 号））

前記（1）の町長による避難のための立退き若しくは「緊急安全確保」を指示することができないと認めるとき、又は町長から要求があったときは、警察官は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に避難のための立退き又は「緊急安全確保」を指示することができる。

なお、避難のための立退きを指示する場合において、必要があると認められるときはその立退き先を指示する。立退き先を指示したときは、直ちに町長に通知する。

また、雪害の状況により特に急を要する場合には、警察官は、危害を受けるおそれのある者に対して避難等の措置をとる。

(4) 自衛官（自衛隊法第94条）

災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその現場にいない場合に限り、危害を受けるおそれのある者に対して避難の措置をとる。

(5) 相互の連絡協力

(1) から (2) に掲げる者は、それぞれの措置をとった場合は、相互に通知、報告するとともに、避難の措置が迅速、適切に実施されるよう協力する。

また、町は、避難指示等の対象地域、判断時期等について、県等に助言を受けることができる。

(6) 避難指示等の発令方法

町は、避難指示等の発令に当たっては、住民が生命に係わる危険な状況であることを認識できるように、危険の切迫性に応じて避難指示の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動がわかるように伝達することなど、具体的でわかりやすい内容で発令するよう努める。

なお、避難指示等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努める。

ア 高齢者等避難の発令基準

町長は、雪害等により、人的被害の発生する可能性があると認めたときは、避難行動要支援者等、避難に時間を要する人が円滑に避難できるよう高齢者等避難を発令することができる。

3 避難の指示の内容、時期及びその周知

(1) 避難の指示の内容

避難の指示をする場合、町長は、次の内容を明示する。

- ア 避難の指示の理由（差し迫った具体的な危険予想）
- イ 避難対象地域
- ウ 避難先
- エ 避難経路
- オ 避難行動における注意事項（携帯品、服装）
- カ 出火防止の措置
- キ 電気（配電盤）の遮断措置
- ク その他必要な事項

(2) 避難指示の時期

町長は、避難の指示を行う場合は、危険が切迫するまえに十分な余裕を持って行うものとし、住民が自主的に家屋被害に対する対策、衣類や食料品の準備等、最低限の措置を講じて避難場所等へ向かうことができるよう努める。

また、避難行動要支援者に対しては、支援者等の手配や避難に時間を要することから、更に余裕を持って行う。

(3) 町民への周知

町長は、避難の指示を行う場合には、地域住民等に対して防災行政無線（戸別受信機を含む。）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、音声告知端末、広報車、サイレン、ケーブルテレビ（なかのとチャンネル）、インターネット、携帯電話、Lアラート（災害情報共有システム）、緊急速報エリアメール等多様な情報伝達手段を使用し、あるいは報道機関等を通じて、迅速かつ安全に避難できるよう周知徹底を図る。

■避難指示等の伝達手段

伝達方法	内 容	伝達先	担当
防災行政無線	避難指示等を伝達する。	対象区域の住民全体	総務課
I P 告知端末	避難指示等を伝達する。	対象区域の住民全体	総務課
Lアラート	避難指示等を伝達する。	対象区域の住民全体	総務課
ケーブルテレビ	緊急L字放送する。	町内全域	情報推進課
広報車	町広報車両にて情報伝達を実施する。また、消防団、警察に対して伝文を依頼する。	対象区域の住民全体	総務課
安全・安心メール	自治体メールシステムに登録を行っている住民及び職員に対して情報をメールにて配信する。（予定）	登録を行っている住民及び職員	総務課
緊急速報メール（エリアメール）	緊急速報メールの配信条件に合致する場合に配信する。	町内全域	総務課
F A X ・ 電子メール	要支援者等に対する伝達を実施する。	避難行動要支援者の事前登録者や福祉関係者等	長寿福祉課 総務課
ホームページ	インターネットを活用して情報を伝達する。	対象区域の住民を含めた不特定多数	総務課 情報推進課
戸別訪問	要支援者等に対する直接的な呼び掛けを民生児童委員等に依頼する。	対象区域の避難行動要支援者の事前登録者等	長寿福祉課 総務課

4 警戒区域の設定

町長は、雪害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、町民の生命、身体に対する危険を防止するため、特に必要が認められるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該地域への立入りを制限、若しくは禁止し、又は退去を命ずる。

5 警戒区域設定の周知等

- (1) 警戒区域の設定を行った者は、避難の指示と同様に、町民への周知及び関係機関への連絡を行う。
- (2) 町長は、七尾警察署、消防本部等の協力を得て、町民等の退去の確認を行うとともに、可能な限り防犯、防火のためのパトロールを実施する。

6 避難者の誘導

避難者の誘導は、七尾警察署、消防本部及び町職員等が行うが、誘導にあたっては各地区又は一集落の単位ごとの集団避難を心掛け、避難路等の安全を確認するとともに、要配慮者に十分配慮する。町は、避難誘導に当たっては、避難場所及び避難路や避難先、雪崩危険箇所等の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。また、地域住民も可能な限り積極的に協力する。

町は、災害の実態に応じて、飼養者によるペット動物との同行避難を呼びかける。

7 避難所の開設及び運営

- (1) 避難所の開設が必要な場合は、町地域防災計画及び避難所運営マニュアルの定めるところにより、七尾警察署、消防本部と十分連絡を図り、避難所を開設する。

また、災害が発生していない場合であっても、住民の自主避難に応じ、速やかに避難所を開設するよう努める。

なお、町のみで困難なときは、県に応援を要請する。避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。

また、二次災害の発生のおそれのある危険場所等の把握に努めるほか、避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。

被災地において、感染症の発生、拡大が見られる場合は、防災部局と保健福祉部局が連携して、感染対策として必要な措置を講じるよう努める。

- (2) 避難生活の対象者

- ア 住居等の被災者
- イ 避難指示などの対象地域の居住者
- ウ 帰宅できない旅行者や迷い人、ホームレス等

- (3) 避難所を設置したときは、関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、直ちに次の事項を県へ報告する。

- ア 避難所の名称
- イ 避難所開設の日時及び場所
- ウ 世帯数及び人員（避難所で生活せず食事や水等を受取に来ている被災者も含める。）

- エ 開設期間の見込み
- オ 必要な救助・救援の内容

(4) 避難等の状況把握

町は、避難等の措置を講じた場合には、実施状況を取りまとめる。

また、七尾警察署等関係機関と情報を共有しつつ、避難所等における避難者の把握に努める。

(5) 避難所の運営

ア 町は、自主防災組織の会長や地域住民及び避難所となった学校等施設の管理者、ボランティア、避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力を得て避難所を管理運営する。運営に当たっては各主体の役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。

イ 避難所の管理運営等を適切に行うために、町職員を配置する。なお、職員を配置できない場合は、町はその代理者を定め避難所の責任体制を明確にする。

ウ 町及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努める。

エ 避難所の安全確保と秩序維持のため、防犯活動が必要と認められる場合には、七尾警察署の協力を得て避難生活の安定化に関する対応をとるとともに、必要に応じて町交通防犯推進隊に対しても協力を求め連携を図る。

オ 避難所に被災者等に対する相談所を設置し、ボランティア等の協力を得て、人心の安定に努める。

カ 被災者のニーズを十分把握し、気象、被害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関等の生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、犯罪情勢や予防対策等防犯情報、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。

なお、その際、要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者に配慮した伝達を行う。

(6) 仮設トイレの設置

町は、避難所の状況により仮設トイレを設置管理する。その確保が困難な場合は、県にあっせん等を要請する。また、女性用の仮設トイレや高齢者向けの洋式トイレの設置など、女性や高齢者、障害者等の利用に配慮した避難所運営に努める。なお、トイレの日常管理は、避難所の既設トイレも含めて、避難者やボランティア等が自主的な管理運営を行うようルールづくりを指導する。

(7) 要配慮者に対する配慮

町は、避難所に要配慮者がいると認めた場合は、民生・児童委員、介護職員、自主防災組織、ボランティアなどの協力を得て、速やかに適切な措置を講ずる。

(8) 要配慮者等の健康管理

町は、環境変化等から生じる避難住民の健康不安又は体調の変化を早期発見するため、関係機関と協力して、精神保健医療対策を講じ、精神的不調の早期治療や不安の軽減を図る。

また、町は生活不活発病の発症予防対策を講ずるなど、要配慮者等の健康管理に努める。

なお、避難所で生活せず食事や水等を受取に来ている自宅避難者を含めた地区全体の健康管理に努める。

(9) 二次避難支援の実施

町は、二次避難支援マニュアルに基づき、避難所での要配慮者の状況に応じ、福祉避難所への避難や、社会福祉施設への緊急入所等を行う。

また、福祉避難所への避難後も、在宅で受けていた福祉サービス等が継続して提供されるよう、必要な手続きや関係機関との調整等を行う。

二次避難が必要な要配慮者の受入先や介助員となる専門的人材の確保について、必要に応じ、広域的な調整を県に要請する。

(10) 男女双方の視点の取り入れ

避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保や避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等に配慮する。特に女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営管理に努める。

(11) 旅館・ホテル等の活用

町は、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化に鑑み、旅館、ホテル等への移動を避難者に促す。

(12) 避難者の住生活の早期確保

避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、希望者に対して公営住宅や空き家等利用可能な既存住宅のあっせん等により避難所の早期解消に努める。

(13) ペット動物の飼育場所の確保等

町は、必要に応じて、ペット動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、ペットの一時預かり等必要な支援を獣医師会や動物取扱業者等から受けられるよう、連携に努める。

8 広域避難対策

(1) 町は、被災地区の避難所に被災者が入所できないときは、被災者を被害のない地区若しくは被害の少ない市町又は隣接県への移送について県に要請する。

(2) 被災者の他地区への移送を要請した場合は、町職員の中から避難所管理者を定め、移送先の市町に派遣するとともに、移送に当たり引率者を添乗させる。

- (3) 町は、県から被災者の受け入れを指示された場合は、直ちに避難所を開設し、受け入れ態勢を整備する。
- (4) 移送された被災者の避難所の運営は、移送元の市町が行い、町はこれに協力する。

9 広域一時滞在

- (1) 町は被災した場合に、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、町の区域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合は、県内の他の市町への受入れについては当該市町に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し、当該他の都道府県との協議を求める。
- (2) 町は、避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災住民を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

10 帰宅困難者対策

県及び町は、施設管理者や事業者等と連携し、大規模災害時により交通が途絶したときは、「むやみに移動しない」という基本原則の広報等により、一斉帰宅の抑制を図るとともに、通勤、通学者や観光客等の徒歩での帰宅や移動を支援するため、必要な帰宅困難者対策に努める。

また、必要に応じて、一時滞在施設の確保等の支援を行うとともに、一時滞在施設の確保に当たっては、男女のニーズの違いや、要配慮者の多様なニーズに配慮した一時滞在施設の運営に努める。

11 避難所外避難者対策

町は、区や自主防災組織、消防団、NPOやボランティア等と連携して、やむを得ず避難所に滞在することができない車中避難者を含む避難所外避難者に係る情報の把握に努めるとともに、こうした避難者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

特に、車中避難者に対して、エコノミークラス症候群に対する注意喚起とその予防法について積極的に情報提供するよう努める。

第17節 飲料水・食料の供給

《厚生部》

1 基本方針

町は、被災者及び災害応急対策現地従事者等に対して、飲料水・食料を調達し、供給を実施する。なおこの際、要配慮者への配慮及び食料の質の確保に留意する。

2 実施体制

町は、被災者及び災害応急対策現地従事者等に対して、必要に応じて飲料水、食料の確保状況等の情報を提供するとともに、応急給水・炊出し等で飲料水、給食の供給を実施する。

なお、実施にあたっては、やむを得ず避難所に滞在することができない車中避難者を含む避難所外避難者に対する飲料水・食料の配布にも努める。

3 飲料水の確保

町（水道事業者）は、凍結等により上水道施設の被害が発生した場合、情報収集、連絡及び施設の復旧並びに応急給水等を実施する。

また、必要に応じて被災者に対して飲料水の確保状況等の情報を提供する。

（1）動員及び給水用資機材の確保

ア 動員計画に基づき作業員や技術者を速やかに動員配置する。

イ 給水車、ポリタンク等給水用資機材を配備する。

ウ 水道工事等関係業者に復旧及び応急給水に必要な人員及び資機材の協力要請を行う。

エ 被災状況に応じて動員及び資機材の配備を行う。

オ 動員及び資機材が不足する場合は、県に要請し、応援を求める。

（2）情報の収集、伝達

水道施設の被害状況の把握等については、正確かつ迅速に収集、伝達する。

4 主食の供給

（1）災害救助用米穀の確保

ア 米穀の引渡し要請

町は、米穀の調達・供給を緊急に行う必要が生じた場合には、その供給必要量及び受入れ体制について、北陸農政局と十分な連絡を取りつつ、農林水産省政策統括官に引渡し要請を行う。

町長は、災害時において炊出し等給食を行う必要があると認めるときは、速やかに災害発生状況又は給食を必要とする事情及びこれに伴う給食に必要な米穀の数量等を知事に通知する。

5 副食及び調味料の確保

- (1) 副食及び調味料については、町が能登わかば農業協同組合やアル・プラザ鹿島等の民間事業者から調達する（「資料編 2（1）参照」）。ただし、町で調達が困難な場合は、県に調達を要請する。
- (2) 町は、食料等の調達、供給にあたり、要配慮者への配慮及び食料の質の確保のため、以下に留意する。
 - ア 避難者の健康障害を防ぐため、できるだけ早期にたんぱく質等不足しがちな栄養素等の確保を図るとともに、要配慮者に対しては、食事形態等にも配慮する。
 - イ 自衛隊の給食支援の他、ボランティア等による炊出し、特定給食施設（健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）に規定）等の利用、事業者の活用等による多様な供給方法の確保に努める。
 - ウ 支援物資や食料等の調達、保管・管理、配分については、避難所に必要な食料等の過不足を把握し調整する。

6 共助による食料の確保

被災者は、地域における住民相互扶助の精神に基づき、食料の確保、調理、配給などについて協力し合うよう努める。

7 災害救助法による措置

災害救助法が適用された場合の措置は、本章第 14 節「災害救助法の適用」による。

第18節 生活必需品の供給

〈総務部、厚生部〉

1 基本方針

町は、被災者に対して、衣料、燃料等の生活必需品を調達し、供給を実施する。

2 実施体制

町長は、被災者に対する衣料、生活必需品等の物資を供給する。

町自らが対応できない場合は、近隣市町、県、国その他関係機関等の応援を得て実施する。

また、雪害時において、交通渋滞による車輛の燃料切れ等が発生し、又は発生するおそれがある場合、燃料補給や石油販売店の営業時間外の営業等を要請する。

なお、被災者の中でも交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水及び生活必需品等の物資の円滑な供給に十分配慮する。

また、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても物資等が提供されるよう努める。

3 生活必需品等の確保

(1) 必要量の把握

ア 町は平時から、物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うほか、被害に対応した必要物資を迅速に供給するよう、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し情報共有を図り、必要な品目ごとに必要量を把握するとともに、調達、確保先との連絡方法、輸送手段、輸送先（場所）について明確にし、確保する。

イ 被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する。

また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや男女のニーズの違いに配慮する。

(2) 情報の提供

町は、必要に応じて被災者に対し確保状況等の情報を提供する。

4 物資の輸送拠点（配送）の確保と運営

(1) 町は、県が指定する緊急輸送道路との接続に優れ、運営管理ができる施設の配置等を考慮して物資の輸送拠点を決定する。

なお、災害の規模や被災地域の広域性により、規模や設置箇所数を決定する。

(2) 町は、あらかじめ物資調達・輸送調整等支援システムに登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、速やかな物資支援のための準備に努める。

(3) 町及び防災関係機関は、避難所と物資輸送拠点間の情報連絡手段の確保及び輸送体制を確保する。

5 災害救助法による措置

災害救助法が適用された場合の措置は、本章第 14 節「災害救助法の適用」による。

第19節 防疫、保健衛生活動

〈厚生部〉

1 基本方針

雪害時においては、水道の断水、停電による冷蔵食品の腐敗などにより、感染症が多発するおそれがある。

このため、感染症や食中毒の発生予防のために必要な、被災家屋や避難所等の消毒の実施、生活環境衛生及び食品衛生の確保を図るとともに、感染症のまん延を防止するため、各種の検査、予防措置を的確かつ迅速に行う。

2 実施体制

- (1) 町は、防疫班（町保健センター職員）を編成する。防疫班は、避難所及び被災家屋の清潔、消毒、そ族、昆虫の駆除、飲料水の消毒を実施する。
- (2) 町は、防疫活動の状況を県に報告する。
- (3) 町は、防疫活動の実施に当たって、被害が甚大で自ら対応できないと認められるときは、県に協力を要請する。
- (4) 町は、県の協力を得て防疫・保健衛生活動を実施する。
- (5) 避難生活が長引く場合、町は、入浴施設の確保、寝具の乾燥等、被災者の生活環境の衛生対策を実施する。

3 避難所の防疫措置

避難所は設備が応急仮設的であり、かつ多数の避難者が入所するため、衛生状態が悪くなり、感染症発生の原因となるおそれがあるので、県の指導・調整のもとに必要な防疫・保健衛生活動を実施する。

- (1) 避難所内に手洗い消毒液を配置するとともに、仮設トイレ等の消毒を行う。
- (2) 避難者に供される給食については、調理、配膳時の衛生保持及び残廃物の衛生的処理に十分に注意する。

4 防疫用資材の備蓄、調達

- (1) 町は、防疫用資材の備蓄に努める。
防疫活動によって防疫用資材が不足するときは、卸売業者等から調達するほか、県に対して調達を要請する。
- (2) 防疫用資材の内容
10%塩化ベンザルコニウム(逆性石けん)、消毒用アルコール、次亜塩素酸ナトリウム等の消毒薬、消毒用噴霧器等

5 感染症患者発生時の対応

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に規定する感染症患者の発生時は、県の定める健康危機管理マニュアル「感染症対応マニュアル」により県が医療機関等と連携を強化し、迅速かつ的確な対応を図ることとなっている。

6 ペット動物の保護対策

(1) 避難所におけるペット動物の適正な飼育

町は、県及び獣医師会、動物愛護ボランティア等と協力して、飼養者に同行したペット動物の飼育に関し、飼養者に適正飼育及び動物由来感染症等の予防の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。

(2) ペット動物の保護

町は、県及び獣医師会、動物愛護ボランティア等と協力して、負傷又は放し飼いのペット動物の保護、その他必要な措置を講ずる。

第20節 要配慮者の安全確保

《厚生部》

1 基本方針

災害時においては、乳幼児、身体障害者、知的障害者、精神障害者、病人、高齢者、妊婦、外国人などの要配慮者は、災害の認識や災害情報の受理、自力避難などが困難な状況にある。

町及び社会福祉施設等の管理者は、地域住民等の協力を得て、迅速かつ適切な要配慮者の安全避難を実施するとともに、安否確認及び避難生活状況等の継続的な把握により必要な対策を講ずる。

2 在宅の要配慮者に対する対策

(1) 災害発生後の安否確認

町は、避難行動要支援者の避難所への収容状況及び在宅状況等を確認し、その安否確認に努める。

また、発災時に、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努め、必要に応じて区長、町内会長、民生・児童委員、介護職員、近隣の住民、自主防災組織等の協力を得る。

(2) 避難

雪害により町民避難が必要となった場合、町は、避難行動要支援者の避難に当たっては、近隣住民や自主防災組織等の協力を得るとともに、避難行動要支援者が属する町内会等を単位とした集団避難を行うよう努める。

避難の誘導の際は、避難行動要支援者を優先するとともに、身体等の特性に合わせた適切な誘導に考慮する。

(3) 被災状況等の把握及び日常生活支援

町は、次により要配慮者の被災状況等を把握し、日常生活の支援に努める。その際、地元事情に精通した医療救護・福祉関係の専門家の配置に努めるとともに、必要に応じて各専門分野の地元退職者の活用を図る。

ア 被災状況等の把握

町は、避難所及び要配慮者の自宅等に保健師や介護職員等を派遣し、被災状況、生活環境等を把握する。

イ 被災後の日常生活支援

町は、県の協力のもとに在宅の要配慮者の被災状況に応じて、避難所への入所、施設への緊急入所、ホームヘルパー等の派遣、栄養や食事形態に配慮した食料及び必要な日常生活用具(品)の供与等の措置を講じるとともに、災害情報、生活情報等の継続的な提供に努める。

その際、地元事情に精通した医療救護・福祉関係の専門家の配置に努める。

(4) 二次避難支援の実施

町は、二次避難支援マニュアルに基づき、避難所での要配慮者の状況に応じ、福祉避難所への避難や社会福祉施設への緊急入所等を行う。

また、福祉避難所への避難後も、在宅で受けていた福祉サービス等が継続して提供されるよう、必要な手続きや関係機関との調整等を行う。

二次避難が必要な要配慮者の受入先や介助員となる専門的人材の確保について、必要に応じ、広域的な調整を県に要請する。

3 社会福祉施設等における対策

(1) 施設被災時の安全確認及び避難等

ア 施設が被災した場合、施設管理者は、県が示す指針に基づき定めた防災計画に基づき、直ちに入所者等の安全及び施設の被災状況を把握するとともに、入所者等の不安解消に努める。

イ 入所者等が被災した時は、施設職員又は近隣の住民や自主防災組織の協力を得て応急救助を実施するとともに、必要に応じて消防本部へ救助を要請する。

ウ 施設管理者は、施設の被災状況に応じて、適切な避難所（資料編4(5)「指定避難所及び指定緊急避難場所」参照）への避難誘導を行う。

なお、夜間、休日等で施設職員が少数のときは、日頃から連携を図っている地域住民や自主防災組織の協力を得て、安全な避難誘導に努める。

(2) 被災報告等

施設管理者は、入所者等及び施設の被災状況を町、県等に報告し、必要な措置を要請する。また、保護者に入所者の被災状況を連絡し、必要な協力を依頼する。

(3) 施設の使用が不能になった場合の措置

施設管理者は、施設の継続使用が不能となったときは、町を通じて他の施設への緊急入所要請を行うとともに、必要に応じて保護者等による引き取り等の措置を講ずる。町は、被災施設の管理者から緊急入所の要請があったときは、他の施設との調整に努め、入所可能施設をあっせんする。

4 医療機関における対策

(1) 医療機関被災時の安全確認及び避難等

病院等の医療機関が被災した場合、管理者は、あらかじめ定めた災害対応マニュアルに基づき、直ちに患者等の安全及び施設の被災状況を把握するとともに、患者等の不安解消に努める。患者等が被災した時は、応急救助を実施するとともに、必要に応じて消防機関へ救助を要請する。

また、管理者は、施設の被災状況に応じて、適切な避難所への避難誘導を行う。

(2) 被災報告等

管理者は、患者等及び施設の被災状況、受け入れている重症・中等症患者数、ライフライン状況等の状況について、町及び県等に報告し、必要な措置を要請する。この場合、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）に参加している医療機関は、当該システムにより必要な情報の入力を行う。

(3) 医療機関の使用が不能になった場合の措置

町は、被災医療機関の管理者から緊急搬送の要請があったときは、他の医療機関等との調整を行い、傷病の程度、人工透析患者や人工呼吸器を使用している患者など個別疾患の状況に応じ、搬送先の確保に努める。

5 外国人に対する対策

町は、雪害時に迅速に外国人の安否確認に努めるとともに、外国人が孤立しないよう、各種情報の収集、提供ができる体制の整備等に努める。

町は、防災行政無線や広報車等により、外国語による広報を行い外国人の安全かつ迅速な避難誘導に努める。

また、災害多言語支援センター等の相談窓口等を開設し、災害に関する外国人のニーズの把握に努める。

なお、状況に応じて通訳等が必要な場合は、県に派遣要請を行う。

第21節 ボランティア活動の支援

《厚生部》

1 基本方針

雪害が発生したときは、災害応急対策の実施に多くの人員を必要とするため、町は、防災関係機関、関係団体と連携を図りながら、ボランティアに関する被災地のニーズの把握やボランティアの募集及び受入れに努めるとともに、ボランティア活動拠点の確保など、ボランティアの円滑な活動が図られるよう支援に努める。

2 ボランティアの受け入れ

(1) ボランティア現地本部の設置

災害対策ボランティア本部が設置されたときは、町及び社会福祉協議会は、ボランティア活動に対する支援及び調整窓口として、ボランティア現地本部を設置する。

また、町及び社会福祉協議会は県と連携し、バスの活用や受付窓口の一元化により現地の受け入れが円滑に行われるように努める。

(2) ボランティアとの連携・協働

ボランティア本部及びボランティア現地本部が設置されたときは、町は、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO等との連携を図るとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握する。

また、町は災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの生活環境について配慮する。

(3) 災害ボランティアコーディネーターの派遣

災害対策ボランティア本部及びボランティア現地本部が設置されたときは、町及び日本赤十字社等は、調整して災害ボランティアコーディネーターを派遣する。

3 ボランティア現地本部の機能

(1) 状況把握及び報告

災害対策ボランティア本部は、町災害対策本部及びボランティア現地本部と連携し、被災地の状況、救援活動の状況及び被災者のニーズの有無などの情報を絶えず把握し、マスメディアやインターネット等を用いて発信するとともに、関係機関に情報を提供する。また、ボランティアについての照会に対して、的確に情報を提供する。

(2) ボランティアの受け入れ

ボランティア申出者を受付し、活動内容、活動日数、資格、活動地域、ボランティア保険加入の有無等を把握するとともに、活動者リストを作成し、災害対策ボランティア本部に報告する。

(3) ボランティア派遣依頼の受付及び相談

被災住民等からのボランティア派遣の要請の受付窓口として、受付や相談に応ずる。

(4) ボランティアのコーディネート

被災者ニーズに対応したボランティア活動を展開するためのコーディネートを的確に行う。その際、県、町及び日本赤十字社等の派遣した災害ボランティアコーディネーターを活用する。

(5) ボランティア団体との連絡調整

地元ボランティア団体と他地域のボランティア団体及び行政等との情報交換や連絡調整の場を設け、よりの確な救援活動を確保する。

(6) ボランティアの健康管理・安全対策

ボランティアの健康管理に関して、関係機関、団体等との連携を図るとともに、安全な活動のための指導や必要な規制を行う。

(7) 継続的なボランティア活動の支援

被災者支援活動を継続的に行うため、災害ボランティアの被災地までの輸送に努める。

4 ボランティアの活動拠点及び資機材の提供

町は、庁舎、公民館、学校などの一部をボランティアの活動拠点として積極的に提供する。

また、ボランティア活動に必要な事務用品や各種資機材については、可能な限り貸し出しし、ボランティアが効率的に活動できる環境づくりに努める。

第22節 雪、し尿、生活ごみ、がれき及び産業廃棄物の処理

《厚生部、経済部、消防本部》

1 基本方針

被災地におけるし尿、生活ごみ（粗大ごみも含む。）及びがれき等一般廃棄物及び産業廃棄物の収集及び処分を迅速かつ効率的に実施し、被災地の環境浄化を図る。

2 実施体制

(1) 被災地の清掃

災害時における被災地の清掃は、原則として町が実施するが、事業所及び工場等から排出される産業廃棄物については、事業主が町長の指示により実施する。

(2) 災害廃棄物の処理

町は、町が定める「災害廃棄物処理計画」に基づき、災害廃棄物の処理を実施する。

また、近隣市町及び廃棄物関係団体等と災害時の相互協力体制をあらかじめ整備しておく。

ア し尿処理（仮設トイレの必要数と設置に要する人員及び車輛台数、し尿収集運搬車輛台数と人員、し尿処理受入先）

イ 生活ごみの処理（収集運搬車輛台数と人員数、処理受入先）

ウ がれきの処理・処分

エ 応援者の宿泊場所等の確保

(3) 県等の応援

町の被害が甚大で自ら処理が不可能の場合は、県に連絡して県及び近隣市町の応援を求めて処理を実施する。

3 被災地の状況把握

町は、発災直後から次の被災状況について情報収集を行い、県に連絡する。

(1) 一般廃棄物処理施設（ごみ処理施設、し尿処理施設、最終処分場、下水処理施設等）、中継基地等の被害状況

(2) 避難所箇所数及び避難者数、仮設トイレの必要数及びし尿の収集・処理方法

(3) 生活ごみの発生見込み量及び処理方法

(4) 全半壊建物数及び解体を要する建物数、がれきの発生見込み量及び処理方法

4 雪処理

町は、雪害の規模に応じ、適切な雪捨て場等を確保し、町民等に周知する。

5 し尿処理

町は、し尿の消毒剤としては、石灰又はか製石灰末を使用することとし、か製石灰末が入手困難な場合に限ってクレゾール水を使用する。なお、消毒剤の使用に当たっては、県に事前協議を行うものとし、消毒薬剤の確保が困難な場合は、県が需要発生都度、緊急輸送の手配を行う。

6 ごみ処理

町は、豪雪時におけるごみ対策として「ポリ袋」の利用や、ごみ収集に当たっての積換場所（中継所）の設定等、その衛生的処理の徹底が期されるよう措置する。

7 がれき等の処理

町は、損壊家屋からの解体廃棄物、がれき等については、危険なもの、交通の支障になるものを優先的に撤去する。

8 産業廃棄物処理

事業者は、産業廃棄物の適正処理に努めるとともに、産業廃棄物の保管が環境保全等に重大な影響を与えるおそれがある場合は、県が産業廃棄物処理業者のあっせんを行う。

第23節 こころのケア活動

《厚生部》

1 基本方針

被災直後の精神科医療を確立するとともに、雪害により、精神的ショックを受けた町民や、避難所において精神的ストレスを受けている町民及び被災地の児童、高齢者これまでに精神疾患を患った者や発達障害該当者等に対して、精神相談等の精神保健対策を講じ、精神的不調の早期治療や不安の軽減を図る。

2 実施体制

町は、県と協議して精神保健対策を実施する。

3 精神科医療活動

町は、避難所に精神科救護所を設置する。

- (1) 災害直後に既存の精神科医療機関が対応できない場合、必要に応じて石川県能登中部保健福祉センターあるいは町保健センターに、「精神科救護所」を設置する。
- (2) 精神科救護所を設置しない場合にも、石川県能登中部保健福祉センターが精神科救護活動に協力する診療協力医療機関を確保する。
- (3) 石川県能登中部保健福祉センターは、被災精神障害者の継続的医療の確保と精神疾患の急発・急変への救急対応を行う。

4 精神保健医療班の編成

- (1) 石川県能登中部保健福祉センター長は、必要があると認めたときは、精神保健医療班（精神科医、保健師、精神保健福祉士）を編成し、被災地におけるコーディネート機能の強化を図るとともに、医療救護班、健康管理班と連携し、心身両面の医療救護活動を実施する。
- (2) 精神保健医療班は、積極的に避難所等を訪問し、被災者の心のケア活動を行う。
 - ア 被災児童に対する精神相談の実施
被災により精神的に不安になっている児童に対して、必要に応じて七尾児童相談所の心理判定員や保育士と協力し、精神相談や遊び等を通じて児童の精神的不調の早期治療や不安の軽減を図るとともに、その保護者に対する指導を行う。
 - イ 被災高齢者及び障害者に対する精神相談の実施
高齢者や障害者は、被災後混乱を来したり、孤独感を強めるなどの影響が大きいことから、地域の支え合いの体制とも連携し、精神相談を実施する。

第24節 住宅の応急対策

《経済部、会計部》

1 基本方針

町は、家屋に被害を受け、自らの資力で住宅を確保できない被災者のために、応急仮設住宅の建設等必要な措置を講じ、住生活の安定に努める。

また、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携して、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進するものとする。

なお、町はあらかじめ予想される被害から災害に対する安全性に配慮しつつ、仮設住宅建設戸数と建設候補地を把握する。

また、被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空き家等の把握に努めるとともに、民間賃貸住宅の借上げの円滑化に向け、その際の取扱い等について、あらかじめ定めておくなど、供給体制を整備する。

また、できる限り早い段階から被災者の特性やニーズを把握し、提供期間の終期を待つことなく恒久住宅への円滑な移行に向けた取組を計画的に実施する。

2 実施体制

(1) 応急仮設住宅の建設（民間賃貸住宅の借上げによる設置を含む）及び運営管理

応急仮設住宅の建設は、町長が実施する。

ただし、災害救助法を適用したときは知事が行い、知事から委任されたとき又は知事による救助のいとまがないときは、知事の補助機関として町長が行う。必要戸数の算定にあたっては、被災者予測人数もあらかじめ考慮し、算定する。

町は、応急仮設住宅の提供に必要な資機材の調達等が適正かつ円滑に行われるよう、関係業界団体等との連絡調整を行う。

また、設置及び運営管理に関しては、安心、安全を確保し、地域コミュニティ形成や心のケアを含めた健康面に配慮するとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見の反映や、必要に応じて仮設住宅におけるペット動物の受け入れに配慮するほか、要配慮者に十分配慮し、優先的入居、高齢者、障害者向け仮設住宅の設置等にも努める。

なお、応急仮設住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮する。

(2) 町のみでは対応できない場合は、近隣市町、県、国その他の関係機関の応援や民間関係団体の協力を得て実施する。

3 災害救助法による措置

災害救助法を適用した場合の措置は、本章第14節「災害救助法の適用」による。

4 住宅確保等の種別

住宅を失い又は破損し、若しくは土石の侵入その他によって居住することができなくなった被災者に対する住宅の建設、修繕等は、おおむね次の種別及び順位による。ただし、災害発生直後における町民の対策については、本章第 16 節「避難誘導等」の定めるところによる。

対策種別及び順位		内 容
住宅の確保	1 自力確保	(1) 自費建設 被災者世帯の自力(自費)で建設する。
		(2) 既存建物の改造 被災をまぬがれた非住家を自力で改造模様替えをして住居とする。
		(3) 借用 一般民間(親戚等を含む。)の借家、貸間、アパート等を借りる。
	2 既存公営等施設入所	(1) 公営住宅等入居 既存公営住宅への特別入居、国家公務員宿舎の借上げ
		(2) 社会福祉施設への入居 県、市町又は社会福祉法人の経営する老人福祉施設、児童福祉施設への入所要件該当者の優先入所
	3 機構資金融資	・ 災害復興住宅建設補修資金 ・ 一般個人住宅災害特別貸付 ・ 地すべり関連住宅貸付 自費で建設するには資金が不足する者に対して、住宅金融支援機構から融資を受けて建設する。
4 公営住宅建設	(1) 災害公営住宅の建設 災害発生時に特別の割当を受け、公営住宅を建設する。	
	(2) 一般公営住宅の建設 一般公営住宅を建設する。	
5 災害救助法による仮設住宅建設(民間賃貸住宅の借上げによる設置を含む)		災害発生時に特別の割当を受け、仮設住宅を建設(民間賃貸住宅の借上げによる設置を含む)する。
住宅の修繕	1 自費修繕 被災者が自力(自費)で修繕する。	
	2 資金融資	(1) 機構資金融資 自費で修繕するには資金が不足する者に対して、住宅金融支援機構が融資(災害復興住宅建設補修資金)して補修する。
		(2) その他公費融資 低所得者世帯に対して、社会福祉協議会、県が融資し、改築又は補修する。
3 災害救助法による応急修理 生活能力の低い世帯のために県(委託したときは市町)が応急的に補修する。		
障害物の除去	1 自費除去 被災者が自力(自費)で除去する。	
	2 除去費等の融資 自費で整備するには資金が不足する者に対して、住宅資金補助に準じて融資して除去する。	
	3 災害救助法による除去 生活能力の低い世帯のために、県又は市町が除去する。	

- (注) ① 対策順位は、その種別によって対象者が異なったり、貸付の条件が異なるので、適宜実情に即して順位を変更する必要がある。
- ② 「住宅の確保」のうち、3の融資、4及び5の建設は、住宅の全焼、全壊及び流失した世帯を対象とする。
- ③ 「住宅の修繕」のうち2の(1)の融資及び3の修理は、住家の半焼、半壊及び半流失した世帯を対象とする。
- ④ 「障害物の除去等」は、住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい障害を及ぼしているものの除去等をいう。

第25節 ライフライン施設の応急対策

《経済部》

1 基本方針

水道施設、下水道施設等のライフライン施設は、近年、住民の依存度が著しく高まっている。雪害により被害を受けた場合、大きな混乱を招くほか、各種の応急対策上大きな障害となるおそれがある。

このため、これらの施設管理者及び関係機関は、発災後直ちに、専門技術をもつ人材を活用して、緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、応急措置を講ずるとともに、早期の復旧に努める。

2 水道施設

町（水道事業者）は、水道に被害が生じた場合は、次の措置を構ずる。

(1) 災害対策本部の設置

雪害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、必要に応じて災害対策本部を設置する。

(2) 情報の収集、伝達

正確な被害等の情報を迅速に収集、伝達し、応急対策を効率よく実施する。

(3) 広報活動

災害発生後の時間的経過を踏まえ、発生直後、復旧作業中及び復旧完了時において状況に応じた広報活動を行う。

(4) 災害復旧用資機材の整備

水道被害の状況に対して、迅速に応急措置活動を実施するため、各施設に緊急用資機材の整備に努める。

(5) 応急復旧

被災状況に応じて、仮配水施設及び仮配管により応急復旧に努めるとともに、残留塩素の確保等水質管理に十分配慮して復旧する。

(6) 応援体制

大規模な雪害により、事業者単独で復旧が困難な場合は、他事業者の応援を求める。

3 下水道施設

下水道事業者は、次の措置を構ずる。

(1) 動員体制の確立

町災害対策本部の非常配備体制に基づき、職員の配置を行い、迅速に応急措置活動を行う。

(2) 情報の収集、伝達

正確な被害等の情報を迅速に収集、伝達し、応急対策を効率よく実施する。

(3) 被災状況の調査

人的被害に繋がる緊急性の高い施設から、緊急点検、緊急調査、先遣調査などの被災状況調査により緊急措置を実施し、二次災害防止に努める。

また、公共下水道等の構造等を勘案して、速やかに、公共下水道等の巡視を行い、損傷その他の異状があることを把握する。

(4) 応急措置

管路施設や処理場及びポンプ場施設などに必要な緊急措置をとるとともに、浸水・地震等の二次災害の防止に努める。

また、可搬式排水ポンプ又は仮設消毒池の設置その他の公共下水道等の機能を維持するために必要な応急措置を講ずる。

(5) 災害復旧用資機材の確保

下水道管渠の被害に対して、迅速に応急措置活動を実施するため各施設に緊急用資機材の備蓄に努める。

(6) 応急復旧

被災状況を調査し、仮配管等による応急復旧やバキューム車の対応により広域的な応援体制の確保に努めるとともに、衛生管理に十分配慮して復旧する。

(7) 広報活動

災害発生後の時間的経過を踏まえて、発生直後、復旧作業中及び復旧完了時において状況に応じた広報活動を行う。

(8) 応援体制

被害が甚大で応援が必要な場合は、隣接市町及び県に要請する。

第26節 輸送手段の確保

〈総務部、厚生部〉

1 基本方針

町及び防災関係機関は、雪害時における応急対策を実施するに当たり、必要な人員、物資等を迅速に輸送するため、各々が保有する車輛等を動員する。

また、輸送関係機関等の保有する車輛等を調達するほか、広域応援による緊急輸送体制の確保に努める。なお、町は、人員、物資等の受け入れ体制についてあらかじめ計画を定めておく。

2 輸送の対象

- (1) 被災者
- (2) 食料、飲料水及び救援用物資
- (3) 災害対策要員
- (4) 災害応急対策用資機材
- (5) その他必要な物資等

3 要員・物資輸送車輛等の確保

(1) 鉄道輸送

復旧資材、救助物資等を鉄道輸送により緊急輸送を行う場合は、西日本旅客鉄道(株)の路線を通じて実施する。また、西日本旅客鉄道(株)は、町長の求めに応じて、一般客貨の輸送に優先して緊急輸送業務を行うよう措置を講ずる。

(2) 陸路輸送

復旧資材、救助物資等を自動車等により緊急輸送を行う場合は、町有車等で陸路輸送を実施する。この場合、町有車のみで十分な輸送が確保できないときは、町内自動車運送業者への委託又は車輛の借上げ等により緊急輸送を実施する。また、緊急輸送に従事する車輛の円滑な運行を確保するため必要がある場合は、公安委員会が道路区間を指定して一般車輛の交通を禁止し、又は制限するほか、七尾警察署が臨時に交通規制を行う。

緊急輸送に従事する車輛であることの確認は、知事又は公安委員会が行い、所定の標章及び証明書を交付する。

(3) 航空輸送

町長は、交通途絶のため孤立した地域の救援等のため必要があると認めた場合は、知事に、航空輸送を要請する。

(4) 人力等による輸送

上記による輸送が不可能な場合は、人力等により輸送する。

4 災害救助法による措置

災害救助法を適用した場合の措置は、本章第14節「災害救助法の適用」による。

第27節 文教対策

《教育部》

1 基本方針

教育委員会は、降積雪時に、児童生徒、教職員及び学校その他文教関係施設が被害を受けるなど、正常な学校教育を実施することが困難となった場合は、教育施設の確保や教科書及び学用品の給与等の措置を講じ、応急教育を実施する。

また、各学校において、石川の学校安全指針を活用し、児童生徒等のより確実な安全確保を図る。

2 児童生徒の危害防止対策

(1) 異常気象等の場合、校長の判断により保護者と連絡を密にし、臨時休校、授業の打ち切り、集団登下校の引率等適切な措置をとり、また、通学距離の遠い学校等においては、避難所（休憩所）を指定し、これらとの通信連絡方法をあらかじめ考慮する。

(2) 通学に際しては、特に次の事項に関して、安全指導を徹底する。

ア 交通事故防止

イ 屋根、樹木等から落ちる雪への注意

ウ 除雪車、除雪機械等を使用した除雪現場への立入禁止

(3) 道路、特に橋の安全性の確認に努め、必要によっては、手すり、標識等をつける。

3 校舎等の雪害保全対策

(1) 校舎等の構造、経過年数により相違するが、概ね次の基準により、除雪に万全を期する。

ア 木造建物においては、50cm以上の積雪

イ 鉄骨造で60cm、鉄筋造で100cm以上の積雪

ウ 屋内体育館は、屋根の面積が広いので特に留意する。

(2) 校舎等の大雪補強に留意し、特に長期、又は短期間の多量の降雪が予想される場合、雪害に対する保全策は、概ね次により万全を期する。

ア 出入口の庇部分は常に除雪する。

イ 雪の側圧をさけるため木造建築にあつては、事前にさしかけ等の措置をとる。

(3) 周辺施設等の確保、保全については、概ね次により万全を期す。

ア 通学道路及び非常時における避難経路並びに消火栓等の除雪に万全を期し、除雪にあつては、事故防止に留意する。

イ 貯水池、水溜、プール等には、柵又は危険標識を設ける。また、積雪時における防火対策に万全を期する。

ウ 積雪酷寒時における室内の換気、採光、照明及び温湿度の管理を適切に行い、環境衛生に万全を期する。

エ 非常事態発生の場合の周到な避難計画をたて、計画に基づき避難訓練を実施する。

4 文教施設の応急復旧対策

- (1) 学校長は、被害状況を速やかに調査し、教育委員会との連絡を密にする。
- (2) 町は、被災学校の授業開始のための応急施設整備計画の指導助言を行う。
- (3) 社会教育施設等については、災害を受けた後、直ちに被害状況を調査し、被害状況によっては施設ごとに再開計画をたて、できるだけ早く開館する。

5 応急教育施設の予定施設

- (1) 被害の程度により又は学校が長期に地域の避難所として使用される場合には、おおむね次により学校の授業が長期にわたり中断されることのないようにする。

災害の程度	応急教育実施の予定場所
学校の一部の校舎が使用できない(避難所として利用される場合を含む。)程度の場合	1) 特別教室、屋内施設等を利用する。 2) 2部授業を実施する。
学校の校舎の全部が使用できない(避難所として利用される場合を含む。)場合	1) 公民館等公共施設を利用する。 2) 隣接学校の校舎を利用する。
県内大部分(広域な範囲)について災害を受けた場合	避難先の最寄りの学校、公民館等公共施設を利用する。
特定の地区全体について相当大きな災害を受けた場合	1) 町民の避難先の最寄りの学校、災害を受けなかった最寄りの学校、公民館等、公共施設等を利用する。 2) 応急仮設校舎を建設する。

- (2) 応急教育実施の予定施設については、事前に関係者と協議の上選定し、教職員、町民、児童生徒に対して周知徹底を図るよう指導する。

6 応急教育計画

学校の施設が被災したり、又は地域の避難所となった場合、次の点に留意して応急教育を実施する。

- (1) 児童生徒、教職員等の被害状況を速やかに把握し、応急教育計画を作成する。
- (2) 応急教育施設の指定、応急教育の開始時期及び方法等を確実に児童生徒及び保護者に周知する。
- (3) 通常の授業の実施が不可能となった場合は、被災状況に応じた授業方法の選択(休校、短縮、分散、移転等)を考慮するなどの応急教育活動を実施するとともに、避難所との調整について町厚生部と協議する。

- (4) 児童生徒が他市町、他県等で応急教育を受ける必要がある場合の連絡調整を行う。
- (5) 公立高等学校入学者選抜の弾力的な運用を要請するとともに、私立高校にも同様の要請を行う。
- (6) 被災地域の大学受験生に対する弾力的な取扱いについて要請を行う。
- (7) 教職員の動員体制について、教職員の被害が大きく教育に支障をきたす場合には、他校からの応援により対応するなど、町立学校及び県立学校間の有機的連携を図り、適切に対処できるようにする。

7 教材、学用品の調達及び給与方法

災害救助法適用及びその基準外の教材、学用品の調達並びに給与方法については、町教育委員会及び学校があらかじめ計画を樹立しておく。

なお、災害救助法を適用する場合の措置は、**本章第 14 節「災害救助法の適用」**による。

8 給食措置

(1) 児童生徒の対策

町は、被害状況報告に基づいて、災害発生に伴う要保護及び準要保護児童生徒給食費補助金の申請を行う。

(2) 物資対策

町教育委員会は、被害を受けた物資の状況を中能登教育事務所を經由して、県教育委員会に速やかに報告する。

9 保健衛生

教育委員会は、町厚生部と密接な連絡をとり、**本章第 19 章「防疫、保健衛生活動」**に従い適切な応急措置を行う。

(1) 被災職員、児童生徒の保健管理

雪害が発生したときは、災害情報の収集に努め、感染症発生のおそれがあるときは、町厚生部と連絡を密にして防疫組織を確立するとともに、器具資材を整備して、予防教育を行う。

また、災害の状況により被災学校の教職員、児童生徒の健康診断を町厚生部の協力を得て行う。

(2) 被災学校の環境衛生

災害が発生し、浸水等による被害のあった場合は、町厚生部の協力を得て、特に感染症の予防に努めるとともに、環境衛生の整備改善に協力する。

10 教職員の健康管理

応急対策が長期化することにより教職員への負担が大きくなることから、職員ローテーションや他校等からの応援体制を組むなどして、教職員の身体的、精神的な健康管理に留意する。

11 避難所協力

学校は、学校施設が避難所となった場合は、町や防災関係機関と十分に連携を取り、避難所の円滑な開設・運営に協力する。

また、防災関係や自主防災組織と定期的に会議を開催するなど、学校と地域が連携した防災訓練の実施、学校が避難所となる場合の具体的な対策、学校機能を維持、再開させる場合の方策、児童生徒等の地域への貢献等について、あらかじめ具体的に協議しておく。

12 文化財対策

文化財が貴重な国民的財産であることを勘案して、災害発生直後から所轄の指定文化財について被害状況を調査把握し、必要な応急措置を行う。

(1) 応急措置

ア 文化財に被害が発生するおそれのある場合は、その所有者又は管理者は、応急の防災活動の実施及び搬出等により文化財の保護を図る。

イ 文化財に被害が発生した場合は、その所有者又は管理者は、被害状況を速やかに調査し、その結果を町又は町教育委員会を經由して県教育委員会に報告する。

ウ 関係機関は、被災文化財の被害拡大を防ぐため、民間団体の協力を得て、文化財の搬出、修復・保全、一時保管等の応急措置を講ずる。その際、県教育委員会、町又は町教育委員会は、必要に応じて、助言、指導する。

エ 文化財に被害が発生した場合であっても、人命に関わる被害が発生したときには、被災者の救助を優先する。

(2) 被災文化財については、文化財的価値を最大限に維持するよう所有者、管理者が措置する。

(3) 埋蔵文化財対策

緊急を要する復旧事業等が行われる場合で、埋蔵文化財の所在が確認されたときには、必要に応じて発掘調査の実施を検討する。復旧復興の本格化に伴う発掘調査については、近隣公共団体への派遣要請等により十分な人員を確保する。

(4) 事前対策

ア 未指定文化財目録の作成

未指定文化財の文化財価値の重要性について指導、助言し、目録を作成しておく。

イ 防災対策の意識啓発と予防対策

町教育委員会は、文化財の災害からの保護を図るため、必要な計画を立てるとともに、所有者、管理者に対して、防災対策の必要性を啓発する。

町教育委員会は、自らが管理する文化財の防災対策をとるほか、文化財の保存管理が万全に行われるように指導、助言する。

文化財については、火災による焼失被害を防止するために、消防本部と連携しながら所要の防火上の措置を講ずる。

第28節 応急金融対策

《会計部》

1 基本方針

雪害時、被災地において、通貨の円滑な供給、金融の迅速かつ適切な調整を行い、町民の生活の安定を図る。

2 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節

(1) 通貨の円滑な供給の確保

町内の金融機関の現金保有状況の把握に努め、必要に応じて、金融機関に臨時に発行元銀行券を寄託し、あるいは既存の寄託発行元銀行券の活用を図るほか、金融機関の所要現金の確保について必要な措置を講ずること等により、通貨の円滑な供給の確保に万全の措置を講ずる。

なお、被災地における損傷日本銀行券及び損傷貨幣の引換えについては、状況に応じ職員を現地に派遣する等必要な措置を講ずる。

(2) 現金供給のための輸送、通信手段の確保

現金供給のため、緊急に現金を輸送し又は通信を行う必要があるときは、関係行政機関等と密接に連絡のうえ、各種輸送、通信手段の活用を図る。

(3) 通貨及び金融の調節

災害発生時等において、必要に応じ適切な通貨及び金融の調節を行う。

3 金融機関の業務運営の確保に係る措置

関係行政機関と協議のうえ、被災金融機関が早急に営業を行いうるよう必要な措置を講ずるほか、必要に応じ金融機関に対し、営業時間の延長又は休日臨時営業の実施に配慮するよう要請する。

4 各種措置に関する広報

災害応急対策に関する情報について、新聞、放送、インターネットその他の適切な方法により、迅速に町民に提供するよう努める。特に3で定める要請を行ったときは、関係行政機関と協議のうえ、金融機関及び放送事業者と協力して速やかにその周知徹底を図る。

第29節 農林産物災害応急対策

〈経済部〉

1 基本方針

町は、雪害から農林産物被害を防止し、又は被害の軽減を図るため、農業団体等と連携して、速やかに必要な措置を講ずる。

2 農作物関係

町は、能登わかば農業協同組合、中能登農業共済組合などの関係団体を通じて、生産者に指導を徹底し、生産の減少防止と被害の軽減を図る。

また、生産者は、被害が発生した場合には、中能登農林総合事務所の指示に従い、適切な対策を講じる。

(1) 野菜・花き

ア ビニールハウスやガラス室は、屋根やサイドに雪が積もらないように除雪する。

イ ビニールハウスでは、補強を強化するとともに、必要に応じ簡易暖房機などを活用し、融雪を促進する。

ウ どうか雪等の緊急時にはビニールを切って、ハウスの倒壊を防ぐ。

(2) 果樹・花木

ア 園内を巡回し、枝上の雪払いを行うとともに支柱を補強し、枝吊りを行う。

イ 園内除雪が困難な場合、踏圧により積雪深を低くする。特に果樹棚の棚面に積雪が達しないように早めに実施する。

ウ 積雪深が深い場合、融雪時の沈降圧による被害が発生するので、以下の対策を講じる。

(ア) 育成中の幼木やりんごわい性樹、低樹高仕立てのいちじく等は、枝の発生位置が低いので、枝裂けを防ぐため、枝の掘上や樹周辺の雪の踏み込み等を行う。

(イ) 積雪が棚面に達した場合、棚周辺の雪を踏み込むとともに、隅柱の掘り起こしを行う。

3 畜産対策

町は、能登わかば農業協同組合、中能登農業共済組合及び畜産関係団体を通じて、生産者に指導を徹底し、生産の減少防止と被害の軽減を図る。

(1) 牛乳処理

積雪により主要路線以外の輸送が停止した場合は、主要路線まで搬出し、輸送に努力する。

(2) 畜舎と飼養

畜舎内の採光、換気と保温、ふん尿などの搬出に留意し、粗飼料の給与、畜体の手入れ等健康管理に努める。

4 林産対策

原則として、降雪時には林地に入らず、融雪を待つ。雪害により折損した林木は、融雪後速やかに伐倒整理する。

椎茸等のフレーム舎は、屋根やサイドに雪が積もらないように除雪するとともに、補強を強化する。

また、必要に応じ簡易暖房機などを活用し、融雪を促進する。

第4章 復旧・復興計画

被災地の復旧・復興については、住民の意向を尊重し、県及び町が主体的に取り組むとともに、国がそれを支援する等適切な役割分担の下、被災者の生活の再建及び経済の復興、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域づくりを目指すこと、また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図る。

第1節 町民除雪デーの実施

《総務部、経済部》

1 基本方針

雪害のおそれがなくなった場合において、除排雪を円滑かつ確実に実施するため、祝休日において、町民除雪デーを設け、町民総出で除排雪を実施する。

2 実施方法

町は、町民除雪デーを設定した場合には、町民及び関係機関に周知し、除排雪が円滑に実施できるよう、各関係機関と調整を図る。

なお、具体的な周知の方法は、第3章第7節「災害広報」により実施する。

第2節 公共施設災害の復旧

《総務部、経済部》

1 基本方針

雪害により被災した公共施設の災害復旧は、応急措置を講じた後に災害復旧事業の実施責任者が、各施設の原形復旧に併せて災害の再度発生防止のため施設の新設、改良を行うなどの事業計画を速やかに樹立し、人心の安定及び経済的、社会的活動の早急な回復を図るため迅速に実施する。

2 実施責任者

指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、町長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関その他法令の規定により、災害復旧の実施について責任を有する者が実施する。

なお、町は、特定大規模災害等を受けた場合、工事の実施体制等町の実情を勘案して、円滑かつ迅速な復興のため必要があると判断される場合は、県に工事を要請することができる。

県は、町から要請があり、円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲で、町に代わって工事を行うことができる権限代行制度により、被災市町に対する支援を行う。

3 復旧事業の方針

(1) 復旧事業実施体制

町は、雪害により被害を受けた施設の復旧事業を早期に実施するため、実施に必要な職員の配備、職員の応援、派遣等活動体制について、必要な措置をとる。

(2) 災害復旧事業計画の作成

町は、被災施設の復旧事業計画を速やかに作成し、国の災害査定が速やかに行えるよう努める。

(3) 災害緊急調査の実施

広域にわたる大規模災害、又は人身事故発生等の特別な雪害の場合には、国の緊急調査が実施されるよう必要な措置を講じて復旧工事が迅速に行われるよう努める。

(4) 災害復旧事業期間の短縮

復旧事業計画の樹立に当たっては、災害地の状況、被害の発生原因等を考慮し、災害の再度発生防止に留意し、また、速やかに効果のあがるように、関係機関は、十分連絡調整を図り、事業期間の短縮に努める。

(5) 復旧事業の促進

復旧事業を決定したものについては、速やかに実施できるよう措置し、復旧事業の実施効率をあげるように努める。

4 職員の確保

被災施設等の測量、設計書の作成その他の事務を処理するための人員に不足が生じたときは、被災を免れた他の市町から関係職員の派遣を求めてこれに対処する。この場合において、市町相互間において協議が整わないときは、県にあつせん又は調整を要請する。

市町相互間の職員派遣の円滑を期するため、災害対策基本法第 33 条（派遣職員に関する資料の提出等）に準じて、職員に関する資料を県に提出するとともに、当該資料を市町相互に交換する。

第3節 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成

〈総務部、会計部〉

1 基本方針

災害復旧事業には、法律又は予算の範囲内において国が全部若しくは一部を負担し又は補助して行う災害復旧事業及び「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和 37 年法律第 150 号。以下「激甚法」という。）に基づき援助される事業がある。災害復旧事業費は、町が提出する資料及び実地調査に基づき決定されるので、関係機関は、迅速な資料の提出等必要な措置を講ずる。

2 助成制度

法律又は予算の範囲内において、国が全部若しくは一部を負担又は補助する事業は、次のとおりである。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和 26 年法律第 97 号）に基づく事業
- (2) 公立学校施設災害復旧費国庫負担法（昭和 28 年法律第 247 号）に基づく事業
- (3) 公営住宅法（昭和 26 年法律第 193 号）に基づく事業
- (4) 土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）に基づく事業
- (5) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）に基づく事業
- (6) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）に基づく事業
- (7) 水道法（昭和 32 年法律第 177 号）に基づく事業
- (8) 予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）に基づく事業
- (9) 農林水産業施設災害復旧事業国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和 25 年法律第 169 号）に基づく事業

3 激甚災害の早期指定

災害対策基本法に規定する著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生した場合には、町は、雪害の状況を速やかに調査し、実態を把握して早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置して、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるようにする。

4 激甚災害に係る財政援助措置

激甚法に基づき激甚災害の指定を受けた場合の財政援助措置の対象は、次のとおりである。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助（激甚法第 3 条、第 4 条）

- (2) 農林水産業に関する特別の助成
 - ア 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置（激甚法第5条）
 - イ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例（激甚法第6条）
 - ウ 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助（激甚法第7条）
 - エ 天災による被害農林水産業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例（激甚法第8条）
 - オ 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助（激甚法第9条）
 - カ 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助（激甚法第10条）
 - キ 森林災害復旧事業に対する補助（激甚法第11条の2）
- (3) 中小企業に関する特別の助成
 - ア 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）による災害関係保証の特例（激甚法第12条）
 - イ 小規模企業者等設備導入資金等助成法（昭和31年法律第115号）による貸付金等の償還期間等の特例（激甚法第13条）
 - ウ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助（激甚法第14条）
- (4) その他の特別の財政援助及び助成
 - ア 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助（激甚法第16条）
 - イ 私立学校施設災害復旧事業に対する補助（激甚法第17条）
 - ウ 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例（激甚法第19条）
 - エ 母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による国の貸付の特例（激甚法第20条）
 - オ 水防資材費の補助の特例（激甚法第21条）
 - カ 罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例（激甚法第22条）
 - キ 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等（激甚法第24条）
 - ク 雇用保険法（昭和41年法律第132号）による求職者給付の支給に関する特例（激甚法第25条）

5 災害復旧資金

県は、災害復旧計画の実施に必要な資金需要額を速やかに把握し、それぞれ負担を要する財源を確保するために、起債その他所要の措置を講ずるなど、災害復旧事業の早期実施に努める。

第4節 被災者への融資・支給

〈総務部、会計部〉

1 基本方針

町及び防災関係機関は、雪害発生後の町民の生活の安定を図るため、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、被災者支援の仕組みの整備等に努める。

また、災害復旧事業の融資制度等の広報に努めるとともに、相談窓口を設置するなど迅速な復興援助の措置を講ずる。

加えて、各種支援制度の窓口を一元化するとともに、申請窓口での混雑が予想される場合は、各地区の申請受付日を設定するなど、被災者の負担軽減に努める。

2 農林業制度金融の確保

町は、雪害により損失を受けた農林業者（以下「被害農林業者」という。）又は農林業者の組織する団体（以下「被害組合」という。）に対して、農林業の経営等に必要な資金、災害復旧資金の融通及び既往貸付期限の延期措置等について指導あっせんを行う。

また、天災による被害農林業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（昭和30年法律第136号。以下「天災融資法」という。）の発動に基づく利子補給及び損失補償を行い、農林業の生産力の維持、増進と経営の安定を図る。このため、町は、次の措置を講ずる。

- (1) 能登わかば農業協同組合及び中能登農業共済組合が、被害農林業者又は被害組合に対して行う経営資金のつなぎ融資の指導あっせんを行う。
- (2) 被害農林業者又は被害組合に対して天災融資法による経営資金の融通措置の促進、利子補給並びに損失補償を実施する。
- (3) 被害農林業者に対して、(株)日本政策金融公庫法（平成19年法律第57号）に基づく災害復旧資金の融通及び既往貸付期限の延期措置等の指導あっせんを行う。

3 中小企業融資の確保

県は、被災した中小企業者の施設の復旧に要する資金及び事業資金の融資が円滑に行われて、早期に経営の安定が得られるようにするため、次の措置を講ずる。

- (1) (株)日本政策金融公庫、(株)商工組合中央金庫の「災害特別融資枠」の設定を促進するため、関係機関に対して要請を行う。
- (2) 地元金融機関に対して中小企業向融資の特別配慮を要請し、協力を求める。
- (3) 信用力の低い中小企業者向け融資の円滑化を図るため、信用保証協会に対して保証審査の弾力化等を要請する。

- (4) 中小企業者の負担を軽減し、復興を促進するため、激甚法の指定を受けるための必要な措置を講ずる。

4 住宅金融支援機構資金のあっせん

(1) 災害復興住宅資金

町は、被災地の滅失家屋の状況を調査し、住宅金融支援機構法（平成 17 年法律第 82 号）に規定する災害復興住宅資金の融資適用災害に該当するときは、被災者に対して、当該資金の融資が円滑に行われるよう借入手続きの指導、融資希望者家屋の被災状況調査及び被害率の認定を早期に実施して、災害復興資金の借入の促進を図る。

この場合、資金の融資を早くするために、町は、被災者が機構に対して負うべき責務を保証するよう努める。

(2) 地すべり関連住宅資金

地すべり等防止法第 24 条第 3 項の規定により、知事の承認を得た関連事業計画に記載された関連住宅を移転又は建設しようとする者に対する融資のあっせんについて、町は、災害復興住宅資金と同様の措置を講ずる。

5 生活福祉資金の貸付

雪害により被害を受けた低所得者に対して速やかに自力更生をさせるため、町社会福祉協議会は、生活福祉資金貸付制度により、町、民生委員の協力を得て、生活福祉資金の貸付を行う。

6 母子福祉資金、寡婦福祉資金の貸付

県は、雪害により被害を受けた母子家庭及び寡婦の速やかな自力更生を支援するため、母子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸し付けを行う。

7 災害援護資金の貸付

町は、「中能登町災害弔慰金の支給等に関する条例」で定める災害により被害を受けた世帯の世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付を行う。（「資料編 1（7）（8）参照」）

8 災害弔慰金の支給

町は、「中能登町災害弔慰金の支給等に関する条例」で定める災害により死亡した町民の遺族に対して、災害弔慰金を支給する。（「資料編 1（7）（8）参照」）

9 災害障害見舞金の支給

町は、「中能登町災害弔慰金の支給等に関する条例」の定める災害により負傷し、又は疾病にかかり、治った場合に、精神又は身体に「災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号）」別表に掲げる程度の障害がある者に対して、災害障害見舞金を支給する。（「資料編 1（7）（8）参照」）

10 被災者生活再建支援制度に基づく支援金の支給

県は、被災者生活再建支援法（平成 10 年法律第 66 号）に定める自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対して、自立した生活の開始を支援するため、被災者生活再建支援金を支給する。

また、町は、被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、申請書等の確認及び県への送付に関する業務の実施体制の整備等を図る。

11 制度の周知等

町は、被災者の早期生活再建を図るため、発災後速やかに、被災者生活再建支援制度等の各種支援制度の周知に努める。

第5節 被災者の生活確保のための緊急措置

《厚生部、会計部》

1 基本方針

被害を受けた町民が、速やかに再起できるよう、町及び防災関係機関等は、相互に協力して被災者の生活の確保、社会経済活動の早期回復に努める。

2 被災者台帳の作成

町は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する町からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供する。

3 生活相談

- (1) 町役場庁舎内に生活相談窓口を設けるとともに、避難所等に生活相談所を設け、被災者の生活、資金、健康、身上等の相談に応ずる。
- (2) 住宅再建に対する相談については、県、町及び関係団体が連携協力し、総合的な相談窓口を設置し、速やかに周知する。
- (3) 町は、居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、避難先の市町村との協力のうえ、必要な情報や支援・サービスを提供する。

4 こころのケア活動の継続

こころのケアが継続的に必要な住民に対して、自立して健康な生活を送ることができるよう、県、町及び関係機関が連携し、必要な支援を切れ目なく実施する。

5 罹災証明の交付

町は、被災者の各種支援措置を早期に実施するため、災害発生後早期に罹災証明の交付体制を確立し、被災者に交付する。

なお、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

ただし、町だけで対応できない場合は、県に応援要請する。

6 町税等の徴収猶予及び減免の措置

町長は、被災者の納付すべき町税及び各種使用料等について、条例及び規則の規定に基づき、申告、申請、請求、その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期限の延長の措置を講ずるとともに、町税、各種使用料等（延滞金等を含む。）の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

7 公営住宅等の整備

町は、雪害により住居を滅失した低所得者の被災者に対する住宅確保支援策として、必要に応じて公営住宅等の整備、公営住宅等の特定入居等を行うものとする。

この場合において、滅失又は消失した住宅が公営住宅法に定める基準に該当するときには、被災市町及び県は、災害住宅の状況を速やかに調査して国土交通省に報告するとともに、災害公営住宅整備計画を作成し、災害査定を受け早期の整備を図る。

8 国有財産の無償借受等

国有財産を災害復旧や、避難住民受入のための仮設住宅の建設等の用に供する場合など、応急対策の用に供する場合、町は国に対し無償借受等の申請を行う。

9 災害廃棄物の処理等

(1) 町は、町が定める「災害廃棄物処理計画」等に基づき、必要に応じて、災害廃棄物の処理方法を確立するとともに、仮置き場、最終処分場を確保し、計画的な収集、運搬及び処分方法を図ることにより、災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理を行う。加えて、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、効率的に搬出を行う。

また、一般廃棄物処理施設については、災害廃棄物を処理しつつ、電力供給や熱供給等の拠点としても活用する。

(2) 町は、損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、産業廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の市町への協力要請を行う。

第6節 災害義援金・義援物資の配分

《会計部》

1 基本方針

被災者あてに寄託された義援金及び義援物資については、被害状況に応じた配分計画を立て、确实、迅速に配分を行う。また、義援物資の受入・管理・配分の窓口を一元化することにより、義援物資が被災者に迅速、効率的に届く体制とする。

2 義援物資の募集

町は、受け入れを希望する義援物資を具体的に示した上で募集するものとする。また、町は、義援物資の受入・管理・配分窓口を一元化することにより、義援物資が被災者に迅速、効率的に届く体制とする。

3 義援金・義援物資の受付

寄託された義援金及び義援物資の受付等については、会計部がこの業務にあたる。

4 義援金の配分

会計部は、配分委員会を設置して、義援金の配分を決定し、できる限り迅速な配分に努める。

5 義援金・義援物資の輸送

県又は日本赤十字社から送付された義援金及び義援物資については、会計部が各種団体の協力を得て、被災者に配分する。

6 義援物資保管場所

義援物資の保管場所（倉庫等）については、「ふるさと創修館」、「ラピア鹿島」、「カルチャーセンター飛翔」とし、災害の状況によっては、各学校の体育館とする。

第7節 復興計画

《全部局、関係機関》

1 基本方針

被災地の復興にあたっては、地域コミュニティの維持・回復や再構築に十分に配慮したうえで、被災者の生活再建を支援し、再度の雪害の防止と施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な環境づくりに努める。

2 基本方向の決定

町は、被災の状況や地域の特性、関係公共施設管理者や町民の意向を勘案して、迅速な現状復旧を目指すか、又は災害に強いまちづくり等の中長期的な課題の解決を図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、必要な場合には復興計画を作成する。

3 計画的復興の進め方

(1) 町は、復興計画の迅速かつ的確な作成と遂行を図るため、広域調整や県、国との連携などにより、必要な体制を整備する。

(2) 町は、再度の災害防止により快適な住環境を目指し、町民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施する。

併せて、障害者、高齢者、女性等の意見が反映されるよう、環境整備に努める。

第5章 複合災害対策

第1節 基本方針

本章は、同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象（以下、「複合災害」という。）における、予防対策、応急対策、復旧対策について示すものである。

なお、町及び防災関係機関は、平素から備えを充実するとともに、中能登町地域防災計画各編に記載する対策の内容を踏まえるとともに複合災害への対応に留意し、所要の措置を講じる。

第2節 災害予防対策

1 情報の収集・連絡体制の整備

町及び各機関は、緊急時における関係機関相互の迅速かつ的確な通信連絡を確保するため、操作方法の習熟と通信連絡設備等の適正な管理に努めるとともに、通信連絡体制の整備において、通常の通信手段が確保できない場合を考慮して、平常時から代替ルートの確保に努めるほか、災害時にも活用できるような非常用電源の確保等の停電対策等を講じる。

さらに、町及び各機関は、北陸地方非常通信協議会との連携に努め、西日本電信電話株式会社災害時優先電話及び無線電話等の配備について確認し、運用方法等の習熟に努める。

2 複合災害を想定した訓練の実施

町は、県、関係市町、防災関係機関等と連携して、防災体制の確立と防災業務関係者の防災技術の向上を図り、併せて町民等の防災意識の高揚を図るため、複合災害を想定した訓練の実施に努める。

なお、訓練を実施するにあたっては、様々な複合災害を想定した机上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。

さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実動訓練の実施に努める。

第3節 災害応急対策

1 活動体制の確立

複合災害が発生した場合において、対策本部が複数設置された場合は、重複する要員の所在調整、情報の収集・連絡・調整のための要員の相互派遣、合同会議の開催等に努める。対策本部事務局の担当部局が異なる場合には、統合を含めた具体的な連携方策をあらかじめ定めておく。現地災害対策本部についても、必要に応じて、国の現地対策本部や町災害対策本部との合同会議を行うなど、同様の配慮を行う。

2 情報の収集・連絡

町は、県や国、防災関係機関と協力し、複合災害時においても情報連絡体制を確保し、被災情報等の収集・連絡を行う。

3 避難対策

- (1) 町は、情報収集により得られた道路や避難所の被災状況をもとに、代替となる避難経路及び避難所の確保を図る。
- (2) 町は、避難経路付近で家屋の倒壊等の危険性が想定される場合には、避難誘導の実施にあたり十分留意する。

4 緊急輸送車両等の確保及び必需物資の調達

町は、情報収集により得られた道路や避難所の被災状況をもとに、警察や道路管理者と連携し、代替となる輸送経路や輸送手段を確保する。

第4節 災害復旧対策

複合災害として発生する災害の種類に応じて、本編 第4章 復旧・復興計画及び各災害編の災害復旧対策の内容を踏まえて対応する。